

午前十時 零分 開会

○議長（首藤 正君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付いたしております議事日程第三号により行います。

日程第一により、一般質問を行います。

通告の順序により、発言を許可いたします。

○十六番（富田公人君） 議員になりましたから、トップという経験は過去一回か二回あったかなと。特に覚えていますのは、第一期目に通りました、私の同期の菅元生さんがくじを引いてくれたときに、たまたまトップになったという記憶をしております。今は亡き菅元生さんですが、それ以来きょうが初めてではないかなという気持ちがいっておりますが、できるだけ簡潔に……（発言する者あり）そうさせてもらいたいと思います。（笑声）期待をしておるのです、自分自身で。そういうことで、きょうはぜひ簡潔に、二十一世紀が始まって、これから先いろんな意味で大変な時代になることが想定をされますから、そういうものを前提にしながら質問をしていきたい、このように思っております。

まず第一点の、市長の基本的な政治姿勢についてから入ってまいります。

その第一点であります、平成十五年度の予算編成に対する基本方針についてということで提起をいたしておりますけれども、その中で、まず最初に平成十年度以降、一般会計の款別の歳入歳出に関する各年度別の当初予算及び決算内容の特徴的な問題点となります課題の推移について、どうとらえているか。そこのところからまずお聞きしておきたいと思います。

○財政課長（友永哲男君） お答えいたします。

ここ数年の予算・決算状況の推移を見てみますと、その年度において介護保険等国の施策あるいは市の事業状況等の影響によりまして、額がかなり変動しておるのが現状でございます。今後の財政状況の趨勢という観点から、平成十一年度の決算と十三年度の決算を比べてみますと、景気の低迷また国の財政状況等から、歳入の根幹であります地方税の税収は約四億四千万、それから地方交付税におきましては約六億三千万と、著しく減少しているのが現状でございます。そういう中で、歳出面では国・県の権限委譲等から市民生活に直接かかわりのある民生費や保健衛生費関係の伸びが大変大きくなっている状況でございます。この状況が今後も一定程度見込まれるものというふうに考えております。この点、本市だけの問題ではなく、すべての地方自治体におきましても深刻な問題ではないかというふうに考えております。国と地方の税源配分を含めまして、交付税制度、国庫負担金、国庫負担補助制度の三位一体の見直しを注意しながら、今見ている状況でございます。

また、今は市長みずから、「地方観光都市からの提案」というのを提案いたしました。また、全国市長会の温泉所在都市協議会の中でも提案をいたしておりますし、事

は機会のあるごとに国等に意見を具申している状況でございます。

○十六番（富田公人君） 十一年度と十三年度を比較してみた場合に、かなり厳しい内容が襲ってきていることが理解できます。そこで、特に次に申し上げます款別に関する増減の要因についてこの際お聞かせを願いたい。これはなぜかと申しますと、とりわけ重要な款の内容でございますので、これから先を展望した場合に、この部分がますます減収になってくるのではないかという気持ちがいたしておりますので、この際お聞きをしておきたい。

一つは歳入関係、歳入関係の市税。それから二つ目には地方消費税交付金、これもかなりの減収になっておりますが、それと地方交付税。それから国庫支出金、県の支出金それから地方債、この部分について特徴的な増減の関係についてわかれば御指摘を願えないだろうか。

それから歳出の関係については、人件費、二つ目が民生費。特にこの民生費の関係部分では、生活保護費の占める割合が年々高まってきておる、こういう状況も踏まえて特徴的な今後の展望を踏まえての内容をお聞かせ願いたい。それから、教育費ですね。

一応用意してありましたのはたくさんあるのですけれども、大体そういうところの関係について、特に増減の要因について、今後の展望を踏まえてお聞かせ願えればお願いをしたいというふうに思います。

○財政課長（友永哲男君） お答えいたします。

総合的な観点から申し上げたいと思います。先ほども申し上げましたように、現在、本市を含む地方自治体の財政状況、国の施策や財政運営に大きく左右される構造になっております。そういう中で、今、議員さんがおっしゃいましたように、歳入面におきましては、市税、交付税の落ち込み、やはり景気の低迷や国の財政状況等の影響が多うございます。歳出面におきましても、景気の低迷によります、生活保護費の関係でございますが、十一年度から十三年度を比較いたしますと、約三億七千万円ほど伸びております。また、少子・高齢化等によります国等の施策といたしまして、児童手当の拡充や児童扶養手当の支出等、また各種医療費の伸びによります支出増になっております。歳出の伸びが非常に強うございますし、性質別に見てみますと、扶助費の関係でございますが、特に七％から八％程度の現状でございます。民生費の占める割合で申しますと、十三年度決算におきますと三五・四％の全体に占める割合でございます。そういう中で、市の負担というのは大変厳しゅうございます。そういう状況でございます。

それから、数日前の新聞報道なんかによりますと、地方財源の不足が最大になり、借金の方が増加する傾向にあるというふうにもうたわれております。

そういう中で、私の方でちょっと説明させていただきたいのですが、今のところ借

金の残高というのがございます。そういう中におきまして、市民一人当たりの観点からいたしますと、別府市におきましては、十三年度決算で二十万八千円程度でございます。県下別府市を除きます十市におきますと四十万六千円ということで、地方債の残高につきましては、今のところ別府市といたしましては、まだまだ余裕があるという状況でございます。そういう中で何度も申し上げますが、今、扶助費を初め市の負担は大変厳しいという状況でございます。

○十六番（富田公人君） それでは、一応平成十年度以降の予算決算の推移に基づきまして、今から具体的な作業が始まっていくと思います。財政部を中心として各課の予算編成によりまして、それぞれの打ち合わせなどを通しまして具現化されると思いますが、申し上げましたように、十年度以降の予算・決算の推移に基づきます平成十五年度の予算編成に対する基本的な方針について、この際お聞きしておきたいと思います。

○財政課長（友永哲男君） お答えいたします。

平成十五年度の当初予算につきましては、統一地方選挙の関係から、骨格にて予算編成をする予定でございます。しかしながら、前年度を通じましての財政の収支状況の把握のために通年ベースでの各課の事業の予算の見込みを提出していただくようにしております。今までお答えをいたしました現状や予測下での平成十五年度の予算編成でございますけれども、国等の各施策の方向性を十分把握した上で、本市としての施策・事業の再構築と優先順位を費用対効果等も見まして判断をしていく必要があるかというふうに考えております。そのためにも各事業の責任者の事業展開の方向づけといたしまして、予算要求に今まで以上にリーダーシップを発揮する必要があるというふうに考えております。そのためにも現在の事業については、廃止、統合を含め無理、むら、むだを排除の徹底を行い、将来の新たな、また緊急な政策方向転換に対応するために、経常経費におきましても五％の節減をお願いしてきたところでございます。最少の経費で最大の効果を上げるよう、私どもは予算編成をしていきたいというふうに考えております。

○十六番（富田公人君） 大分県の平成十三年度の県税収入は、前年度と比較をいたしまして二十九億五千万円の減収となったことが、さきの新聞報道等でも明らかにされております。別府市としても同様にこの四年間を振り返った場合に、先ほど来例示されております若干有利な状況内容であった平成十一年度の決算と、厳しかったと思われず平成十三年度決算を見た場合に、歳入の根幹であります地方税収は約四億四千万円、それから地方交付税は約六億三千万円と、かなり大幅に減少している実態が明らかにされました。

一方、歳出面では、児童扶養手当などを初めといたしまして、国・県の権限委譲などから市の負担増を余儀なくされる方向が出てきております。ちょっとこれを具体的

に申し上げますと、ことしの八月でしたか、児童扶養手当が、一応国と県が全部支給されておったものが、県で扱っておった権限を別府市に、地方公共団体に委譲されたということで、今まで県が負担をしておった四分の一ですか、これが市の関係で負担をしなければならなくなりました。ただし、この部分は、従来どおり国が四分之三、県が四分の一の分を、市が四分の一を負担するとしても、それは地方交付税で落としていくという事情にはあるのですが、これはひもつきではございませんので、そういうことからしますと、将来非常に厳しい支出の対象になるのではないかと、このように考えております。したがって、申し上げました国・県の権限委譲から市の負担増を余儀なくされまして、とりわけ扶助費の占める割合、特に生活保護費など、義務的経費の関係で支出をしなければならない部分ではありますものの、これが年々高まっていくことが容易に想定できますだけに、市全体の財政運用が極めて窮屈な状況になっていくことは必至と見なければならぬのではないかと。それだけに平成十五年度の予算編成は、極めて厳しい対応にならざるを得ないと思っておりますけれども、歳入補てんのための起債の発行については、慎重の上にも慎重を期して対応されますように強く要望しておきたい。

今、財政課長からも御答弁にありましたが、十一市の中で比較してみた場合に、別府市は、起債の率がまだまだ低いということではありますものの、これから先を展望した場合、どうしてもここに目が向けられてくるのではないかとこのことを危惧しております。ぜひ慎重の上に慎重を期して対応していただくようお願いしたい。もう一つ強くお願いしておきたいのは、税の平等性から、平成十三年度でもそうでしたが、過去二十億を超えた滞納の実態があるわけですが、これをぜひ二十億を割る、そして十五億を割る、十億を割っていくという、そういう態勢を同時に確立していかなければならないのではないかとこのことを申し上げまして次に移ってまいりたい、このように思います。

次に、「別府市シルバーハウジング・プロジェクト事業計画」の進捗状況と、今後の具体的な対応施策についてお尋ねをしてみたい、このように思います。この問題につきましては、平成十年三月議会及び平成十二年の九月議会で指摘をしてみいました。昭和六十二年度からモデル的に実施をされておりました「シルバーハウジング・プロジェクト」の全国的な導入経緯及び計画について、かなりこの二回の質問の中で詳しくお尋ねをいたしましたが、本日、改めてその後の取り組みの経緯などについてお尋ねをしたい、このように思います。

その中でまず第一点。平成十四年四月一日現在における、わかりましたら国と、それから県と別府市の六十五歳以上の人口及び高齢化率について明らかにされたいというふうに思います。

○高齢者福祉課長（伊豆富生君） お答えいたします。

全国につきましては、平成十二年の国勢調査によりますと、人口は一億二千六百九十二万五千八百四十三人でございます。六十五歳以上の人口は二千二百万五千百五十二名で、高齢化率につきましては一七・三％でございます。それから大分県を申し上げますと、これは十四年四月一日現在で申します。大分県全体の人口は百二十三万一千五百三十三人で、六十五歳以上の高齢者は二十七万六千五百六十人となっております。高齢化率は二二・五％でございます。それから、別府市の人口ですが、十二万四千二百十三人、そのうち六十五歳以上の人口ですが、男性が一万一千二百六十二名、女性が一万八千七十二名の二万九千三百三十四人で、高齢化率は二三・六％となっております。

○十六番（富田公人君） 中身としては、よくわかりました。

次に、過去五年間の六十五歳以上の独居老人―ひとり暮らしです―及び高齢者二世帯の人口動態について把握しておれば明らかにしていただきたいと思えます。

○高齢者福祉課長（伊豆富生君） お答えいたします。

別府市内のひとり暮らしの独居老人ですが、現在五千四十九人となっておりまして、過去を振り返りますと、平成十三年が四千九百五十人、それから平成十二年が四千七百七十八人、平成十一年が四千五百三十七人、平成十年が四千二百七十八人で、過去五年間で七百七十一人の増加となっております。

また、市内の高齢者二世帯を見ても、これは十四年四月では五千九十世帯となり、十三年は四千九百二世帯で、この二年間を比べてみましても、増加しているのが現状でございます。

○十六番（富田公人君） なぜ前段でそのことをお尋ねしたかと申しますと、別府市がいかにか高齢化率が高いかということをお互いが認識し合うのと同時に、一般の市民の方々にもこの実態を知っていただくということが非常に大事ではないか。これからのいわゆる高齢化社会に対して、こういうものが一つの大きな基礎になりまして、あらゆる手だてを加えていかなければならない。そのために今、課長から言われました科学的な数字に基づきまして今後の対応をしていかなければならないのではないかと、このように考えておりますだけに質問をさせていただきました。

それでは三つ目に、県内における「シルバーハウジング・プロジェクト」の事業計画の推進の実態、それから別府市の同プロジェクト事業計画の進捗状況と今後の具体的な推進計画について明らかにしていただきたいと思えます。

○建築住宅課長（安部重穂君） お答えいたします。

まず県内における推進実態でございますが、県内で「シルバーハウジング・プロジェクト事業」の承認を受けていますのは、大分市、中津市、日田市、玖珠町、三重町と別府市の四市二町であります。その中で大分市は、平成十一年度から取り組み、十三年度に二十戸ほどシルバーハウジングを供給しております。日田市も同じく十戸を

現在まで供給しております。また、玖珠町が十三戸、中津市が十戸、今年度中に完成する予定となっております。三重町につきましては、現在計画中で、十六年度に建設すると聞いております。

それから、別府市のプロジェクトの進捗状況と今後の具体的な推進計画ということでございます。別府市のシルバーハウジングにつきましては、高齢者住宅の最重要課題であるので、早期に実現するように積極的に取り組みということで市長より指示を受けております。昨年、事業計画を策定するためのワーキンググループを設置し、本年、「別府市シルバーハウジング・プロジェクト事業計画」を策定し、国土交通省の補助事業に乗ることとなりました。推進計画としましては、老朽化した住宅の建てかえや改善事業を計画的に行うことに対して補助がつくこととなりまして、現在、関係部門と連携し、この補助がつく別府市市営住宅ストック総合活用計画を国土交通省の補助事業で策定中であります。本年度中に作成しますので、この計画の中でバリアフリー化はもちろんです、緊急通報システム等を導入した「シルバーハウジング・プロジェクト」の推進を図りたいと考えております。

○十六番（富田公人君） 本年三月十日の大分合同新聞の「表層深層」の欄で、「痴呆の妻、夫の死を理解できずに一カ月」というショッキングな見出しで報道された内容によりますと、本年二月中旬、東京都西東京市の団地の一室で、八十四歳の夫の死に気づかず、約一カ月間食事の世話を続けておりました七十六歳の痴呆の妻の記事が掲載をされておりました。記事の中心は、みずから申し込まないと手を差し伸べてもらえない介護保険制度に関する「申請主義」の限界を浮かび上がらせる内容でありましたのですが、この実態としては、夫がこたつに足を入れたまま、栄養失調による衰弱死で、死後約一カ月が経過をしていたということが明らかにされております。また、このこたつの上には、その日の夕食と見られますご飯、みそ汁、焼き魚が並べられまして、夫が亡くなった後も妻が毎日用意していたようで、部屋もきちんと整理されていたというふうに記事では紹介をされております。二〇〇〇年時点では、六十五歳以上でひとり暮らしが夫婦だけの方が、全国に約一千三十万人いることも紹介をされました。

別府市においても、先ほど明らかにされましたように、六十五歳以上の高齢化率は二三・六％を占めております。これは、かなりウエートとしては高いのではないかと。大分県の二二・五％を一・一％上回り、平成十二年度の国勢調査とは言いながら、全国的な高齢化率の一七・三％を大きく上回っておるとこの実態を、別府市としては十分重く受けとめていかなければならないのではないかと。その内に、ひとり暮らしの独居老人が五千四十九人おると言われておるのですね。それから、六十五歳以上の老人人口、一七・二％を占めておることが明らかにされております。また高齢者夫婦の世帯数も、言われましたように五千九十世帯あることが明らかにされました。全国

的に共通する課題として、高齢者は年をとるとともに身体的な機能それから精神的な機能が低下をいたしまして、家庭内での不慮の事故の発生件数は、今や幼児以上に多いというふうに言われております。

そこで、高齢者世話つき住宅、いわゆるシルバーハウジングの緊急な整備が必要となっているのではないかと、このように判断をしている一人であります。このシルバーハウジングの目的は、本格的な長寿社会の到来に向けまして、高齢者などの身体機能の低下などに配慮いたしました公共賃貸住宅の整備を促進するとともに、福祉施策との連携を図ることによりまして、高齢者の居住安定を確保することを目的といたしておるわけでありまして、同時に、先ほどの関係を言いましたが、生活上の安否の確認それから緊急時の対応、疾病時の一時的介護などのために生活援助員、つまりライフサポートアドバイザーの配置によりまして、在宅生活を支援する制度を確立いたしまして、前述いたしました西東京市の痛ましい事故など、家庭内での不慮の事故を未然に防ぐ態勢確立が緊急に求められているのではないかと、このように思っているところであります。その前段の作業として「シルバーハウジング・プロジェクト事業計画」、この策定が急がれていたわけでありまして、御答弁にもありましたように、国の補助事業に乗ることとなった以上は、今後の具体的な取り組みを強力に推し進めていっていただきたい、このことを強く申し上げておきたい、このように思います。

皮肉ではないのですが、別府市の福祉関係に対する取り組みというものは、全国的に見た場合と大分県で見た場合、共通すると思うのですが、ちょっとテンポが遅いのではないかと。課長の答弁にもありましたように、大分市、日田市それから三重町それから玖珠町、中津市も具体的に取り組んできておるといふこの周囲の状況を見ますと、なぜ第二の都市の別府市が、早々と「シルバーハウジング・プロジェクト計画」に具体的に入らなかったのかなと、いまだにそういうふうに思っているのですが、補助事業に乗った以上は、ぜひ高齢者の方々、きょうは時間の関係もありますので、公営施設に入っている方々とか自分のお金で民間の住宅にお世話になっている方々とか、いろいろ色分けをしても、かなりの数があるわけなのですが、やはり安くて一堂に会せる場が常に毎日できるような、そういう施設をシルバーハウジングの中で建設していくようにという国の指導もあるわけですから、ぜひそこを重要視しながら、そのように一週間あるいは十日、あるいは一カ月も亡くなられた方をそのまま放置するという状況がなくなっていくのは、もう確実であります。したがって、ぜひ市長を中心にして「シルバーハウジング・プロジェクト」をぜひ、冒頭の予算関係の取り扱いも関連をしますけれども、補助事業に乗った以上は積極的に対応されますようお願いを申し上げて次に移っていきたい、このように思います。

次は、住民の意見を直接反映させる常設型の住民投票条例の制定についてお尋ねをしていきたい、このように思います。

地方分権一括法の施行後、国の機関委任事務の多くが、各自治体が独自の判断で運用できる自治事務にかわりまして、運用のルールを定めました市町村の法律、いわゆる条例を制定する範囲が広がってまいりましたけれども、住民の意見を直接反映させる常設型住民投票条例を制定をしてはいかかなものかというふうに考えておるのですが、これは、過去何回か質問に設定してまいったのですが、全体の時間の配分の私のみならずから、なかなかここまで入るわけにいかなかったもので、きょうは、早々この問題について見解を求めていきたいというふうに思います。

○総務課長（藤野 博君） お答えをいたします。

近年の、行政に参加しようという住民の意識の高まりの中、原発問題、産廃処分場建設問題、空港建設問題、国の大型プロジェクト問題など、住民の生活に影響を与える問題につきまして、住民による直接請求による住民投票条例が提出された経緯がございます。

当別府市におきましても、平成九年第一回定例会におきまして、直接請求による住民投票条例が提出されております。このような流れに加え、一部の地方公共団体では、住民投票制度化の試みがなされております。大阪府箕面市におきましては、平成九年に住民参加条例を、北海道ニセコ町におきましては、平成十二年にまちづくり基本条例を制定し、愛知県高浜市においては、平成十三年四月に住民投票条例を施行いたしております。この高浜市の条例が、まさに御質問の常設型住民投票条例でございます。この高浜市の条例が、まさに御質問の常設型住民投票条例でございます。議会の議決なしに住民投票を実施することができる全国初の住民投票条例であると、多数報道された旨聞いております。

住民投票条例は、地方自治の本旨の一つであります住民自治あるいは行政への住民参加の機会の拡大といった面において有益であると考えられます。しかし、代表民主制を採用する現行法のもとにおきましては、議会や長の本来の機能と責任を損なうことのないような配慮の問題、どの範囲の事業を住民投票に付すのかといった適用対象の問題、また住民投票の制度化に関する地方制度調査会や地方分権推進委員会の数度の議論におきましても、積極論、慎重論が二分したとも聞いております。したがって、本市といたしましても、このような状況を踏まえまして、現行の法制度の検討も含めまして、住民投票制度を導入するか否かについて、今後慎重に検討する必要があると考えております。

○十六番（富田公人君） 今、課長から答弁がありました、全国で初めてとなりました常設型の住民投票制度創設をいたしました愛知県の高浜市住民投票条例については、平成十二年十二月二十日に、高浜市議会本会議において全会一致で成立をいたしてあるわけでありまして、可決後の記者会見で森高浜市長は、次のように言っております。「大局的な見地から条例の趣旨を理解し、賛成した議会に感謝したい」とした上で、「二十一世紀には、自己責任に基づき、住民が主体となって決定する住民自治の時代

が来ると確信している。条例は、それに近づいた一步と考えている」、このように見解を述べておるのですね。

高浜市住民投票条例が画期的なのは、有権者の三分の一が署名をすれば、必ず住民投票を行う点、議会も市長もこれを拒否できない点なのです。これまで条例が制定されたケースでも、住民ができるのは条例制定の請求まで、判断は議会にゆだねられまして、否決をされればそれで終わりだった、こういう状況が続いておったわけです。すべての市民の声を議員が代弁できない以上、民意を反映させるシステムが必要という論理であることを明らかにしております。また当時、同市議会の杉浦議長は、「この条例が使われないためにも、議会は市民の声を聞き市政に反映させる一層の努力をしなければならぬ」、このように力説をいたしておるわけです。

ちなみに、この種の常設型住民投票条例などを制定しようとしている全国的な動きなのですが、今、課長からも三カ所言われました。大阪府の箕面市を初めとして北海道虻田郡ニセコ町、これはまちづくり基本条例。それから長崎県北高来郡小長井町、これは二〇〇一年三月にまちづくり町民参加条例、これが成立されております。それから四つ目には新潟県北蒲原郡紫雲寺町、これは町民参画条例。これは現在、こういうことで論議がされておる状況です。それから静岡県伊東市は、議員発議で自治基本条例、これは全国で初めてなのですが、議員の発議というのは。これが出されておりますが、まだ成立はされておりません。同じく静岡県静岡市では、二〇〇一年三月を目途に策定をしようというということで、同じ自治基本条例が検討されております。それから七つ目には東京都杉並区、これは二〇〇三年度施行を目指すという前提、二〇〇三年度ということとは、来年の二〇〇三年の三月三十一日までですね、ということなのでしょうが、ここも自治基本条例を制定しようという動きが出てきております。それから八つ目には京都府京都市、ここは市民参加推進計画に基づく新条例制定の動向が今検討されておるのです、具体的に。それから石川県の松任市。ここは美しいまちづくり条例、市民主導型で二〇〇一年三月議会で提案をされまして、そして可決をされ四月から施行されております。

このように二十一世紀は住民自治の時代、自己決定、自己責任が求められ、住民自身が考え行動するシステムをつくりたかったという、この高浜市長が言っているわけですが、こういう全国的な動きが、今、燎原の火のようということ言えばちょっと大げさかもしれませんが、いずれ燎原の火のように全国的に広がっていくのではないかと。趣旨が趣旨ですから、これから先、限られた人間だけでどのように頑張っても、市民全体の意思を把握するというのは極めて不可能ではないか。何もないうちにこういう条例を制定する方がより賢明ではないかな、このように考えておるわけです。高浜市も何もなかったわけですね、現状。事が始まってから住民投票をして、その白黒をつけようではないかという、こういう状況下では、この種の条例制定は非

常に難しい状況になるのではないか。したがって、何も無いときこそ高浜市長は、つくるべきだということを考えまして、議会でも全会一致でこれは承認をされたというこの経緯は、非常に全国から注目をされております。人口としては非常に少ない人口ですが、問題は中身であります。ぜひこうした中身を別府市も積極的な検討を進められることを要請いたしまして、この点については終わりますけれども、特に市長の御見解がありましたら、御遠慮なくお願いしたい、このように思うのですが、いかがでしょうか。

○総務部長（大塚利男君） お答えいたします。

常設型の住民投票条例は、ただいま課長が御答弁しましたように、住民の行政参加といった、住民が特に行政に住民の意思を直接反映するといったメリットがございますが、反面デメリットとして、複雑な案件でも賛成か反対かの二者択一しかない。また、議会では表決に至るまでの経過が、十分論議・審議されて表決に至るわけですが、住民投票の場合は、その過程が議会のような審議過程に欠けるのではないかと。そういったことから、熟慮としての結果の住民の相違を見出すことが難しいのではないかと、そういった問題等も提起されておりますので、しかし議員さんの御指摘も十分私ども理解できますので、今後、これの制度の導入については、慎重にまた十分検討してまいりたい、このように考えております。

○十六番（富田公人君） 別府市は――私は、議員になって足かけ十二年になりますが――二年前に御案内のように地方分権が施行されました。これは、事あるごとに私は口酸っぱく言ってきたわけなのですが、それまでは上位の法律の関係に抵触するからできない。その後でもなおかつそれを踏襲している実態が、別府市の場合非常に強い。それは何かといえますと、まず税金の問題の関係。悪質な百万円以上の滞納者、何で氏名が発表できないのかという、この問題についてすごく憤りを持っておりますが、その関係についてもオウム返しのように、上位の法律の関係でできない。今、総務部長が、また指摘をされました。ならば、なぜほかの市はできて別府はできないのかということ逆問された場合、どうお答えになるのでしょうかね。やる気があるかないかという、これは法律に違背するんじゃないんですよ。地方分権で地方公共団体の長を中心として、国でいえば憲法に匹敵する、地方公共団体の憲法を自主的に自律することができるという地方分権の精神なので、ここはぜひ深刻に受けとめていただいて、とにかく今はそういう状況下でないから、やったら自分の立場にいろんなことが引っかかってくるということを選んでいるとは思わないのですけれども、避けておるような感じがしてならないのですね。ぜひ地方分権一括法の政治の精神をもう一度厳しく受けとめ直して、二十一世紀はこれから先長いですから、別府市としての自主的な判断により別府市民が喜ばれるような法律を、憲法をつくっていくことが大事ではないか、このことを最後に強く申し上げまして次に移ってまいりたい、この

ように思います。

四番目は、市長の基本的な政治姿勢の四番目なのですが、別府市としての基本的な少子化対策について、これについてお伺いをしていきたい。

一つは、子供が減っていくいわゆる少子化、この要因の分析について、どのように分析をしているのか明らかにしていただきたい。

二つ目には、子供を産みやすい環境づくり、これは非常に努力しておることは重々承知をしております。環境づくりと婚姻率の向上を目指す行政としての思い切った施策の確立について明らかにしていただきたい。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

少子化の原因ということでございますが、私どもは、まず未婚率の上昇というのがあるかと思えます。これにつきましては、社会変化による価値観の相違、また女性の社会進出、こういう部分があるかと思えます、そう認識しております。

まず、平成十三年度、厚生労働省がとったアンケートがございます。その中を見ますと、まず一番多いのが、やはり子育てにお金がかかり過ぎる、経済的負担であるというふうに思っております。次に多いのが、やはり女性が出産をしても働くための支援体制、それから支援とその施設がないというのがあるようでございます。そういう部分で別府市としても私ども、昨年度エンゼルプランを策定する中でとったアンケートとほぼ同じような状況、経済的負担、それから子育て支援ということで、私ども、先ほど議員さんがおっしゃいましたように、いろいろな施策を続けてきているところでございます。

○企画調整課長（安波照夫君） お答えをいたします。

若者を定住させる、促進させる環境づくりでございますが、定住環境の整備及び定住支援制度を活用した施策の両面から検討をすることが必要だろうと思っております。まず、定住環境の整備についてでございますが、十二年に完成しました市営松原住宅に若者専用住宅、これは特公賃住宅でございますが、このような特定の目的を持った市営住宅の建設、先ほど出ましたシルバーハウジング、身障者用住宅、例えば少子化に効果があると思われ若者夫婦の専用住宅、こういう特定目的を持った市営住宅の建設が今後必要になるかと思っております。そういうことから、建築住宅課において今行っております市営住宅のストック総合活用計画の中でも、今後の市営住宅の建設につきまして、ぜひ若者の定住できるような市営住宅、魅力ある市営住宅を建設してほしいというふうに、今検討をしているところでございます。

それから、経済的な側面といたしましては定住支援でございますが、十三年度から第三子以降を出産した者に対しまして、「湯のまち別府っ子誕生祝金」の支給を開始しているところでございます。他の市町村の状況を見ますと、急激な過疎化というような状況もございますが、出生祝金のほか結婚祝金、育児の手当、それから就職

の奨励金、それから定住奨励金、家賃補助、住宅補助というような形の中でいろんな助成制度がなされているところでございます。それぞれの市町村におきましては、社会的条件、地理的条件と異なりますのですけれども、他の市町村の制度を参考にしながら、本市も必要な助成制度について検討をしていきたいというふうに思っております。

○十六番（富田公人君） 本年四月一日現在のゼロ歳から十四歳までの年少人口は千八百十七万人で、前年よりも二十万人少なく、二十一年連続で減少しているということが総務省の推計として発表されました。また、戦後の最低記録を十五年連続で更新をいたしましたわけではありますが、少子化に歯どめがかからない状態が続いているということについても明らかになったのではないかと。

一方、大分県では、本年七月五日に二〇〇一年の県人口動態統計の概況をまとめたことが、マスコミによって明らかにされております。大分合同新聞によりますと、「ため息また一つ」という大きな見出しで、三つの中見出しには「オギャーの声少なく 結婚カップル二百三十組減 ふえたのは離婚二百五十五組」というユニークな見出しでありましたけれども、一見して県の人口動態の特徴と年少人口の減少要因のつながりが理解できるような内容が掲載をされたわけであります。

平成十一年十二月議会でも、少子化減少に対する行政としての抜本的な対応施策を講じない限り、この勢いをとめることはできないのではないかと、こういうことを提起した経緯がございます。そのときに、福島県の西白河郡東村の少子化への具体的な施策について提起をいたしました。本年、その実態を把握するために東村へ視察に行つてまいりました。東村は、人口六千五百五十人、千四百七十九世帯の極めて閑静な農業中心の村であります。この村が全国的に注目をされましたのは、これ以上の少子化が進展すれば村の存亡にかかわるとして、せっぱ詰まった施策として「東村小野田小学校児童増加促進対策事業」と銘打って実施したわけであります。視察に行きまして、もっと具体的なことがわかったのですが、正式には同促進対策事業分譲地譲り受け希望者募集要綱に基づき実施をしているということがわかりました。その事業の趣旨は、東村立小野田小学校の児童数の増加を図るため、小学生未満の幼児を有し、東村に永住を希望する者に村が造成した分譲地、いわゆる宅地を一定期間居住後、無償で譲渡する事業ということで明記されております。第二項では、申請者の条件が記述をされておりまして、その第三項では、宅地譲渡及び住宅建築の条件として五項目から成っております。その第一項に、「分譲地は、原則として十五年間は賃貸借契約となり、十五年満了時に無償で譲渡します」と明記をされておりまして、その二項では、「分譲地の賃貸料は、一平方メートル当たり月額十五円」、こういうふうになっている。そして、その第四項の第一で、「分譲地の譲渡予定区画は七区画で、一区画の面積は約九十坪です」、こうなっておりますね。以上の内容で募集をいたし

ましたところ、第一次の七区画に対する募集はたちまち消化されまして、第二次段階の募集でも希望者が殺到して、すぐに締め切られたという実態でありました。村が村の所有地を造成する場合に、都市計画法第二十九条によりまして、開発行為などの規制に抵触するのではないのですかというお尋ねをしたところ、政令で定めている規模未満であれば別に心配はないと。つまり三千平方メートル未満であれば問題はない、という返事が返ってきました。もちろん、これは大々的にやるというのではないけれども、極端に言えば二千九百九十九平方メートルであれば、村が独自でそういう造成をする開発行為ができるということにのっとってやっておるそうであります。しかし、それだけに造成経費は、すべて村費負担であるというものの、子供がふえて、人口が着実にふえることを思えば安いものですと、こういうことを笑って企画調整課長は答えられましたけれども、東村は、これ以上の少子化と人口の減少に対しては、黙っておっては減るばかりではないか。若い男女をいい条件で、希望の持てる条件で、幼児をお持ちの方も対象になっておりますが、そういうことで東村の人口を着実にふやしていこうということで、一步一步今歩み続けておるわけです。

これは、別府市としてもあらゆる角度から検討されまして、確かに松原に「新婚さんいらっしゃい」という市営住宅、これは中身的に他の市営住宅と非常に安い条件で建設されておるかといえはそうではない。一応条件的には同じような条件で建設されているのではないかと思います。ぜひ都市計画法に抵触をしない範囲で山の部分、所有地がそれを造成して家を建てておるとい実態を見てきたわけですが、ぜひそういう知恵を出して今後対応されることを強くお願いして、終わりたいと思います。

○三十三番（村田政弘君） 時間の配分上、順序を入れかえさせていただきます。二番目の公金の納入問題について。

御承知のように、郵便局の利用という問題がかなり以前から言われておりますけれども、現在まで完全解決をしております。水道局及び水道局が委託を受けた下水道料金については、すでに解決しておると言われておりますが、その他の部門については依然未解決のままです。いわゆる郵便局を利用する場合に口座を設けてほしいと。口座なくて令書納入は御免だと。このことが要望にこたえられていない部分です。この要望している方は、県を退職した専門家の方です。町内の役員をしておって、官報に要望書が出てきた。それを永年にわたって要望し続けておるわけですが、いまだに解決しない。解決しない理由は、必要経費が若干違う。それはわかりますけれども、これの対象者は非常に弱い方といいますが、お年寄りを中心にした低所得者層だろうと思いますが、当局に何遍声をかけても完全解決の答えが返ってこない。だとするならば、当局は少なくとも、これに対する諸費用の概算ぐらいははじいておるだろうだろうな。何にも資料を持たずに拒否し続けることはいかがなものか、かように考えます。後ほど確たる答弁をいただきたい。

さて、一番に戻ります。御承知のように私は、井上市長の政治姿勢を問いながら献金問題について九月議会である述べてまいりました。残念ながら小泉総理の北朝鮮トップ会談の重大ニュースの影響で、私のニュースはかなりかき消されたわけです。しかし、それでもなお、かなりの反響・反応があつておるのは事実です。その後、市長は一片のコメントをもって、市の職員の献金は市長の本意ではないという紙切れ一枚で九月以降ストップをしたと新聞で報道されておりますが、その実態をお聞かせ願いたい。

続いて、中には献金をしているといううわさが飛んでいるが、これが事実かどうかもお答え願いたい。

そういうことを含めてある新聞の「東西南北」の欄で大変すばらしい評論をいただいております。ちょっと読ませていただきますが、「市役所全体のモラルの問題である。幹部職員といつても、市長にとっては部下である。私個人の好意で献金しましたと言っても、市長は丁重にお断りするの筋ではなかろうか」、このように書いておりますが、すばらしい論評だと思います、さすがは専門家の御意見であるなど。市長は、法には触れないと一蹴したけれども、私は、これは十三万市民の判断であると決めつけたわけです。そこで、来るべき来春にどのような結果が出るか、私は胸を膨らませておるわけでありませう。

さて、本論に入りますが、九月には平成十二年分の献金問題に触れましたが、十月三十一日ですか、十三年度分が発表されるや、私は議場で予告をしておりました、いわゆる倍々ゲームで市職員の人数はふえておると言われておるが、それを確かめたい、このように予告をしておりましたが、現実はそのとおりで、退職者を含めて私の計算では三十三名と思う。退職者三名、現職三十名。そういう倍々ゲームが進んでおる。私の予告がぴったり当たったとするならば、十四年は選挙後であるが、どのような形になるかな。これは選挙後ですから、また改めて評価をしたいと思います。

さて、県下十一市の市長の中、どのような状況になっておるかとお調べしてみますと、別府、大分両市長を除いては、百万を超えている市長が一人、あとは数十万から何千円、三市の市長は献金ゼロ。これが実態です。そして前回と比較してみますと、大分市長もかなりふえている。別府市長に至っては突出している。今から具体的にお尋ねしますけれども、前回十五名、今度は三十名。その他合わせてみますと、総計約千六百万。パーティー関係四千百万。まだ、以下ちょぼちょぼあるようですけれども。

そこで、私のわからない問題が幾つかありますので、お尋ねをしたい。体育館の入札、平成十三年八月十日。臨時議会、臨時議会ではなくて本会議ですね、九月十四日、本契約、九月二十日。その後着工し、十一月十日にピーコンで数百人が数千人が集めてすばらしい「井上市長を励ます会」を開催した。その資料に基づきますと、恐らくパーティー券だと思いますが、七百二十名。企業関係三十四社、この三

十四社がわからないのですが、名前はわかるが金額が上げてある。この金額が御祝儀であったのか、パーティー券の枚数を意味するのか。金額の数字だけ上げてあるが、中身がわからない。そして、御承知のように体育館の本体工事を受けた業者。匿名にすることは無いと思います。大林、佐藤ベネック、三光建設。この中で三光五十万、佐藤ベネック二十万という金額が上がっている。これが券の枚数なのか、御祝儀なのか、献金なのか、数字だけではわからないので御説明をいただきたい。

もっと不思議なのは、最高の大林が全く姿がない。恐らくないということは、参加もない、献金もない、接触もないということに解釈していいのだろうか。少なくとも私は、全国大手でありますから、東京方面で処理されたのではなからうかと推測するのだが、この推測が外れておれば大変結構だが、推測が私一人であるか、市民・議員の中に多数あるのかわかりませんが、全く不可思議でならない。

こういう問題を含めて後ほどまた別の項目で話をしますけれども、井上市長は、責任は人に転嫁するけれども、自分で責任をとることを余りしていない。今回、有名になったので、私の質問前に各新聞社が報道しております。中でも目を引くのが、お隣の熊本日日新聞が大きく取り上げておる。少なくとも全国ただ一人ではなからうかと推測されるような市職員の献金問題。余りにも恥ずかしい、余りにも残念だ。我々が身を削って応援した市長にしては、残念至極。立派な市長になって別府市のために働いて、市民から喜ばれていただきたいと思って応援した市長が、別府の経済・文化を振興するという会をつくって、どれだけ振興に精出したのかな。後ほど選管の局長にも法的解釈をお尋ねしますけれども、このようなことがまかり通るならば、政治はお先真っ暗です。私は、市民は許さない、このように考えておりますけれども、法律が許す、許さぬよりも、市民の良識はちゃんとある、私はこのようにとらえておるわけです。

また後ほど若干後戻りますが、次の、市長の公的責任、これについて触れさせていただきます。

新聞紙上を見ますと、事件・事故を起こした場合に、これこれの責任をとらせていただきます、という報道が時々見かけられます。ちなみに、お隣の大分市で何があったか中身については私はよく存じませんが、資料をもらったのですが、大分市長が給料一〇%カット、三年間。助役、収入役、水道局長、教育長、専任監査委員等々百分の五カット。どんな事故があったかは私は存じませんが、そういう資料をいただきました。

そこで、私は市長選に出たけれども通りきりませんでしたから余り大きなことは言えないわけですがけれども、もし私が市長になっておれば、少なくともこれから述べる三件ぐらいは責任をとりたい、とっておるであろうというものを挙げてみたいと思う。

まず、扇山のゴルフ場。かつて二回の監査をしながら、結局は不明金は不明であり

ました、という報告に終わっておる。このことについて、社長であり会長である市長は、幾らかの責任をとってもしかるべきではないか。ちなみに、当時の会計をしておったという女性、支配人、それからもう一方、これらは大なり小なり何百万円かの弁償をさせられておる。これが妥当であったかどうかはわかりませんが、市長は知らぬ顔でいいものかどうかな。市長が、ぼろが出なければ結構だが、ぼろが出たらどんなことになるのかなという気もしております。

次は、ピーコンの人事の問題。私は詳しく知りませんが、「市長の知り合い」と聞いたような気がします。ピーコンに雇った人。いうならば飼い犬にかまれたような感じがしますが、裁判ざたになった。和解で数百万円の負担をした。これらの醜い失態を感ずるならば、ピーコンに結果的に迷惑をかけたということになるであろうと私は解釈する。そこで、やはり何らかの自分なりの責任をとるべきであったであろうと、このように私は考えます。

第三番目、今回の消防事故。なぜ私がこれを取り上げるかといいますと、ここに新聞がありますとあり、亡くなった方は、通信隊員である。なぜこのようなことが起こったのか、市長あなた自身は考えつきますか。あなたが原因をつくったのですよ。それは、遠因は、平成八年に荒金錬太氏が消防長のときに二部制を三部制にした。これが遠因になっておる。私は、かねがね心配しておった。なぜならば、百二十名の消防隊員、六十、六十体制を三部制にしたから、四十人ということに一応なる。本当に三部制を実行するならば、増員をしないと本当の鉄壁の布陣はできない。にもかかわらず三部制をして、だから応急の署員を動員する羽目に陥ったと私は解釈しておる。もともと消火に従事する隊員でなかった人が飛び込んでいかざるを得ない体制、この遠因は、市長を初めとする幹部が十分考えざるを得なかった問題、今まで事故が出ない方が不思議であったと私は思っている。今回ああいう事故が出て、貴重な、実に情けないけれども貴重な教訓であろうと。今後どのような対応をするか知りませんが、内部の実態を十分検討して充実しないと、第二、第三の事故も起こりかねない。こういう実態の中で、市長の責任を問いたい。

そこで、市長が何らかの責任をとってもいいのではなからうかな、このように考えておるわけです。

以上、るる述べましたが、要点だけ簡単にお答えください。

○会計課長（宮田博仁君） 公金を納入するのに郵便局の窓口納付ができないかという御質問について、答弁させていただきます。

郵便局の窓口納付は、郵便振替法に基づきまして有料となっております。一件につき納入金額掛け千分の一元プラス件数掛け二十円を手数料として市が郵便局に納めなければなりません。仮に一万円を納入した場合ですと、手数料が三十円になります。口座振替を利用していただければ十円です。一件だけですと二十円の差であります、

水道局の水道料金に比較しまして、市の場合は納入する税等の件数も多く、また金額も高額になります。市が窓口納付を仮定し、窓口取扱手数料を一件二十円とした場合、約九百十万円の手数料が必要となってきます。口座振替は、事務の効率化、徴収コストの軽減等のため実施したものでありますから、この制度を活用していただきますよう、御理解のほどをお願いいたします。

○市長公室長（林 慎一君） お答えいたします。

何点かあるわけですが、まず一点目でございます。市職員に対します寄附の問題でございますが、この問題につきましては、十月三十日、市職員の寄附につきましては、適法に処理されているとはいえ、このようなことに職員を巻き込むことは市長の本意ではございませんので、市長より、慎重な対応をするようにとの指示を受けまして、後援会におきまして、九月末日をもちまして受け取らないようにしたというふうに聞いております。

それからパーティー券の問題でございますが、これは九月議会でも御答弁させていただいたわけですが、この政経文化パーティーにつきましては、政治資金規制法に基づきまして、市内各界各層の皆様方が企画をされまして、「井上市長を励ます会」が実施いたしましたものでございまして、この件につきまして強制はしておらないというふうに聞いておりますし、市長の政治理念、市政の運営方針、就任からの実績等を評価・共感・共鳴していただいた中で購入していただいたものと聞いております。

それから、体育館建設の業者からの献金についてでございますけれども、御寄附は、個人個人の意思によりまして政治理念に共鳴し、賛同し、御寄附をいただいたものと理解をいたしております。関係法規に従いまして適正に処理されていると聞いていますところでございます。

ただいま申し上げましたように、この献金につきましては、個人個人の意思として寄附されている問題でもございますし、また、献金等の内容につきましては、後援会としての政治活動であり、会としての組織が本市とは違いますので、この件につきましての御答弁は差し控えさせていただきたいというふうに思っております。

○企画財政部長（須田一弘君） 扇山ゴルフ場の現金不足金の関係につきまして、市長の責任の問題をどのようにしたかということにつきまして、答弁をさせていただきます。

これにつきましては、平成十二年十二月議会と平成十三年三月議会におきまして、この問題が決着をいたしましたら、その時点で社長を辞任いたしたいとの市長答弁をしたところでございます。この現金不足金につきましては、その原因究明につきまして、市の監査委員さんの方に調査をお願いいたしまして、その結果、毎日の現金と出納簿の照合を全く行っていなかったことが主な原因でございますが、その背景といた

しましては、組織・管理上の問題があったとの強い指摘を受けたところでございます。したがって、これらのことを踏まえまして、この問題についての業務執行の総括責任者としての責任をとるために、市長においては平成十三年六月二十五日に扇山ゴルフ場の代表取締役社長を辞任したとの報告を受けております。

○観光経済部長（池部 光君） お答えいたします。

市長の公的責任で、別府コンベンションビューローについてでございます。これにつきましては、本事件に伴います責任の所在を明らかにするという理由から、平成十一年十一月十六日付をもちまして、市長初め三役並びに関係職員の減給処分等をいたしておるところでございます。どうぞ御理解のほどを、よろしくお願いいたします。

○消防長（木村善行君） お答えいたします。

今回のマンション火災につきましては、出勤いたしました職員が、全力で消火活動及び人命検索を行った中で不測の事故が起こりまして、このような状態になったということでございます。したがって、市長に監督責任というものは及ばないというふうに判断をしておるところでございます。

また、個々に御質問がございましたけれども、一つは当日の職員の配置がでございます。これにつきましては、消防署の隊の編成は、当日の職員の出勤状況により再編成を実施して災害出動に備えておるということでございます。

もう一点は、二部制から三部制への変更での御質問でございます。実質は人数的に、簡単に割り切ってみますと、確かに六十名、四十名というような数字が出てきますけれども、実際の当日の勤務数については余り変わらないというのが現状であるというふうに報告を受けておるところでございます。

○市長（井上信幸君） 三十三番議員から、るる御指摘をいただきました。大変またありがたいようなことでございます。ただ、一つだけ私はここで申し上げたいことがございますが、批判や批評をすることは、いとやすいことでございます。行うはがたしでございます。そこで、今までの質問について答弁をさせていただきます。

私がすべて責任をとらないという先ほどの御質問でございますが、私は、すべて責任はとってきているつもりであります。

まず、ゴルフ場の件は、先ほど説明したとおりでありまして、私が就任したときは、いやが応でも会長、社長も兼務したらどうかと、こう言われました。なぜならば、経営が安定するからであります。ただし、株式会社であるけれども無報酬だと、これがやっぱり大きな私は責任かと思えます。無報酬の中でこの六年間、七年間、経営改善のため立ち上がり行動させていただきました。そして、よりよい経営をとということで、あのゴルフ場の経営改善に努めさせていただきました。この件ももう皆様方は、すでに御理解をいただいているかと思えます。

またピーコンの件でございますが、ピーコンも充て職で私は理事長ということにな

っています。これも充て職でございます。そこで、何度か私も、これは県の範疇にあるのではないかなということで、私はもう理事長を退任させていただきたい、もう仕事でいっぱいだから、何とかひとつ副理事長さん方になっていただきたい、このことを何度も申しました。ところが、別府市が主体だから別府市で頑張ってもらいたい。市長さん、あなたが頑張ってもらわんと、あそこは困るのだ、こういう御意見をいただきまして、「何とか、何とか」ということで今日までずっとまいりまして、これが真相でございます。

しかし、ピーコンもおかげさまで全職員が一致団結して経営改善に当たっていただいた為やはり基金ができております。あのままの推移でいけば、恐らくその基金も、五億数千万の基金はできなかつたろうと思います。このように経営改善に携わり、いざ緊急のときにこの基金を使うべきだ、でないと、この大きな屋台骨は維持できないよということで今日まで基金の管理をしていただきました。そして、より充実した経営改善を進めていったわけでございます。これこそ私は、責任だと思えます。

もう一つ、消防事故については今、消防長が申し上げたとおり。何か八年前か七年前か知らないが、私が三部制にした。私が何か一人でさせたようなことを言われますが、これは消防署の中の意見として私はお聞きしたわけでございます。私がさせたとかしたとかいうわけではございません。七、八年前のことを今ごろ、何か私がいかに原因者のようなことになっておりますが、それぞれに、それぞれの署で責任分担を持ちながら、当時の消防長や次長や……（発言する者あり）消防長がなされるわけでございます。こういうことも含めて一つ御理解をいただきたいと思うわけでございます。

さてそこで、九月議会でも取り上げていただきましたが、職員幹部の政治献金にまつわることでございますが、九月議会と同じ趣旨で答弁をしたわけでございます。個人献金については、政治家の政治理念や活動に賛同した個人の意見のあらわれであり、その行為については法の範囲であります。先ほど来言われます道義的な問題ということですが、この道義的な問題について私もいささか抜けていた点があるかな、このように思います。

と申しますのは、九月議会で質問を受けるまでは、正直いって私もどの程度がよくわからなかったのですが、わからないでは済まないわけございまして、やはり管理責任者として当然この点につきましては即後援会に指示をし、今後受け取らないように、こういうことを申しまして十二月一日から、この新聞報道にもありますが、受け取らないようにしたわけでございます。そして、その資金開示になってからですが、県の選管へ本当に正直に報告して、それが……、その発表された十二年度の問題でございますが、これは九月議会で指摘されましたが、その内容がわかったときには私も驚いたわけでございます。そこで、管理者として、今後受け取らずに十分注意するよ

う指示はいたしております。

ともあれ、この間、善意の第三者であります私に献金をしていただきました職員に対して、大変御迷惑をおかけした。また、その上に何らかの偏見を持たれたようなこともあるようでございますけれども、私は、そういう偏見を持つようなことは一切申しておりませんし、しておりません。この辺もひとつ御理解をいただきたいと思えます。また、（発言する者あり）職員に対して大変迷惑をかけた。この点は、私は職員にもおわびをしなければならない。また、（発言する者あり）また、その管理団体の皆さん方にも十分に注意していく、このようにしております。

また、法律に抵触はしていないとはいえ、後援会の皆さん方や市民の皆様方に大変御心配をかけましたことに対しまして、この場をお借りしまして、私は遺憾の意を表したい、このように思います。

どうぞひとつこういう面で、もしパーティーの問題や、この問題について（発言する者あり）、何のことかわかりませんが、もしこの問題について皆様方がおっしゃるような法に触れるようなことがございましたら、どうぞひとつ司直の方で告発でもしていただければと思えます。どうぞ、よろしくお願いいたします。そういうことでございます。

○三十三番（村田政弘君） 市長さん、あなたはそんなことを言っている。（発言する者あり）それならば私は言うが、名簿にない人が献金している。名簿にない人が献金している。している人が名簿から落ちている。これはどうするの。告発なんて、神聖な議場で軽々しく言うべきではない。外で言いなさい、外で。（発言する者あり）

さて、るる説明があったけれども、一、二抜けておる。パーティーの業者の金額が書いてあるが、寄附なのか献金なのかパーティー券なのか、どうなのかという質問についてはお答えがない。

○市長（井上信幸君） 後援会が行ったパーティーでございますので、私自身そんなに詳しくは把握していません、知りません。当初、三十三番議員さんもその協力者の一人でございますし、また名簿の中にもあって、その後援会で、そのパーティーの協力者でございます。それで、協力者の方もよくわからないと思えますが、私自身もその辺はよく把握しておりませんし、後援会主催で、皆様方が何とかしてやろうということで集まってやっていただいたことですから、私自身そのことについては具体的にお答えもできる要素がありませんので、どうぞその辺は御理解いただきたい。

○三十三番（村田政弘君） 「『励ます会』の方がしたので、私はわかりません」、それで済みますか。では残金は、あなたの方に来てないのですか。会が握っておって、あなたの後援会なり、あなた自身の方には何ら伝達がないのですか。後援会にも金も回ってきてないのですか。（発言する者あり）

○市長公室長（林 慎一君） 先ほども答弁させていただきましたように、献金それからパーティー券このものにつきましては、後援会の政治活動としていたしております。この会の組織が我々とは違うわけでございますので、その点につきましては、先ほども御答弁させていただきましたように、答弁は差し控えさせていただきます。

（発言する者あり）

○三十三番（村田政弘君） 今は厳しいですよ。徳島の県知事が、国会議員と絡んで逮捕されたでしょう。こういうことを考えれば、何でもかんでもぴしゃっとしてないと困る。市の職員が答えるべき問題でない。市長本人が、あなた自身を励ます会をしてくれたのでしょうか。そのしてくれた方々が、会が終わったら「さよなら」になったのか。残金があればいいですよ。その残金二千百万円ほどは、どこに保管しておってどうなっておるのか。あなた自身ないしは後援会に一銭も来てない、会の何べえさんが持っております、と言うのかどうか明確にしてください。これは、結果的には政治献金と同じルートにはまっていってはいけません。ただ性格が違うというだけの問題で、あなたの方に一銭も来ないという断言ができますか。

○市長（井上信幸君） 先ほどから何度も言うように、私自身が、その件につきましてはあからさまに把握しておりません。全部後援会にお任せしておりますので、今日までの結果としてそれぐらいのものしか私は答弁できません。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○三十三番（村田政弘君） 「後援会のことはわかりません」、それで済みますか。私は、早くから通告もしてある。だから勉強もしているはずだ。その基本が全くわかってなくて、（発言する者あり）「告発してください」なんか、あなた、居直れる立場にはないよ。やけどせんようにしてくださいよ。

それから、さっきの答弁で、市長は責任をとった、このように言っていますが、我々は余りよく知らん。社長をやめたとか理事長をやめたとかいうのは聞いているが、ピーコンか、給料カットか何かしたようなことをちょろっと言ったが、実害のある責任をとったことがあるのかどうかと言っておる。日本人は、社長をやめた、会長をやめたで、どろんして「責任をとりました」というのが多い。やはり本当に責任をとるならば、目に見える形で責任をとってほしい。大分市長は、一〇%三年間カット。全国に例が少ないと思うけれども、一カ月カット、三カ月カット、ここらはざらにあるはずです。もう一回はっきり言ってください。

○助役（安倍一郎君） お答えをいたします。

ピーコンの問題の市長の責任の問題につきましては、先ほど、観光経済部長の方から答弁を申し上げたとおりでございます。平成十一年十一月十六日付で処分を発表いたしております。その処分内容につきましては、市長それから助役、収入役、そしてこの関係職員一名、これを給料月額十分の一の減給処分一カ月にしております。さ

らに、関係職員二名、それぞれ文書訓告あるいは口頭訓告、この処分を行って責任をとったところであります。

○市長（井上信幸君） 今、助役が答弁したとおり、当然の責任あることについては、私も責任はとらせていただいております。また先ほど来の消防署の問題についても、まだまだ結論が出てないようでございますので、その結論の結果では、我々もその判断をせざるを得ない、こういうふうを考えようかと思えます。

また、ゴルフ場についても御指摘のとおりで、先ほど答弁したとおりでございます。また、社長もやめたわけでございますが、必要あらば会長もやめさせていただきます。これが、私どもの責任かと思えます。

また、先ほど来のいろんなことの御指摘もありましたが、パーティー券の問題それからいろんな問題については、詳しいことは承知はしておりませんが、後援会の方で適切に処理されているものと、このように私も考えております。どうぞひとつ、そういう面で御理解をいただきたい、このように思えます。

○三十三番（村田政弘君） 適正に処理されている、それはそれとして、自分の方に残金が来たのか来ないのか、後援会に来たのか来ないのか、それすら答弁ができませんか。

○議長（首藤 正君） 答弁できますか。

○三十三番（村田政弘君） もう時間がありませんから答弁は要りませんが、もうちょっと明確な答弁をいただきたい。

○議長（首藤 正君） 休憩いたします。

午前十一時五十九分 休憩

午後 一時 零分 再開

○副議長（佐藤博章君） 再開いたします。

○十二番（後藤健介君） 午前中は大変緊迫した質疑がありまして、この前のときも、大変緊迫した後に私がやりましたので、やや色褪せて見えますが、私は肅々とやりたいと思えます。

十一月十八日に発生しました南立石マンション火災において、前途有為な若い消防職員が殉職されました。事故の詳細につきましては、先日の調査会で説明を受けたところではありますが、その後、新たに判明した事実なども踏まえて、ここに改めて出勤から事故発生までの経緯を要約してお話ししたいと思います。

○消防署長（首藤正喜君） お答えいたします。

ちょっと内容が細かくなりますので、あらかじめつくっておりますメモで読ませていただきたいと思えますので、御了解をいただきたい、このように思えます。

現時点で、二名の職員が治療中でございます。聴取は完了しておりませんが、その他、当時の職員から直接聴取した結果の概要を御説明申し上げたい、このように思

ます。

十一月十八日十一時四十八分、南立石本町海雲寺近くの後藤アパートですが、「近くでガスのような臭いがする、煙も出ている」との住民からの通報により、現場の調査及び確認のため本署から消防隊一これには三名乗車しております。それから、朝日出張所から消防隊一同じく三名乗車しております。その二台計六名が現場に出動いたしました。十一時五十四分に本署の消防隊、同時五十五分には朝日消防隊が現場付近に到着いたしております。本署から派遣された消防隊のうち、小隊長は現場付近の調査のため先行し、他の隊員は消防車に待機しておりました。本署小隊長は、後藤アパートの西側にある南立石マンション三階から煙の出ているのを発見し、所有者から合いかぎを預かり三階に上り調査した結果、黒煙があったため火災であると確認し、消防署に無線で知らせるとともに、朝日小隊長と会ったため、消防車二台をもって消火体制を整えました。このとき室内に黒煙が立ち込めていたので、フラッシュオーバーが起きてはと思い、本署小隊長はドアを一たん閉めました。本署小隊長は、ホースを延長し、放水態勢が整ったころ母親が帰ってきて、「中に子供がいるかも」と言い、みずから中に入ろうとしましたので、それを制止しております。

その後一負傷した職員につきましては、実名を入れて読ませていただきますので、御了解をいただきたいと思っております一草牧消防士が玄関前に到着したので、本署小隊長は、煙の状況等を勘案した結果、草牧消防士に空気呼吸器を着装してくるよう命じるとともに、本署小隊長がみずからその場で放水を開始しました。先行した本署小隊長からの連絡により、当日の当直責任者は、はしご隊、救助隊を率いて現場に急行いたしました。また、朝日出張所からは救急隊ですが、消防自動車に乗りかえて現場出動をいたしております。当直責任者が現場到着したので、本署小隊長は、当直責任者に現場の状況を報告したところ、当直責任者は、人命検索と放水を兼ねて屋内侵入させることを決断いたしました。はしご隊員として出動した岩尾司令補が、外一名の隊員とともに玄関口に到着したので、装備の整っている岩尾司令補、草牧消防士をペアにして屋内侵入をさせました。岩尾司令補と草牧消防士は、数分間屋内で放水活動を行っていたところ、草牧消防士の呼吸器の警報ベルが鳴ったため、岩尾司令補が、草牧消防士に対して退避を命じました。その前後、後方から「ホースを伝えていけ」という声を聞き、ベルの音が遠のいたので外に出たものと思い、放水を続けておりました。その後、当直責任者の命令により首藤司令補と河野消防士が、人命検索を目的に屋内侵入をいたしております。そのころ、岩尾司令補が左肩をたたかれ、「だれか」と言われたので、「岩尾だ」と面對越しに答えたが、相手はだれであったかはわかっておりません。岩尾司令補は、奥に入った隊員を援護するため、一人でさらに奥に進み放水をしていたところ、突然放水がとまったため、筒先を絞り姿勢を低くして待機していたところ、熱傷がほほを吹き抜けたので、後方を振り返ったところ、左側から

炎がトイレの壁に吹きつけていたので、身の危険を感じ、放水停止されたホースをそのままにして玄関口から辛うじて脱出したと。

現場に到着した救助隊員は、玄関からの人命検索をあきらめ、西側に回ったところ、三階の窓から炎と煙が噴出していた。消火態勢をとり、三階ベランダに三連ばしごをかけ、ベランダからの消火作業と人面検索に取りかかった。放水していると、南側窓から河野消防士が自立脱出し、「中に草牧がいる」との情報を伝えたため、一人が援護注水を行いながら、他の一人が屋内に侵入したところ、炊事場のある居間入り口付近で首藤司令補を発見し、玄関に救出した。再度屋内に侵入したところ窓の外から呼びかけられたので、声のする方に進んだところ、浴室内にいた草牧消防士を発見し、救出した。窓の外から声をかけたのは、同地区に住む職員で、火災を確知、現場に駆けつけたもので、東側から草牧消防士の救出に向かったものである。救出された三人は、それぞれ救急車に分散収容し、草牧消防士は新別府病院へ、首藤司令補、河野消防士は鶴見病院へ搬送され手当てを受けました。

初診の段階では、草牧消防士は熱傷で重症、首藤司令補は熱風と火傷により重症、それから、河野消防士は火傷により重症。その後、草牧消防士は、翌十九日午前六時二十七分に殉職いたしました。また、首藤司令補及び河野消防士は、順調に回復中でございます。

以上が、今までの経過でございます。

○十二番（後藤健介君） ただいまのお答えによりまして、現場における消防隊の一連の動きが大変簡潔に了解できました。ここで、現場における実員指揮、すなわち予測不可能な事態が発生する極限状況において人や部隊をどう動かし、使命・目標達成するか、その方法について二、三お尋ねしてみたいと思います。

まず第一に、ある報道機関に載っておった記事でございますが、殉職した草牧消防士は、司令室勤務であるのに現場に出動したとあるが、この点についてはどのような事情があるのか、お聞きしたいと思います。

○消防署長（首藤正喜君） お答えいたします。

平成十四年十月一日付で以前消防隊に属しておりました草牧消防士は、十月一日をもって司令室勤務に配属をいたしております。ところが、当日は消防隊勤務の中の職員の一人が健康を害したと、勤務に耐えられないというようなことの中から、その職員とのいわば交換のような感じでの配置がえを行っております。消防署の隊員の編成は、当日の職員の出勤状況、病休だとか年休とか、そういうものによって隊員の入れかわりというのは行われております。そういうことで一隊を編成して災害出動のできる体制をとっております。

○十二番（後藤健介君） ただいまの説明で、よくその辺の事情がわかりました。私が以前勤務しておりました自衛隊では、日常の業務を遂行するに当たりましては、四

つの命令をもって措置します。一般命令、日々命令、個別命令、それから行動時の行動命令というのををもって部隊を動かすわけでございます。

今回の草牧消防士の現場出動は、勤務表によって示されておるということでございますので、この勤務表がいわゆる自衛隊で言う日々命令に相当するものであり、これは正当な職務命令であったというふうに私は判断いたします。

次に、小隊長がみずから屋内に進入せずに、若い者だけをなぜ屋内に進入させたかという非難が一部にあるやに聞きますが、この辺の事情はどうなのか。特にだれの命令で屋内に進入を実行したのか、この指揮命令系統についてお聞きしたいと思います。

○消防署長（首藤正喜君） お答えいたします。

当日は、調査を目的に第一次として出動いたしております。途中で火災を確認したわけで、その段階でまず消火作業ということでホース延長を行っております。先ほども申し上げましたように、当時の本署の小隊長は、そのままの装備なしで、呼吸器などもつけておりませんし、その必要性を感じたために草牧消防士に呼吸器をつけてくるといふ命令を下し、本人は、その位置で立ちどまって放水消火を始めたという状況でございます。

○十二番（後藤健介君） ですから草牧消防士は一遍、その服装では不十分なので、帰って呼吸器をつけてこいということで、帰って、完全装備の状況でまた現場に駆けつけてきたということですね。

次に、ホースの筒先を持って最初に屋内に進入したのは、今の報告で岩尾司令補と草牧消防士となっておりますが、この二人は、指揮系統が異なるのではないかというふうに思うのですが、指揮系統が異なる二人をペアにして運用した理由は那邊にあったのか、そこのところをお尋ねしたいと思います。

○消防署長（首藤正喜君） お答えいたします。

前の回答でも申し上げましたように、小隊長は、とりあえずホース延長をして消火態勢をとったということで、完全装備ではございませんでした。草牧消防士が戻ってきたときには完全装備、それから追隨してきた隊員が完全装備であったために、その者同士をペアとして組ませた、こういう状況でございます。

○十二番（後藤健介君） ただいまの説明と、前からの説明を重ねてみますと、まず人命救助のために一刻一秒を争う状況であったということが、一つわかるわけでございます。

二つ目は、屋内に進入するために耐え得る防火服装の完全装着をしておったのが二人であったためにその二人を投入したということについての事実関係を、私はよく了解いたしました。

次に、人命検索のために二名の消防士がさらに屋内に投入されておりますが、この二人の指揮系列はどうなっておるのか、教えていただきたいと思っております。

○消防署長（首藤正喜君） これも同じように完全装備をなした隊員が駆けつけてきて、その段階での行き、いわば人命検索を目的として追加投入したという状況でございます。

○十二番（後藤健介君） その時刻が非常に大切なところで、私が思うのに、一番上の現場責任者としては「早く早く」という思いが、大変強くあったのではないかなというふうに思います。

さて、現場には当直責任者、これは中隊長ですね、それから本署の小隊長、それから朝日出張所の小隊長及びはしご隊と、後から本署からついてきたはしご隊と救急隊の責任者である四名の指揮官がまず所在をし、それから部隊としては本署の消防隊、はしご隊、救助隊、それから朝日出張所の消防隊、救急隊と五つの指揮単位が所在しておりますね。

ここで指揮権についてお尋ねするのですが、本署当直責任者、中隊長と所属の異なる朝日の小隊長との指揮関係はどうなっておるのか。そして、こういうふうにいるんな指揮単位の者が集まってきたときに、現場の指揮をどういうふうにとるようにレギュレーションといいますか、消防署内の規約では定められておるのかお知らせください。

○消防署長（首藤正喜君） お答えいたします。

今御質問のように、本署からは第一小隊長、第二小隊長というのがいます。それから、朝日に小隊長がいます。これは、おのおの分隊を持っておりまして出動するわけですけれども、最高責任者としては当直責任者、中隊長がすべての指揮をとる、このような形になっております。

○十二番（後藤健介君） 今回の場合ではなくて、ほかの火事の場合にもわあっとあらゆるところから集まってくる。そのときは、本署の消防隊、当直責任者が当面の指揮をとり、そして火災の規模によっては署長が行き、また消防長が行きというふうな、だんだん後から組織がどんどん整備していくということによろしゅうございますか、そういう理解で。

それで、ここで私が強く申し述べたいことがあります。それは、現場における指揮関係の明確化ということでありまして、今お話のように、規則上は当直責任者がとることが定められておりますが、こういう錯綜した状況におきましては、当直責任者は、その現場において両小隊長を呼び寄せて、そしてその前で、「ただいまから本現場の指揮を本職がとる」という指揮権の所在を明示すべきではなかったのかというふうに私は思うわけでございます。よく自衛隊なんかでもそういうことをやります。いろんな部隊がワァーッと集まって来たときに、その中でだれが指揮するのか。それは、最先任者ということですから、そのために人事序列が定まっておるんですから、そのときにとりあえずだれが指揮をとるということについて決まるわけです。このことに

より指揮・命令系統の一元化が可能になるわけです。混乱、錯綜した状況であればあるほど、だれが指揮官であるかを明示することが一番大切なのです。

余談になりますが、時代劇等で町火消しが、縄を纏って火災現場に駆けつけ、一番目立ったところにこの縄をばっと立てるシーンを見かけますが、これは何もかっこよさとかいなせぶりを張り合っているのではないのです。め組の縄が立った現場は、め組の責任範囲であります。そして、まといのもとには、め組の指揮官であるめ組の頭が存在しておるんだぞということを示すために、まといがばっと上がるのです。ですから、今でも消防団なんかはちょうちんを持って現場に駆けつけたりします。あれは、照明ではなくて、その指揮権の所在を明らかにすることなのです。ですから、今後はそういうことについて特に配慮して、訓練の中でも指揮権の所在を常に明確にしてもらいたいというふうに思います。

次に申し述べたいことは、屋内に四名の者が逐次に投入されておりますね。いかに人命検索のため時間が切迫しておったとはいえ、戦力の逐次投入というのは、軍事学では最も戒められていることなのです、逐次に投入していくということは。逐次に到着する消防士を現場に投入していくのではなくて、一たん戦力をかためて、この場合は二名、二名と出してありますが、この二グループに対してそれぞれ明確な命令を与えて、「何をしなさい」ということを明示し、その行動準拠を明確にすることとともに、できれば小隊長二名のうちのせめて一人をやはり屋内に投入し、先に投入した二つのグループの計四人、いわゆる放水組と人命検索組とを直接指揮をする措置がなされなければならなかったのではないかとこのように私は思います。そういうことで、幾つかの問題点の提起をしておきたいとします。

次に、現場検証の結果、概要について教えていただきたいとします。

○消防本部予防課長（工藤邦男君） 現場検証の結果について御説明申し上げます。

十一月十九日、別府警察署との合同検証を行ったところでございます。その結果、出火室は、玄関右側の六畳和室と断定されました。焼きの状況から、燃焼経過を調査いたしました結果、六畳和室の部屋であると断定されました。延焼の経過を調査いたしました結果、六畳和室の建具が閉められていたことから、出火後、酸素不足のため薫燃を続け、黒煙が蓄積され、ガラスの割れなどによりまして外部の空気が流入して、六畳の和室がフラッシュオーバーの現象を呈し、一気に周囲へと火災が広がったものと、室内を検分いたしました結果、その様相が見られました。通常、フラッシュオーバーと呼ばれる現象は、玄関戸を開けた場合、一区画全体が一挙に火災となるのが通常でございますが、今回の事故は、玄関右側の一居室が発生したものであり、特異な発生だったと考えます。

○十二番（後藤健介君）現場検証の結果も、今回の事故は大変特異な事例であったということがよくわかりました。

そこで、そのもろもろの事象を踏まえまして、とりあえず現段階での事故の教訓と、それから今後の対応について、消防本部としてどのように措置をされ、また今後対応していこうとするか、お聞かせいただきたいと思います。

○消防署長（首藤正喜君） お答えいたします。

現場確認、まず第一点にフラッシュオーバーの発生ということが考えられます。これについては、ドアを開けて現場を確認した段階では予見されておりますけれども、母親が帰ってきて、「中に子供がいるかも」という、この情報を提供されたために人命検索の緊急性を感じたという点が第一点でございます。

それから、当時、玄関を開いた段階で黒煙はあったものの、中から吹き出すような状態ではなかった。それから、玄関付近の温度が高温に至っていなかった、こういうことの二点が挙げられまして、いわば子供の検索と現場の状況を加味した場合に、これは中に入って活動ができるという判断を現場指揮者が行い、進入させたものです。結果的にはフラッシュオーバーというような状況が発生いたしましたけれども、非常に残念な結果でございます。通常、人命検索がない場合は、そういう無理な消火活動等はいりませんで、事前にガラスが割れるとか、そういうような状況を待ちながらの屋外からの消火活動になりますので、負傷者の発生は抑え得たのではないかと、このように感じております。

それから第二点目には、装備にちょっと若干問題があったのではないかと。熱傷あるいは火傷を負いました首藤司令補それから河野消防士につきましては、上の方は防火衣を着ておりましたが、残念ながら下の方のずぼんが、普通の作業用のずぼんをはいていたということで、これは私の管理不行き届きの問題になるかと思っておりますけれども、そこまで見切れなかったというのですか、ちょっと恥じております。

それから、岩尾司令補それから草牧消防士は、完全装備で屋内進入を図らせておりますけれども、草牧消防士のかぶってありましたヘルメットが、一般の保安帽であったということにちょっと問題があるのではないかなと、このように考えております。

○消防長（木村善行君）お答えをいたします。

今回、火災の厳しさというものを改めて知らされたわけでございますけれども、今後、多様化する火災にいかに対応していくかということが、大きな重要な点だというふうに思っております。

その中で、今後の対応でございますけれども、まず一つは、やはり今回の事故を十二分に検証し、事故究明を図ることが大切であろうかというふうに思っております。二つ目は、このような事故も発生したわけでございますので、消防業務全般の点検、洗い直しをし、消防力の向上に努める必要があるというふうに思っております。三つ目は、やはり職員の安全管理、これにも十分配慮していく必要があるかというふうに思っております。今回の教訓を生かしまして、今後とも職員と

一丸となり、消防の使命を果たしてまいりたいというふうに、今、肝に銘じておるところでございます。

○十二番（後藤健介君）　まだお二人の方からの詳しい現場の状況は聴取不可能であるというような状況等を踏まえ、さらに新たなる教訓が出るのだろうと思うのです。とりあえず措置すべきこと、今後にわたってやるべきこととよく分けて、早くやらなければいけないことを早く着手し、すぐに改善する。そして、長期にわたることは、またじっくり研究をして改善していくということをお願いしたいと思います。

次に、殉職隊員の慰霊顕彰について、若干お聞きしたいと思いますが、消防職員の補償体系についてお尋ねしたいと思います。

○消防本部庶務課長（吉本皓行君）　お答えいたします。

消防職員の災害の補償体系でございます。別府市消防職員に対しましては、災害を受けた場合、別府市消防賞じゅつ金及び特別賞じゅつ金条例が定められております。この条例におきまして、消防吏員、消防団員が消防業務に従事するに当たって、一身の危険を顧みることなくその職務を遂行し、そのため死亡しまたは障害が生じた場合は、予算の範囲内で賞じゅつ金を授与するという、こういうふうな規定がございます。以上です。

それともう一点は、あとは全国消防長会の方で生命・障害等の各種保険等がございますが、これは職員の任意の加入になっております。以上が、保険制度でございます。

○十二番（後藤健介君）　特別賞じゅつ金等の金額については、あえてお聞きませんが、尊い人命の補償としては、大変聞いたらびっくりするぐらい少ないのですね。平たく言えば、交通事故で亡くなった方が、よほど何倍も補償金が多いというのが現実であります。これは、消防職員にかかわらず警察も自衛隊も全く同じような現実なのです。大変現場における者としては寂しいというか、心細い思いがしてならないのです。

そこで、私どもも自衛隊にありましたときに、やはり一年掛け捨ての団体生命保険制度がありました。それで一口五百円で補償金額が五十万円ということでありましたが、これは二社で受け持っておりましたが、これをそれぞれ四十口が満口だったんですが、三十口ずつの六十口、最低六十口は加入するよう、全隊員に強く指導しておりました。公的補償が十分でないという現実下にあっては、せめて自分が最悪な状況になった場合、家族の生活を確保することは、危険な職務に従事する者の大事な心構えではないのかと私は思うわけでございます。ぜひ消防署関係にも、今申されたように一年掛け捨ての保険等があるようですが、これは若い隊員、職員の方だけではなく全職員に加入を強く指導されることをお願いしたいと思います。

次に、殉職の慰霊の件について提言、お願いしたいと思います。

十一月二十一日でございましたでしょうか、草牧消防士長の葬儀があり、私も参列

させていただきました。席上、草牧消防士長の消防学校それから別府鶴見丘学校の同級生が、それぞれ霊前で弔辞を述べ、その死を悼み、中には号泣する方もおられ、強く私ども参列者の胸を打ったわけでございます。私事にわたって大変恐縮でございますが、その夜遅く、東京の大学に在学しております私の末娘から電話がありました。その電話の内容は、草牧君の殉職のことであり、草牧君を悼む言葉でありました。私は娘に、「それでは、おまえ、草牧君の同級生か」と尋ねましたところ、違うのだと。草牧君は一級下であるが顔もよく知っておるということで、では、なぜその草牧君の今回の殉職のことを知ったのかと聞きましたら、娘の同級生、すなわち草牧君の一つ上のクラスの者が、全国的に連絡し合ってこの死を通報し、その死を悼んだということでもあります。このような現象は、例えば草牧君が交通事故や山岳の遭難等で亡くなったとしたら、こういうふうに全国的に一期上とか一級下の者が連絡をして、その殉職を悼むようなことがあったのでしょうか。私は、そうではなかったのではないかと思うのです。やはり職に殉じたという事実が、ものすごい大きな衝撃を若い世代に与えていったのではないだろうか。今の若い世代は、国に殉ずるとか職に殉ずるとかいうことは、全く自分たちには関係のない、そういう価値観はむしろダサイというか、それは旧式のことなのだ、だから自分たちとは別世界のことだと思って生活しておるのではないのでしょうか。しかし、草牧君のこの尊い犠牲に遭って、同世代の若者の多くに鮮烈なる魂の呼びかけをなしたのではないかと、私はそういうふうに娘とのやり取りの中から、そして葬儀のあの状況を見ながら強く思ったわけでございます。

この尊い犠牲を後世に語り継ぎ、若い世代の魂の道しるべ、松明とするためにも、私は、別府市に慰霊碑の建立をお願いしたいと思います。この慰霊碑は公費で建立するのではなく、広く市民各層から浄財を募り建立するものでなければ、私は意味がないのではないかというふうに思っております。過去にも一名の消防職員それから二名の消防団員の殉職者が出ておられるように聞いております。これらの方々も合祀できるものであってほしいと思います。そして、こういう慰霊のことがきっちりなされて、今ある消防署の職員、消防団員の皆さんが、後顧の憂いなくとは言いませんが、やはり自分の使命に向かって敢然として市民のために現場に行くのではなかろうかと私は思うわけです。ですから、これは大変大事なことでございますので、どういう形にするかよく検討されて、このことについてはぜひ具体化していただきたいなと私は思うわけでございます。

最後に、今までの質疑応答を総括しまして、私なりに教訓を申し述べてみたいと思います。

私も、三十数年の自衛隊生活の間の三分の一は、現場の指揮官として過ごさせていただきました。今思いますと、三十八年の間に私は五回殉職の部隊葬に参列しております。その第一回目は、幹部候補生学校を卒業しまして、習志野にあります第一空挺

団に赴任しましたその日に大きな事故が起こって五名が殉職されたわけでございます。後で聞いてみましたら、当時、泉議員は、やはり隊員としてそのひつぎのもとに一晩衛兵で立ったということの後でお聞きしたことがございます。五回も部隊葬に立ち会ったのですが、ただ一つの救いは、私が直接指揮をした部下からは一人も、一件も殉職を出さなかったというのが、私の今ある最大の安心でございます。そして、私の同期生なんかで殉職の部下を持っております者は、自衛隊を退職した後もずっとその遺族のもとにお参りに行き、その命日にはお花を届けたり、手紙を出すことをやっております。それを何十年とやっております。これが殉職者を持った指揮官の悲しみであり、苦しみなんです。それにもましてこの遺族のお悲しみというのは、これは長く消え去ることのないものであるということは、申すまでもございません。

そこで、私なりの教訓を今から述べますが、まず第一は、指揮権の明確化であります。

指揮関係の堅持であります。前に詳しく述べましたので、内容については省略いたしますが、この指揮権を明確にし、指揮関係を堅持するということを、あらゆるところで習慣化させる。これは、日常の業務において少人数で清掃作業や何かするときもだれが指揮官でだれが命令したか、これを常にやっておかないと、急に火事の現場に行ってもそういうことをやらせようとしても、それは身につかないのです。

第二番目は、実員指揮能力の向上であります。

自衛隊の教範に、実員指揮の要訣についてこう書いてあります。まず企図の明示。自分が何をしたいということを明示しなさい。簡潔な命令指示。それから部下の掌握。常に部下を掌握しなさい。実行を確認しなさい。部下の掌握の裏には、また部下は指揮官の掌握に入る努力をする。例えば今回のことと言いましたら、あの四人は、事あるごとに後ろにおる小隊長に対して、今こうです、だれだれ、異常なし、とかいう報告をしていかなければいけない。これは中に行った者は、「何人入っておるか。おい、だれだれ、どうだ。状況はどうだ」ということを声をかければ、聞こえた距離ではあるのです。ですから、そういうことを常に日常業務においても躡けとしてしておけば、こういうことはぱっとそのときに出るわけですね。今回の現場の状況にこの要訣を当てはめましたときに、たくさんの改善点が浮かび上がってくるのではないかなというふうに私は思います。

第三は、基礎事項の確保と基本訓練の充実であります。

装備・装具の確実な装着であり、各項動作の確実な励行であります。服装の乱れ一つも、おろそかにしてはなりません。こういう日常のしつけが、予測不可能な事態が起こり得る極限の状況下において、的確な対応・行動を可能にするものなのです。ですから、基礎事項の確保と基本訓練の繰り返し、繰り返し。これだけが、隊員の命を救っていく唯一のものなのです。

第四、指揮官の心構えです。

旧陸軍の作戦要務例にこういう一節があります。「遲疑すると逡巡するは、指揮官の最も戒むべきことにして、部隊を危殆に陥らせること、その方法を誤るより、さらに甚だしきものあればなり」とあります。平たく今の言葉に直しますと、現場指揮官たる者は、部隊を指揮するに当たり、遲疑、いわゆる迷ったり、逡巡、ためらったりしてはならない。指揮官が、迷ったりためらったりすることは、その方法を誤るより、さらに部隊を危険に陥れることになるのですよと。次善の策、次々善の策であっても、速やかに決心をして行動に移して部隊を動かしていくというのが大切なのですよということを厳しく戒めておるわけです。

そこで、今回の事故を検証するに、現場の指揮官の判断と指揮のあり方を、今、この平静な立場でいろいろと考えてみればいろいろあります。ですから、最善のものであったとは言えません。しかし、人命検索と消火作業というこの二つの任務を達成するために、現場指揮官が現場で下した適宜の判断と指示は、私は適正なものであったと思います。混乱・錯綜した中における判断・指示と、それから平静な状況下における判断との間には、天地の差があります。俗に「何とかの後知恵」と申しますね、「何とかの後知恵」と申しますが、我々部外者は、こういう事故に当たったときは、冷静に事後、事故を分析するように努めるべきであると思います。そしてまた、消防本部当局者も感情におぼれることなく冷静に、科学的に事故の検証・分析をしてもらいたいと思います。

今から十数年前でしょうか、雲仙・普賢岳の噴火がありました。そこでたくさんの犠牲者も出たのですが、その後、自衛隊が中心となってずっと一年間にわたり現場を監視し続けてまいりました。そして、その現地部隊の解散式に当たり、長崎県知事が出席され述べた式辞に次の言葉があります。「人の命は、地球より重いといひます。地球より重いみずからの命をもなげうって使命を遂行しようとする若者の集団がいることに対し、長崎県民を代表して感謝と尊敬をささげたい」と申しております。同じ言葉を、別府市民を代表しまして別府市消防署、別府市消防団の皆様には私はささげたいと思います。（拍手する者あり）

私が、今から三十数年前、北海道の部隊に勤務しておりました折に、部隊の玄関の前に碑があり、そこにはこういう言葉が書かれておりました。「我ら、ここに励みて国安らかなり」と書いてありました。別府市消防関係者の皆さん、「きみら、ここに励みて地域社会安らかなり」と申し上げたいと思います。どうか士気を阻喪することなく、あすの崇高な使命に向かって日々の訓練に励んでいただきたいと思います。

最後になりますが、犠牲に当たられた御遺族及び関係者の方には、哀悼の意を表します。消防長、御所見がございましたら、どうぞ。

○消防長（木村善行君） お答えいたします。

ただいま十二番議員さんには、消防に対する御提言をいただきまして、まことにありがとうございます。特にやはり私どもの業務というのは、基本が大事だということを提言していただいたかと思えます。また、こういう業務に取り組む姿勢等も御提言をいただいたというふうに思っております。御提言いただきましたことを、私ども、もとに今後職員と一体となって心を一つにしてこういう事態の起こらないように全力投球をしてまいりたいというふうに思っております。ありがとうございました。

(「市長、何かございましたら」と呼ぶ者あり)

○市長(井上信幸君) るる、この消防士の殉職につきましては御提言をいただきました。我々執行部といたしましても、この殉職を一つの機に、より一層この消防署を挙げての治安維持、防災対策に取り組んでいきたいと思えますし、殉職者の魂を、慰霊を心から祭ってあげたい、このように思っております。(「では、終わります」と呼ぶ者あり)

○二十三番(岩男三男君) ただいまは、消防士の殉職に対する質疑がありました。今議会でも多くの議員の方々が、消防士の殉職の問題を取り上げております。我が党からも二名取り上げますが、私は、違う立場から消防士の質問でなくして、去る十四年のことしの十一月十六日、一人の少女が、交通事故によって亡くなりました。この事故の様子は、報道関係で報道されておりますが、この葬儀に私が参列させていただきまして、市長、教育長も参列しておりましたけれども、七歳の大鹿木綿ちゃんといいます。この木綿ちゃんのお父さんの、参列者に対するお別れの言葉。涙をこらえて娘のお礼の言葉、そして市民に呼びかけられましたそのあいさつ文を、遺族の皆様の御理解を得まして、紹介をさせていただきます。私自身がうまく読めるかどうか心配ですけれども、勇気を振り絞って読ませていただきます。

「遺族を代表して一言お礼を申し上げます。本日は、お忙しいところ、娘・木綿のためにわざわざお参りをいただき、ありがとうございました。

木綿は、十六日午後四時五十五分、七歳をもって交通事故により死去いたしました。木綿は、とても慎重で用心深い子供だったので、青信号で渡っていた子が、なぜこんなことに巻き込まれたのか不思議でなりません。木綿は、おとなしくてとても根性のある子供でした。でも、さすがに大きなタンクローリーには木綿も勝てませんでした。幼稚園、小学校のお友達、自分がどんなに気をつけていても青信号で車が来ていないか、もう一度確認してください。中には時々とまってくれない運転手さんもいるので、自分をアピールして横断歩道を渡るようにしてください。木綿は、控え目で、とても恥ずかしがり屋で、本当に優しい子でした。とても素直な子でしたが、私たち夫婦は、木綿という宝を一瞬にして失ってしまいました。私たち夫婦も含めまして、車を運転される方々、今後このような事故が二度と起こらないように、子供たちを守ってあげてください。子供は宝です。それと、お友達にお願いがあります。友だち同士でおし

やべりをしているとき、遊んでいるとき、登下校時、いつでもいいので、木綿のことを心の片隅にでも思い出してあげてください。今までも、みんな木綿と仲よくしてくれて本当にありがとうございます。いつでも家に遊びに来てください。今後とも、私ども遺族に対しまして、変わらぬ御厚情をいただきますようお願い申し上げ、お礼のごあいさつにかえさせていただきます。本日は、まことにありがとうございます。」とあいさつした後、「木綿ちゃん、七年間の思い出ありがとう。」このようにお礼の言葉と、我々運転手そして市民、多くの市民の方々に本当に、まさに涙をこらえて命の訴えをしていただきました。

市長、あなたは別府市の安全協議会の会長として、またこの葬儀にも参列していただき、その後、部長会におきまして交通安全に対する、費用がかかってもいいから児童を守るためにと、正門前の整備に要する費用を指示された。部長会でも涙を浮かべてそのようなお話をされたと聞いております。それから後、新聞を見るたびに、「酒気帯び運転で二十五人検挙」、あるいは「免許取り消しも四倍」。こうした悲惨な事故を教訓にして少しでも気をつける人がふえればいいのに、なおかつこのような違反者が続出している。しかしながら、うれしいことに、ここに「交通事故に気をつけて」ということで、別府市の安全協会別府支部が、旗とか、横断歩道用の旗等安全用具を寄贈している。こうした一人の、木綿ちゃんの死を弔うためには、これから先、別府市内で、また別府市外でもそうですけれども、こうした悲惨な交通事故をなくすために、市長初め我々議員も全力を挙げて取り組まなければならないと思いますが、まず参列していただきました市長、そして安全の指示をされましたけれども、この事故を通してのあなたの見解と、また市民に対する安全の呼びかけをこの場でできればしていただきたい。教育長については、市長の答弁の後、少し質問をして、答弁をお願いします。よろしくをお願いします。

○市長（井上信幸君） 急な御質問でございましたので、当を得ないかもしれませんが、ただいまの木綿ちゃんの悲惨な事故については、御葬儀に参らせていただきまして、お父様の参列者に対するお言葉の中にすべてが含まれている、このように思います。

早速、二度とこういう事故が起きないように、また起こす方も起こされる方も心の痛みは、一生涯いやされるものではない、このように思います。互いに交通事故には心してかからなければならないし、特にドライバーの方々は、やはり遵法精神でもってきちっと交通ルールに沿って運転をしていただくということが、まず最小限必要ではないか。

もう一つは、小学校の中でも交通安全指導を行っていますけれども、いわば低学年の児童・生徒は、やはり思うに任せず、正規なルートを行っておっても、この間のように巻き込まれるということも起こり得るわけでございます。そういう面で、私ども

も行政の立場といたしまして、警察とタイアップしながら交通安全については逐一全面協力をしながら行動させていただいております。

また先般は、報道にもあったように、交通安全協会から交通安全の一通りの品々をいただきまして、交通安全に役立ててほしいという要請も受けました。これについては、教育委員会の教育長にもお渡ししながら、全庁体制でこの交通安全に取り組まなければならない。交通事故というのは、全国で一万人近く死亡事故になっております。一年間で一万人ですから、これは大変大きな死亡事故だと思いますし、いわば交通戦争ではないかな。この交通戦争に勝つためにはどうすればいいかということ、国民も市民も挙げてこれに取り組んでいかなければならないと思いますし、あすは、私どももそういう犠牲者になるかもわかりません。しかし、そうあってはいけないということ、これをこれから啓蒙し、継承していかなければならない、このように思います。

あわせて、特に児童・生徒の安全対策については、教育委員会、行政を挙げてこれに取り組む所存でございますし、また来週から、十六日から正月四日までは交通事故ゼロ運動月間になります。この運動中も、私ども職員もその初日には街頭に立って交通安全を呼びかけているわけでございます。また、議員の皆さん方とともに立ち上がりながら、この予防対策、安全対策に全身全霊をつぎ込んでいく覚悟でございます。先ほど御指摘がありましたが、とりあえず市道に面したところには、学校の門前、まあ地理的条件がありますけれども、いずれにしましてもドライバーにここは学校だということが即わかるように。その間はスピードを下げて通る。また、いろんなスクランブルコーナー等にありますは、より一層チェックをしながら、もう少し安全対策を進めてまいりたい、このように思っております。

○二十三番（岩男三男君） ありがとうございます。安全対策に万全を期していただくよう、今、答弁がありましたけれども、今後ともよろしく願います。

さて、そうした中で教育長、この木綿ちゃんの葬儀の翌日には、北小学校においてお別れ会があったそうですが、この席で木綿ちゃんのお父さんが、ここに書いてあるように、「青信号でも車が来ていないか、もう一度確認してください。中には時々とまってくれない運転手さんもいるので、自分をアピールして横断歩道を渡るようにしてください」。ここにいるよ、運転手にアピールして渡ってくださいという、お父さんがあいさつしたところ、御父兄の方から、お別れ会に参加していた子供さんが家に帰って、木綿ちゃんのお父さんがアピールして渡るように言われたから、私はそれを守っているよ、と家族の方に話したそうであります。こうした悲惨な事故を二度と繰り返してはなりませんけれども、先ほど十二番議員も言われましたけれども、地球より重い一人の生命、この木綿ちゃんの死を、けさほど北校の校長先生に電話しましたところ、顕彰するために、忘れないためにPTAの役員の方と話して記念植樹も考えています。このような話がありましたけれども、いつまでもこの事故を教訓にして毎

日事故を起こさないという決意をしながら、私も出発していきたくと思いますけれども、この北校を中心にして、そしてここを起爆点にして多くの市内の子供たちが交通事故を起こさない、そうした注意をすること、そしてまた木綿ちゃんを思い出してあげるために、植樹とあわせて何らかの教育委員会としても顕彰してあげる方法はないのか、そこら辺の教育長の心情をお話してください。

○教育長（山田俊秀君） お答えいたします。

実は北小学校の問題につきましては、今度十三日の日に、学校教育課の指導主事の方が参りまして、PTAそれから子供を対象にして交通安全思想の啓発をということで会を持つようになっております。彼は、かつて県の交通安全担当の事務局もしておりましたし、今度、来週からあります冬の交通安全等もその事務局等で実際に原案をつくった人間ですから、県下五十八市町村を全部回りながらそういう仕事をしてきておりますので、それについては、私はベテランとっておりますが、それまで北小学校でやりたいと思います。

あの問題は、事故が起こりました後、すぐその担当の指導主事と話をしまして、二度とこういう悲しい事故が起こってはいけないということで、市内の各学校には、特にこの交通事故についてはそういうことのないようにということで指示はしております。実は私自身もかつて県庁のその仕事をやってきておりましたし、特に高齢者それから小さい子供たちが交通事故で亡くなったというのも数多く事例を見てきております。また加害者につきましても、そういう交通刑務所に入って、もう加害者も被害者もなく、みんな被害者というような感じがいたしておりますが、そういう意味も含めまして、私どもがこれからまだまだ子供たちに大いに呼びかけていかなければならないと思っております。ただ、現在のところ幼稚園それから小学校に入ったときには、県下各地で「モンキークラブ」といって、とにかく道路を渡るときには一度右を見て、次に左を見て、もう一度右を見て渡るようにということで指導はしてきております。しかし、それが入学時だけではなくて、さらにそれを定期的にそういうような低学年だけではなくて中学年、高学年あるいは中学生の自転車等についても十分指導してまいりたいというふうに考えております。

○二十三番（岩男三男君） ありがとうございます。

先日、ケーブルテレビを見ていましたところ、三世代交通安全大会というのが放送されておりました。聞いてみますと、浜脇一丁目一区と二区のそれぞれ石田、荒金自治会長さんが中心となって安全運動というか、安全大会というのを催されたようです。その状況を、ちょっと資料をくださいということでいただきましたけれども、大会の言葉、主催者代表あいさつ、来賓あいさつ、子供たちからのメッセージ、さらには法令講習、浜脇地区交通安全憲章というのがありまして、ここに浜脇地区交通安全憲章というのをお借りしてきましたので、読み上げさせていただきます。

「私たち浜脇地区は、交通安全常時校運動を推進するために交通安全憲章を定める。交通安全は家庭から。交通事故を起こさない、交通事故に遭わないをモットーに次の事項を実行します。一、交通ルールを守り、安全速度で運転します。一、イエローストップを必ず守ります。一、飲酒運転は絶対にしません。一、シートベルト、ヘルメットを必ず着用します。一、自転車の正しい乗り方を守ります。一、飛び出しや車の直前・直後の横断はしません。一、道路の横断は左右を確認して、横断歩道や歩道橋を渡ります。一、お年寄りや子供たちに優しく手を貸し、事故防止に努めます。家族ぐるみで交通安全、事故防止について話し合います。」このような交通安全憲章を掲げ、この浜脇地区から別府市内、さらには県下に波動を起こしていきたいという強い決意でこうした運動が起こされております。教育長、願わくばこの北校を中心にして、児童の交通事故が起きないように、まさに一つの波が万波となるようにこの運動を今後強く、そして木綿ちゃんの事故が二度と、別府市内にこうした悲惨な事故を起こさないという、そういう一つの牽引にしていきたい、このことを強く要望しながら、具体的に質問を担当課にまいります。

最初に、今回の小学生の交通事故に対して、大鹿木綿ちゃんの交通事故に対して、当局としてはどのような取り組みをなされたのか、その経過についてお尋ねします。
○環境安全課長（高橋 徹君） お答えいたします。

交通安全対策につきましては、市長を先頭といたしましてこれまで取り組んできたところがございますが、まことに残念なことに、先日の事故で小学生が亡くなるということが発生いたしまして、これに伴いまして、警察の方からも交通非常事態宣言が発令されたことから、別府市交通安全対策協議会の各団体に非常事態宣言の発令の徹底と、安全運転の周知を依頼したところがございます。それと、交通安全対策協議会の幹事会を緊急に招集し、各団体が、これから年末に向けてどのような取り組みをするかということについて協議を行ったところがございます。

また、この非常事態宣言に伴いまして、啓発活動といたしまして、私の方といたしましては、早朝・夕刻の車の集中する時間帯を中心としまして広報車による広報活動を行うとともに、早朝の児童・生徒の指導を行っております交通安全指導員によりまして、児童・生徒に対しまして声かけをしていただく。それから、買い物客に対しましては、デパートとかスーパーで店内放送を通じまして周知徹底をしていただく。庁舎におきましても、庁内放送を行っていただきまして、来客のお客様に対しまして交通安全の呼びかけをしたところがございます。職員に対しましては、電子メールによりまして各課長あてに交通安全の周知徹底をお願いしたところがございます。

今後の対策といたしましては、交通安全対策協議会の幹事会で協議をした結果、歩行者も運転者も一人一人の交通安全に対する意識が重要であるという認識のもとに、各団体ごとにそれぞれ工夫をして意識啓発をしていただくようお願いしたところで

ございます。このことから、まず今月十六日から始まります年末年始の事故ゼロ運動での積極的な参加をお願いするとともに、初日の早朝啓発活動をお願いしたところでございます。また、先ほど市長も答弁いたしました、五日には大分県交通安全協議会別府支部と別府市交通安全対策協議会が協力いたしまして、市内の小・中学校二十二校に交通安全の啓発用の資材を配布し、安全運動への積極的な参加をお願いしたところでございます。

○二十三番（岩男三男君） 今の答弁を聞きましても、市長の木綿ちゃんに対する、あるいは児童に対する思いやりが伝わってくるわけですが、さて、そうした中である人と先日話していましたが、市長を含めて議員あなた方は、ある程度予知能力を持たなければだめですよ。結果が出てからこうだ、ああだではなくて、やはり先ほどの小学校の正門前の標識等、そうした、ここで事故が起きるのではないかというような予測をしながら取り組まなければいけない。

そうした中で通告をいたしておりますけれども、別府市内にスクランブル交差点が鉄輪と駅前の二カ所、合計三カ所しかない。車と歩行者が、同時に青信号に向かって進んでいって今回の事故は、タンクローリーが左折しようとして起きた。ここで正邪を争う、どっちがいいとか悪いとかいうことではありませんけれども、運転していたタンクローリーの運転手さんも深く心に傷を負ったと思いますけれども、これを改善する、例えばスクランブル交差点をもっと市内にふやすことはできないのか。あるいは時差式に信号機をして、そして歩行者が渡り終わるまで車が動けないような方法はとれないのか。これらのことを担当課として警察とも協議をしてぜひ進めていただきたい。

それから、いろんな交差点、危険なところがたくさんありますけれども、例えば原の交差点などは、信号がどんなに青であっても、あの二十四時間営業のスーパーからいつでも自由に入出りできる。さらにその奥にはマンションもできようとしております。こうしたことを考えて、やはりこうした交差点の改良等、安全対策に警察あるいは学校現場とも話をしながら、さらには市内の学校は、ほとんどが道路の狭いところにあります。時間帯による一方通行が一部見受けられますけれども、朝の通勤ラッシュあるいは夕方、そうしたときに車同士でトラブルもある。その間を縫うようにして、時には田んぼの中を、あるいは石垣の上を通りながら通行する。そうした姿をま見受けませんが、そうしたところに対しても学校現場あるいは自治会、警察、こうしたところとタイアップしながら安全対策に万全を期していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○環境安全課長（高橋 徹君） お答えいたします。

まずスクランブル交差点でございますが、議員さんがおっしゃいましたとおり、駅前通りの銀座街、商店街の入り口と弥生町の商店街の入り口、それに鉄輪の亀の井バ

ス停の近くの交差点が、スクランブル交差点になっている状況でございます。スクランブル交差点につきましては、議員さんがおっしゃるとおり、歩行者と車とを完全に分離するということが目的として設置されているものでございますので、先日の死亡事故が発生いたしました箇所につきましても早速、警察の方にスクランブル交差点の導入はできないのかという協議をいたしたところでございます。しかしながら、スクランブル交差点を導入いたしますと、車両の通過時間の確保が難しくなり、信号での停車車両が多くなることから、付近の他の信号機との兼ね合いや、停車車両が他の幹線道路の通行の障害を起こさないか等のことを考慮した中で検討しなければならないというようなことをおっしゃってございましたが、今後とも導入に向けての協議をしてまいりたいと考えております。

また、通学路のさまざまな問題点につきましては、また通学路の点検とあわせて、学校側とも協議しながら、できるところから早急にかかっていきたいというふうに思っております。

○二十三番（岩男三男君） 今、答弁を課長からいただきましたけれども、確かに難しいことです。国道十号線のあの関の江入り口の放置車両。二年有余、三年ぐらい前から地元から要望がありながら、なかなか解決しなかったけれども、さきの九月議会で要望し、市長が指示をし助役も働きかけたようですけれども、三年前から要望があったのができないのが、先般の新聞を見ると、きれいに撤去されて夏まで閉鎖する、このようになっておりますけれども、あなたのそうした熱心な取り組み。九月議会で少し厳しく言いましたけれども、あなたの熱意あふれる取り組みによって、あの十数台にわたる北の玄関口である関の江の放置車両が全部撤去されました。これに対しては高く評価をいたしますけれども、こうしたことも含めまして、少しこの経過があったら話していただきたいけれども、市内の放置車両、これも交通安全上支障があります。こうしたことを含め、今のスクランブル交差点につきましても、難しいことはわかっておりますけれども、事故が起きてからでは遅いわけですから、ぜひこの点について取り組みをお願いします。十号線については、どのようにして解決したのですか。

○環境安全課長（高橋 徹君） お答えいたします。

関の江の放置車両の撤去につきましては、美化条例の指定を行うということから、条例施行前のたしか二月か三月ごろだったと思っておりますが、管理者であります国土交通省の大分工事事務所の維持出張所の方に対しまして撤去方をお願いしてまいったところでございます。しかしながら、なかなか難しい問題点があって解決を見なかったのが現状でございましたが、市長の意向を受け、また議会からの御質問を受け、これらを踏まえて国土交通省の大分工事事務所の方に対しまして、数度にわたって要望をいたしたところでございます。とともに、地元におきましても、子供たちを事件・事故から守る亀川ネットワークを発足いたしまして、国に対しましてお願いを行ったとこ

るでございます。こういう経過を踏まえまして、今回、長年にわたりまして放置されておりました車両が撤去されたという状況でございますが、地元の協力を得ながら、海水浴の期間を除く期間につきましては、当分の間、再発防止を含めまして閉鎖をしていこうということになっております。

他の美化地域の指定地域内にも確かに放置車両がございますが、関の江の場合と同様、難しい問題点がございますが、管理者へ撤去と防止対策を行ってもらわなければなりませんので、粘り強くお願いをしてまいりたいというふうに考えております。

○二十三番（岩男三男君） あなたも環境安全課長の取り組みを高く評価するのとあわせて、今後、先ほども言いましたけれども、ある程度予知能力というか、ここは危ないなと思うところに対しては、議会から指摘される前にも取り組むような姿勢をぜひ示してほしいと思います。

さて、これまでも私は喫煙対策に対して、庁舎を中心にして質問をしてまいりました。市長も、喫煙に対してかなり厳しい御指導をされたようですけれども、庁舎内の机の上から灰皿を撤去しよう、あるいは喫煙コーナー、禁煙タイム等を設置していただきました。分煙システムの導入でかなりの費用をかけて空気の清浄機あるいは扇風機等を設置していただきました。そうした中で、最近、少年少女のたばこの喫煙、よく見かける。まちの声もありますけれども、これらに対してどのような取り組みをしているのか。

それとあわせて、学校現場には非行の起きやすい、目の届かない死角と申しますか、そういう暗がりというか、そういう場所がたくさんあると思うのですが、それらに対して学校関係者としてはどのような把握をされていますか。

○生涯学習課参事（佐藤泰朗君） お答えいたします。

学校での喫煙防止につきましては、小学校では体育、中学校では保健体育等で指導することになっております。保健体育では、喫煙と健康のかかわりを指導いたしております。また特別活動においても、健康の保持・増進の観点から学級活動等で喫煙防止を取り扱うことができるようになっております。また道徳では、公德心を持って社会秩序と規律を高めるよう指導することができるようになっております。また、別府警察署の協力を得まして、小・中学校では防犯教室を開催し、喫煙防止を訴える中で喫煙の害についても講話をいただいております。

○学校教育課長（小畑善実君） お答えいたします。

学校内の死角と申しますか、それから照明等の点検でございますが、議員さん御指摘のとおり、どうしても暗いと青少年のたまり場となりがちでございます。これまでもたばこの吸い殻などからたまり場となった形跡が見られたときは、照明をもっと明るくしてほしいという要望も出ていますし、そのときは、その都度都度、改善できる部分につきましては改善しているところでございます。また、学校内の照明の状況

等につきましては、管理職が日常的に調査をしています。あわせまして、暗がりや周囲から隔離され、死角になるようなところにつきましては、先般の十二月五日の定例校長会で、再度点検するよう指導しているところでございます。

○二十三番（岩男三男君） 今、答弁になったとおりでいいのですけれども、学校教育課長、「指導しているところであります」ということですのでけれども、立場が違いますけれども、建設部の持っている市営住宅、ここらもやはり死角があります。管理人も任命しておりますけれども、一カ月に一カ所市営住宅を夜見回りをして、そして危険箇所がないか。教育委員会も人数の関係もあるかと思っておりますけれども、あなた方が指導しているとか、何か起きたら校長会をして集めて訓示をしたとか。そうではなくて、みずからも学校現場に、毎日とは言いません、一カ月に一校でも訪問して、そういうところがないか、そういうことも必要ではないかと思っておりますので、ぜひその点は心がけていただきたいと思うのです。よろしいでしょうか。（発言する者あり）はい、教育長から。

○教育長（山田俊秀君） 今の御指摘について、お答えしたいと思います。

実は今、青少年センターが中心になりまして、一カ月に一回は街頭補導といたしまして、市内の繁華街を回りますし、またもう一回は、それぞれの地区の街頭補導をしております。これはどちらかというところ、取り締まりとかいうのではなくて、声かけをしていきながらやっていくわけですが、特にその中で七月と十二月が青少年の健全育成の強調月間になっております。それで、このときは「愛のパトロール」といたしまして、市内から千人ぐらいの方々が出まして、いろんなところを見て回ります。それは、小・中学校のPTAの方々もおられますし、教員も入っております。あるいは警察の補導員も、あるいは民生児童委員、保護司、市子連、地婦連というふうにいるような方々が集まってそれを回っております。そして、それぞれの会合の中でいろんな問題、意見を出していただくというようなことをしておるわけですが、そういうようなことをしながらできるだけ危険箇所といたしますか、たまり場所といたしますか、そういうようなところについてもチェックいたしております。ただ、夜については、まだ今のところしてはおりませんが、これは、今度休みに入りますと、教員の補導がありますので、この教員の補導で夜は見回っているのが実情でございます。

○二十三番（岩男三男君） そのパトロールに、私も加わっております。はい。

さて、そうした中で先ほどたばこの件で答弁がありましたけれども、最近、シンナーとか、あるいは何というのですか、私はよく知らないのですけれども、大麻とか、そうした薬というのか、そういう事故が市内ではどれぐらい発生しているのか。あわせて、小・中学生による交通事故の状況は、ことしに入ってどのようになっているのか、お知らせください。

○生涯学習課参事（佐藤泰朗君） お答えいたします。

小・中学生によるシンナーの使用につきましては、この五年間、学校からの報告はありません。しかし、警察の資料によりますと、職を持っている、また職のない少年によるシンナー吸引については、平成十二年、十三年度、合計十人が補導されております。

○学校教育課長（小畑善実君） お答えいたします。

子供の交通事故の発生件数でございますが、先般、十二月五日の定例校長会の際に、別府警察署の方から交通課長さんにおいでいただきまして、交通安全につきまして御指導いただきました。そのときいただいた資料でございます。十二月三日現在の別府警察署の調査では、歩行者の事故としまして十七件、自転車の事故十二件、合わせて二十九件となっております。

○二十三番（岩男三男君） 二十九件という事故が起きている。こういうことを踏まえて、ぜひ新たな決意で今議会を一つの縁にしまして、また児童の生命を守るために万全を期していただきたい。先ほども、冒頭に申し上げましたけれども、木綿ちゃんの死を教訓にして、教育長、ぜひ別府から、北校から全市内さらには大分県、全国へこの交通安全の運動が広がるような、そういう取り組みを学校関係者あるいはPTAの関係者とも話し合いながら、ただひっそりと北校だけの行事ではなくて、できれば植樹にしても、木を植えるにしても、市内の関係者、できたら市長も議長も出席するという、このことを交通安全に大きくつなげ、アピールできるような体制をとるよう強く要望しておきます。後で答弁があればしてもらいたい。

さて、そうした中で、私はちょっと角度を変えますけれども、母子医療、父子医療ということで、平成五年に母子医療の医療費助成のみしかなかったのを提案しまして、平成五年から父子も、いわゆるお父さんが子供を抱えた場合も医療費を支給するようということで提案し、これが別府市条例によって実現することができました。最近、テレビを見ていましたところ、児童扶養手当、これが最近のリストラ等によって、今まではお母さんだけ、お父さんには生活力があるということで、お父さんに対する児童扶養手当というのがなかったわけですけれども、先般テレビを見ていましたら一人親、母子、父子と分けるのではなくて、「一人親児童扶養手当」というような言葉を使う市長さんがテレビに出演しておられました。そこで、これだけ時代も不景気、さらには会社の――先ほど言いました――リストラ等でいろんな事情で子供を抱えなければいけない。そして、子供を抱えたがゆえに思うように働けない父子家庭を救うために、現在この実施をしているところが二市あるようですけれども、栃木県の鹿沼市そして千葉県の野田市が、来年度から実現しようとしているようにテレビでも報道というか、特別番組で報道されていましたがけれども、ぜひ……、父子医療は実現してもらいましたけれども、「父子」という言葉をなくすのかなかないのかは別にしまして、この母子児童手当を父子にも適用できるような、いわば国の法律のはざまを埋め

るのが、地方行政の役目ではないかと思うのですが、担当課長の答弁と、市長のその意向があればお知らせ願いたいと思います。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

今、議員さんが申されましたように、父子家庭に手当ということでございます。栃木県の鹿沼市におきましては、本年八月から権限委譲によりまして、その時期に児童育成手当として支給をされております。手当額等につきましても児童扶養手当に準ずるとい形になっております。別府市でどうかということでございますが、現在、父子医療につきましては、四十一名の方が受給をいたしております。それぞれ所得制限等がございますので、別府市におきましては、こういう人数になるのかなというふうに思っております。今後につきましては、また上司と関係各課との協議をさせていただきたいと思っております。

○市長（井上信幸君） 大変前向きな、建設的な御意見をいただきまして、ありがとうございます。この父子家庭問題につきましては、私も今思い出しますが、議員時代に議場の方から、当時のたしか脇屋市長さんだったと思いますが、申し入れたことがございます。それはどうかといいますと、ある町のある方、最初は非常にいい生活をしていたのですが、父親が少し金を使い過ぎて、とうとう家庭を破壊する状況に陥ったと。そこで、奥様がとうとう思いあぐねて離婚した。こういうふうな経緯を見ております。ところが、その後、毎日のように家庭に借金取りが行くものですから、子供二人が残っていて寂しく留守番をしていたけれども、親が帰らないために食事もない。そこで、近所の方が思いあぐねてパンを差し入れしたというような、そういう痛ましい状況を私もそのころ知っております。

母子家庭手当は出ておりますが、父子手当というものが、父子の扶助・助成制度が今のところありませんので、御指摘のように、でき得れば国の法律でもってきちっとやっぱりなせるような方向づけが必要かな。また、でき得れば、今おっしゃったように一人親扶養制度とかいうような形も一つは大きな前向きな提言かと思えます。いずれにしましても、こういう一つの御提言をいただきながら、別府市ででき得ればいち早くこういう恵まれない父子家庭にも光を与えていく、これが福祉の大きな根幹ではないか、こう思いますので、市長会に云々ということもございますけれども、まず県内から、それから九州から手がけていきまして、将来はそういう全体的な声として国へ届くように頑張りたい、このように思います。

○二十三番（岩男三男君） ありがとうございます、前向きな答弁をいただきまして。また、市長会等でぜひ国にも働きかけをよろしく願います。別府市は別府市でそれができるまで穴埋めとしてよろしく願います。

さて、そうした中で竹の内及び西部地区ということで、言葉を濁して出していますけれども、これは何かといいますと、水道局の管理する土地です。大平山小学校の通

学路の途中に水道局が管理する土地があります。この土地の管理に対して、ほとんどしてないので管理をしてほしいということで再三要望してきております。さらに隣の持ち主の方が、自分の土地に、行き交う子供や市民が楽しめるようにということで段々畑の花畑をつくりまして、この別府市の約百平米、三十坪そこそこの土地を皆さんにそうした公園みたいな形で作りたいので譲ってくれないかということで声をかけたりもしましたけれども、とにかくここは、私が議員になって二十年、来年の四月でちょうど二十年、それ以前から、水道局の土地でありながら全く管理をしない。隣の安東さんという方が、おばあちゃんが草を切ったり、寒く凍ったときは霜で石ころが落ちる、雨のときには落ちる。そうしたものを片づけている。それで水道局長にも、また前脇次長のときからお願いをして、何とかしようということできましたけれども、私は、再三にわたって問い合わせをしましたけれども、いまだ何ら方向性のある返事が返ってこない。市長は、できるところは速やかに、特に危険性があるところは即という、いわば電光石火、そういうことを目的にしてされているようですけれども、水道局管理者と話をしましたら、まだ市長に報告してないと言いましたけれども、あなたは、水道局管理者ですから、あなたの決裁権ですべてができるわけですけれども、こうした危険、もう冬が来ます、雪が降ります。今までもここが凍って転倒事故とか、石につまずいて転んだり、こういう事故が起きていますけれども、これに対して何らの方向性をいまだに示してくれませんので、私があえてこの場で言わざるを得なくなった。私は何度も問い合わせたけれども、あなたの方から一度も「こういう経過になっている」という説明もなされない。どういうことなのか。ここのところを長くは要りませんけれども、通学路、ここをあなた方は、管理者としてきちっと整備する責任があるのではないですか。あの一帯はタタラ水源として市に対して地元竹の内の方々も協力をしているのですが、それに対してどのように今後するのですか。速やかなる対策を要望しますが、いかがですか。

○水道局管理課長（村田忠徳君） お答えいたします。

確かに議員さんがおっしゃるとおり、私の方はそういうことを聞きましたので、現地も見に行きました。そして自治会長さんにもお話を聞いておりますし、道路の下側の住民の方からも一応危険かどうかをお伺いしたところ、石等が落ちてきたようなことは一回もないということで、危険ということは、まだはっきり言えないのではないかとということで、この土地が明治の時代から古いきさつがあるものですから、そのいきさつについて現在は調査しておるところです。と申しますのも、これは市民の財産でございますので、私の方がちゃんと調査しなくて処分するわけにはいきませんし、通学路に確かになっておりますので、議員さんのおっしゃることも加味しながら、現在検討しておるのが実情でございますので、もうしばらく時間をいただければ幸いです。

○水道局長（宮崎眞行君） お答えいたします。

ただいま管理課長の申し上げたのは、確かに私もあの現地に行きましたけれども、危険があるとかないとかいうより、緊急性がないというようなことで、ただ、大雨が降ったときとか、そういうときは当然危ないなというようなことは自覚しておりますので、私どもの方で、先ほど議員さんがおっしゃるように、百平米足らずの土地です。その百平米足らずの土地を、壁面を打って基礎をやると、百万以上かかるというようなことでございますので、わずかな土地に百万以上かけるのはどうかな、いい方法はないのかなというようなことで、私の方でその辺について地元の方とも話をしながら、一番いいような方法をやろうというようなことで、ちょっとおくれておりますが、できるだけ早く、地域の方に御迷惑をかけますので、やるようにしておりますので、もうしばらくお待ちいただきたい、このように思っています。（発言する者あり）

○二十三番（岩男三男君） あなたは営業課長ですか。営業課長、あなたは何ですか、職責は。管理課長。

○水道局管理課長（村田忠徳君） 私、資産を担当しております管理課長です。

○二十三番（岩男三男君） 私は、随分抑えて発言しているのです。あなたは、どのだれに言って石ころ等が落ちたことがないという、だれに確認したのですか。私は、ほとんどあそこを毎日通っていますよ。何度も直面していますよ。あそこに、下側に来た人は、すごく最近来た方ばかりではないですか、新しい家が建って。それまではあそこは杉林だったのですよ。その杉林のためにあの一帯は、いつも朝は氷が張って、転倒事故等が起きていたんです。今は家が建ったら環境が変わっただけではないですか。一回も石ころが落ちたことがないと、だれが言ったのですか。そんな発言していいのですか。許されませんよ。何にもなかったら、今、水道局長が答えると、大雨等が降ったら流れ落ちる危険性がある、承知している。一回もなかった。そんな答弁でいいのですか。

○水道局管理課長（村田忠徳君） 確かに危険性があるかどうかというような判断は非常に、私は凍っているとき見たわけではございませんので、はっきりしないのですが、私が道路の下—東側ですね—の住民に聞いたときは、そういう返事もございましたので、緊急の危険性はなかるう、そういう判断で私が発言したわけです。

○二十三番（岩男三男君） だから、東側の方は最近来て、家も新しかったでしょうが。最近開発したところではないですか。何を言っている。きちっと整備してくださいよ。ここは通学路になっている。今の消防長の答えも納得できない。わずか三十…

…（発言する者あり）水道局長。前のイメージが抜けない。わずか百平米、三十坪そこそこだから百万円かけられん。何を言っている。ここは、これ以上答弁を求めませんけれども、自治会の皆さんとも協議したいので、あなた方の方向性が決まったら、一緒に現地に行って立ち会っていい方向にしてくださいよと私はお願いして言ってい

るけれども、何らの連絡もないから、この場で、こういう公式の場であえてやり取りしなければならぬのではないですか。きちっとしてもらいたい。この次、この場で言わせるようなことはしてもらいたくない。このことを強く要望しておきます。

○水道局長（宮崎眞行君）私の方で、現在どのような方向でやるか、あそこは何らかの形で整備しなければ悪いというのは、御指摘のように私の方で承知しておりますが、わずか百万というのは、結局いかに地元と話し合っただけで地元の協力を得るかというようなことで、今話し合いをしていますので、ちょっと時間がかかって大変申しわけなく思っておりますが、できるだけ早く解決したい、このように思っています。

（発言する者あり）

○二十三番（岩男三男君）今言ったように、地元の方とも私は連絡をとって、私が独断でやっているのではありませんから、あなた方の対応が遅い、このことを指摘しているのです。前の次長のと時から話ししているのですよ。きのう、きょう言っていることではない。市長も任命権者として、きちっと指導してもらいたい。

最後に、市長の政治姿勢について通告をいたしております。

私は、市長があのでのAPU誘致、アジア太平洋大学の誘致、あるいは海岸線を自然の海岸に返すというこの大型の整備事業、あるいは大型の体育館、さらには来年は野球場も建設されようとする。ある部分では国との太いパイプがなければできないような仕事もなされて、後世に残るような仕事もなされている。しかしながら、けさほどから聞いていますと、やはり後援会の問題、多くの市民の方々が、市の職員からもらった献金は返せばいいではないか、なぜ返さないのかというようなことが言われております。このことについては、法的に返せないのなら返せない、きちっとこれは担当部長が答弁できるのですか。職員の後援会に対する献金、これに対して、市長はなぜ返さないのか、こういう声があるから、返せるのか返せないのか、これは明確にしてもらった方がいいと思います。

次に市長、これは私の老婆心ながら、首長が継続した後援会を持つのはいかがかと思うのです。選挙のとき後援会をしても、選挙が済んだら解散をする。そして今後、もうそうした業者や、あるいは市が指定する納入業者等からは献金を受けない。あなたが幾らすばらしいことをしても、そうした市の職員や、あるいは業者から献金を受け、パーティー券を売る。そのようなことが大きな批判の的になっておりますので、私がとやかく言う問題ではないかもしれませんが、この際、あなたが第三選の当選を果たしたら後援会を解散するぐらいの宣言をされたいかがかと思うのですが、いかがでしょう。

それからもう一点。これは風評ですから、ここで言うべきことかどうかわかりませんが、お正月に後援会の事務所にあいさつに行かなければならないという職員の話の話を伝え聞いておりますけれども、そのようなことがなければ、「ない」とはつき

りと言われておいた方がいいのではないかと思います。もしあるならば、そういうことはおやめになった方がいいのではないかと思いますので、答弁があればしてください。

○市長公室長（林 慎一君） お答えいたします。

まず、平成十二年、十三年分のすでに献金された分についての返金の問題でございますけれども、この問題については、当然後援会の方で検討し、対応するべき問題だというふうに認識をいたしておりますので、そのように御理解をいただきたいというふうに思っております。

○市長（井上信幸君） 先ほど来答弁をいたしましたので、前段の分はもう、今、部長の言ったとおりだと思います。

また、将来の中で後援会云々の問題でございますが、これは後援会は善意ある方々が市長の政治を支えてやろうということで、今までに皆さん方で作りに上げていただきました。今度、三期目を通ったら、ひとつ後援会を解散したらどうかというお話がございます。これにつきましても、選挙後につきましても、後援会長初め多数の役員の皆様方と御相談申し上げて、しかるべき方向づけができるならばその方向づけに。また後援会の皆様の御意見に従って行動させていただきたい、このように思います。

もう一つありましたか。（「正月にあいさつの……」と呼ぶ者あり）正月のごあいさつであらゆる方々が年始という形でお伺いしておりますが、これについても、私どもは強制はしておりません。任意的な中でしていただいております。ですから、強制ではございませんので、どうぞひとつその辺は誤解のないように。風評で風聞であれば、その旨はひとつお取り消しいただきたい、このように思います。

○副議長（佐藤博章君） 休憩いたします。

午後二時四十九分 休憩

午後三時 三分 再開

○議長（首藤 正君） 再開いたします。

○三十番（伊藤敏幸君） 通告しております一番、市長の政治姿勢、それから二番の別府競輪の現状と将来展望、それから三番の消防行政について質問をまいります。答弁の方をよろしくお願いをいたします。

まず、市長の政治姿勢でございます。

市長、この「目で見える行政の流れ」、平成十四年九月、これは市長が出したばかり。一つ一つの項目にカラーで、とてもわかりやすく書かれておまして、脇屋市政それから中村市政それから井上市政、この三代にわたる市長のそれぞれの項目、重要案件についてのさまざまな年代別の推移、そして成果、こういったものが載せられております。これを見ますと、市長は間もなく任期最終年度のもう土壇場に来ておりますけれども、二期八年間。これを見ると大変よく努力をし、そして協調しながら市民生活

の向上のためにやっているなという部分が一目瞭然でわかる。これは大変いいことなのだ。こういったものをやっぱり市民の皆さんにわかっていただく努力をあなたは当然すべきだろうと思うのだな。

ところが、これからが問題。政治というのは生き物だから、市長がこういうふうにした事柄と同時に、当然市民の負託を受けて市長の重責を全うする上では、やっぱり市長としてのしゃんとしたところがないといかん。私が生き物だと言ったのは、この「目で見える流れ」の中の一番最後に市長がさまざまな声を聞いて取り組んだ、例えば境川の幼稚園、平成七年度、それから秋葉通りの道路改良事業とか、それから朝日・大平山の地区公民館、体育館、それから児童館、柴石温泉、東山、それから市営の真光寺住宅、エスカレーターを設置したと、立命館アジア太平洋大学、サッカー場の整備、浜田温泉、松原公園、総合体育館も今建設中、十五年六月完成予定。これを見ると、市長はやっぱりそれぞれの声によく傾けてやっておるじゃん、こう評価されてしかるべき。ところが、まさに政治というものは、ずっと私も二十八年議席をいただいて、やっぱり選挙の争点にはなかなかかなり得ん、これは。市長が何ぼ実績とかいんなものを言っても。今までの経過が全部そうですよ。だからこそ、今、井上市長が市長として心すべきことが当然あなた自身にないといかん。くしくもきょう議会の中で言われたことは、市長がいろんなやっぱり経験を通じて、過去、やっぱり権力者というか、市長に向けられた攻撃的な部分が大いに類似した部分がある。一番気をつけなければいけないのは、やっぱり政治と金の問題だ。金というのは幅広いから、市長は、法律的に何ら問題はないと、こう言っても、市民感情から見てどうなのかという。その辺のところですよ。

もうあと何カ月ですよ、市長。やっぱり市長の対抗馬もびちっともう形も見えた。当然そこには市長が現職のときの実績を掲げて勝負すると同時に、やっぱり市長より以上の市長候補として公約を掲げて戦うわけだから、これは市長が大きな気持ちでどんといらっしゃい、もう私は言いわけしませんよというぐらいのやっぱり気持ちがないと、またそういうことを議場で言われるようなことがあっては私はいかんと思う。きょうは市長が、例えば三十三番の議員が言ったのにちょっと反論した、言いわけみたいなことを言ったけれども、そんなことは言わんでいい。ここにおる議員は皆知っておる、大体。「市長、そんなこと言ったって」と言ってな。知らん人は知らん人でいいと思うけれども、大概のことは常識的な部分は知っておるのではないかと思う。これは後援会がやったことだ。後援会がやったって、後援会がだれのためにするのだ。市長のためではないか。市長の意向を全く無視して後援会がやるわけがない。そんなことが一つ。

それから、いろんな部分でもそうですよ。先般の議会でも市長は何と言ったかといったら、いやいや、法律的に違反しておらんから要らん世話焼かんでおくれと、こう

というような言い方をしたけれども、やっぱり今、それぞれの立場でみんな政争状態にこれから入っていくわけだから、全部が全部市長の味方でどうのこうのだったら、それは敵がおらんからいいかもしれんけれども、そういう政治状況には今はないということだ。だからこそ、自分の身辺はぴしっとしておかんと、足元すくわれんようにというのは、ずっと言ってきたことだ。本当は市長が、融和、協調、連帯、この言葉を持ったとき、この議場におられる議員は、もうこぞって市長の政治手腕に期待したのだ。最初から明確に、いや井上市長に私は絶対入れんのだと、そういうのは何人かあったけれども、大体の人は、市長の手腕に期待をしたんだ。ところが、だんだんだんだんやっぱり、「うん……、これは」、「これは、うん……」というような部分が出てきたから、その八年間の総決算のときにそういったものが出ますよと御忠告申し上げてきたつもりなのだ。

地方自治法の中に市長の権限というのがあって、市長の権限というのは絶大なのだ。権限というのは、一方の言葉では「権力」という。権力は、市長の個人のために使ってはいかんのよ。権力は市民のために使わなければいかん。公平に、公正に使わないと。こう指摘された部分だけでも、井上市長が市長になってからおかしいのではないのと言われたことを指摘をしたわけだわな。それは、市長としてはちょっとおかしいのではないかと、こう。それに対して市長が、ああ、大変そういう御意見もありがたく承ればと、こう言うかと思ったら、いやいや、とんでもないではないかと、こういうことになるから、ちょっとやっぱりいただけないのではないですかと、私も思う。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）ですから、市長の政治姿勢、何も市長の足元を引っ張るために私は通告したのではない。あなたがせっかく八年間で立派な公約を掲げて、そして実績もある。それが正当に評価されるためのやっぱり人格形成も含めて市民に認めていただくための努力を私はすべきだろう、このように思うのです。

それと、もう一つ重大な点は、市長ももう任期最終で、これまでの最大の課題を先延ばし、持ち越してはいかんといいものが一つある。それは、この十一月十九日に判決が下った日田サテライトの問題です。これは、市長個人で行政をつかさどっていく、いわば政治手腕と同時に大変な問題を含んでおる。別府市と日田市という自治体同士の争いになっておるわけですよ。これは、本来あるべき姿ではない。ですから、今度の市報の訂正記事。日田市から言うところの別府市の市報の十二年十一月号に載った記事は、日田市に対する名誉棄損なのだ。事実誤認、事実ではないということの日田市が訴えたわけだ。これに対して当局は、なに、とんでもない、どうしてこの記事が日田市の名誉棄損になるか、とんでもない、門前払いとあなたたちは思っておった。安倍助役が、当時、平成十二年十一月の時点で別府市におらんかったからな。おらんかったわな。あなたのコメントを見ると、日田市の……（発言する者あり）、おったかな。ちょっと間違っておったら言ってください。この判決が出たときに、市長は即

控訴する方向、控訴する意向と、こういったコメントを出している。開会前の三日ぎりぎりまで検討して、控訴断念。その断念をした理由。もう自治体同士でこのことで争いが長引くことはしたくない、このように言っておる。ということは、判決で二つのことが別府市に命令されておるわな、判決一、二というのが。控訴しないということは、その判決が下ったことを別府市はそのとおりに市報に訂正記事を出すということだろう。その判決の二つをちょっと言ってください。助役、こういったことが判決なのか。

○広報広聴課長（古庄 剛君） お答えいたします。

十二月三日、議員さんの御指摘の件は、その判決が下った件の内容についてということだろうと思いますが、判決の内容につきましては、いろいろ私どもの別府市側の主張が認められなくて大変残念な思いをいたしたわけですが、日田市が控訴してから一年十カ月近く経過しておりまして、これ以上、同じ県内の自治体同士でこういう争いを長引かせたくないという判断から控訴を断念したわけでございます。控訴を断念したということは、当然市報に掲載記事を載せるというふうに私どもは理解しております。

○三十番（伊藤敏幸君） 理解がないではないかと言うのだ。判決で命令が下った文があるのだろう、こういうもの、訂正記事出さなさいと。それは何かと言うのだ。

○市長公室長（林 慎一君） お答えいたします。

訂正記事の掲載と、それから裁判費用の負担というふうになっております。

○三十番（伊藤敏幸君） 判決文の訂正記事の中身を言いなさいと言うのだ。裁判所が、こういうふうな文面をつくって、別府市の市報に載せなさいという命令を出しておるだろうが。それはどういう判決文ですかと言うのだ。

○広報広聴課長（古庄 剛君） 私どもが主張してまいりましたサテライト日田の...
...（発言する者あり）では、判決文の全容を読み上げさせていただきます。

「市報べっぴ」十二年十一月号、「競輪特集 別府競輪は今」に、場外車券売り場は通産大臣の設置許可までサテライト日田の場合三年を要した。反対するのであれば、日田市として本来、設置許可が出る前に設置権者である通産大臣に対して明確な反対の意思表示をすべきではないかと、日田市が別府競輪場外車券売り場の設置許可まで、通産大臣に対して明確な反対の意思表示をしてなかった趣旨の記事を掲載したわけでございます。しかし、日田市は、平成八年九月に別府競輪場外車券売り場サテライト日田の設置が明らかになって以来、通産大臣に対してその設置反対の要望書を提出するなど、通産大臣の設置許可前から明確な反対の意思表示をしていました。前記記事は、事実と反した内容でしたので、訂正するとともに、日田市に御迷惑をおかけしたことをおわびいたします。以上。（発言する者あり）

○三十番（伊藤敏幸君） 今、まさにあなたが読んだのが判決文なのだ。別府市は、平成十二年の十一月号の市報に、「日田市さん、あなたたちは何をつまらんことを言っておるのか、別府市に文句言うことは何もないではないか。場外車券場をつくると言ったのはもっと前の段階から。あなた方が文句言うのだったら国に言いなさい、言うべきではなかったのか」と市報にあなたたちは書いた。このことが、日田市の怒りに触れて、別府市は名誉棄損ではないか、日田市に要らんことを言うことはないではないか。うちは明確に設置反対について国に反対してますよ、ということが争いだった。そうしたら当局は、どうして市報なんかの訂正記事が裁判のあれになるか、負けるわけではないかと思っておった。ところが、十九日は、明確にこれが否定された。そして、この市報の記事は、重要な過失がある。「重過失」と言って、そこまで言われておる。

これについて来年の一月の市報に、別府市の市報ですよ、安倍助役は、今言うような最後に、「事実と反する内容でしたので訂正するとともに、日田市に御迷惑をおかけしたことをおわびいたします」という、この判決で下された謝罪文、訂正文を出さなければ悪いことになった。そのとおりでしょう。

○広報広聴課長（古庄 剛君） 議員さん御指摘のとおりでございます。

○三十番（伊藤敏幸君） ところが、このサテライトの控訴断念について、安倍助役はこう言っている。これは三日の、これは市長が何で出なかったのかと私は聞きたいのだけれども、大概自信持って市長が争っておったから、市長が出なくて安倍助役ら四人が出席、井上市長が公務の都合で欠席した。記事の掲載、「別府市の重過失と認めた判決にコメントは差し控えたいとしながらも、内部での責任追及には至らないと、掲載の判断は正しかったとする見方を示した」。どうもよくわからんのだな。裁判所の判決は、重過失が悪いと。別府市の記事は、明らかにわざとでも書いたみたいで、日田市に名誉棄損で、これは全く別府市の方に問題がある。それを検討した結果、あなたたちは控訴もせんと言ったんだ。控訴しないということは、認めたということだ。その言葉の裏返しには、この市報に載ったことは、今でも間違いではない。何をあなたは言っておるのか。こんなことを言うから、日田の方はまたかあっと来るのだわ。本来なら、こういう判決が出た時点で、もう市長は来年は選挙だ。そして、日田のサテライトの進出は予定どおり。こういうコメントを言わせるそのこと自体が、大変な問題ではないか。このことについてやっぱり控訴断念して、もうその判決文に従うという以上は、やっぱり言葉のとおりにはまちとまちがこれ以上争うこと自体大変申しわけないので、サテライトの進出そのものを別府市は断念するということが、市長の一番大事な政治判断と私は思うのでありますが、その辺の答弁をいただきたい。

○助役（安倍一郎君） お答えをいたします。

まず一点、記事の市報の掲載の件でございますが、これは、日田市との間で私ども

が裁判で争いましたのは、明確な意思表示を日田市が国に対してしなかったというのは、市報に載せた私どもの考え方は、基本的には三カ年に限りそういうことがなかったのだ、こういうことで市報に掲載した。そのところが、裁判で争う中でいわゆる裁判所が、私ども別府市の主張を取り入れなかった、これが一点であります。

それからもう一つは、名誉棄損の考え方がありますが、地方公共団体に、法人でございますが、私人と同じように名誉棄損が、この法益が保護されるのか。これについては、いろいろ現在議論のあるところでありまして、その点を私どもは、別府市としてこの裁判で争ったわけです。ただ結果としては、地裁の判決は、今言いましたように、判決がおりたわけでありまして、判決内容は、先ほど課長が言いましたとおり二点であります。そこら辺につきましては、私どもとしてこの裁判内容については、そういう内容から見て、市としてこの裁判を争ってきて、この判決自体には不満な点は残るわけでありまして、県内の自治体と法廷の場でこれ以上争いを長引かせることは好ましくない、こういう大乘的な見地からいわゆる控訴を断念したというのが事実であります。

それから、この裁判があったときの市長のコメントと、それから今回三日に出した、市長は公務の都合で出席できませんでしたが、この出したコメントも同じ市長コメントであります。その中でいわゆる弁護士を含めいろいろと検討する中で、今申し上げましたような理由で、今回、別府市としては控訴を断念する、こういうことに至ったわけであります。

それから、この裁判の結果を踏まえて日田サテライトの発券についてのいわゆる市長は政治判断をすべきではないか、こういう御質問がございましたが、これについては、三十番議員さんの六月の第二回定例会のときにもお答えをさせていただいておりますが、結果から言いますと、私ども市の考え方は変更はございません。これはどういうことかと申しますと、この市報裁判は、別府市が当事者であります。そういうことで地方公共団体間で法廷の場で争いたくない、こういうことを申したわけでありまして、現在、争われておりますサテライトの件につきましては、これは日田市と国とのいわゆる裁判であります。そういうことで、御承知のとおり来年の一月二十八日に同じ大分地裁でこの判決が行われるようになっております。したがって、六月の第二回定例会のときにも申し上げたのですが、そういうような国と日田市で裁判が争われているこのような状況のもとで、サテライト日田の車券発売を別府市の方から断念をいたしますことは、現在の状況下では無理であります。今後、裁判の動向など、こういう情勢の変化等を見きわめながら適切に市としては対応してまいりたい、こういう同じ考えであります。

○三十番（伊藤敏幸君） 状況の変化というのは、行政がつくるのですよ。市長の判断が状況の変化になるのですよ。今、助役がくしくも言ったけれども、それは一月二

十八日に大分地裁でおりる判決は、この訂正記事とは全く違う。そうでしょうが。通産省が許可をしたことについて、地方公共団体の意見とかそういったものは全く無視して、そして決められることが法律違反ではないのかと、こう強い意思を持って日田市は争えるわけだ。そう上の上級機関に地方公共団体が、言葉は悪いかしらんけれども、争いを臨む、挑む。このこと自体もう大変なものなのだけれども、通産省は、別府市がさまざまな状況の変化でもしサテライト進出を、業者で設置者である、溝江建設が設置者であったとしても、その設置者同様、もともっている別府市の場外車券売り場が、もう進出しないと市長が言ったら、それは状況の変化であって、国はその設置許可を取り消す、そういう可能性だってあるというのが判断に出ておるわけだわ。だから、裁判の行方を待ってということではなくて、まさに今度の控訴断念も大きな要因の一つは、市長の市長選挙というものがあるから、こういったものを市長選挙の争点にしたくない、それも政治判断だろうと私は思う。まして、この市報の訂正記事それよりも、やっぱりまちとまちがまだ争うということはここでは聞きたくないわけだ。

一番私が訴えたいのは、この議会において、臨時議会において日田市に場外車券場を設置することについての議案は否決されておる。そのことをあなたたちは忘れてはいかん。議会の同意を得て、そして日田市場外車券売り場進出というなら、私はこんなこと言いませんよ。大事なものをあなたたちは忘れてはいけません。それは、市民のまさに市長が言うところの市民世論。やはりこれ以上もう争うな。向こうの日田の市長だって議長だって言っておるではないですか。本当に市長が、もうこれ以上自治体同士の争いを長引かせたくないというのだったら、別府市が進出を断念するということが問題の解決の本質です。それはそうだろう。私は、何も日田市の立場で物を言うのではない。こういう歴史的経過を踏まえて、議会の否決もあった、そして、なおかつ市長は進出断念をしない。このまま年を越して。こういうのは、やっぱり健全な市長の政治姿勢ではない。今こそ市長は、明確な判断を、政治判断を下すべきであろう、私は思うわけであります。

それと同時に、これも、これは市長、大変なことなのだけれども、私は、前回の議会の中で、これも市長の政治姿勢とちょっと絡むのだけれども、この議事録に明確に載っておるから私は言わせてもらうのだけれども、これは、三十三番議員の質問に答えて安倍助役が、市長の奥様が、たばこの販売権を持ってこのパチンコ屋さんに卸しているのではないかというふうなニュアンスの質問をしたその答えで安倍助役がこう言った。「議員の御質問の中にありましたたばこに関する問題につきましては、これは全く私人の関係である、こういうふうに私どもは考えるところであります」。「私人の関係であると考えているところであります」ということは、これはどういうことなのかと、こう聞き直したい。これは重要なポイントを占めておる。誤解されやすい。

誤解されんように助役、もう一回ここのところを言ってください。わかりやすく言ったら、全くそれは関係ないことなのだと言いたいのか、いや、それは過去は過去であったかもしれんけれども、私人のときのことであるから行政は関係ありませんとっておるのか、どっちですか。

○助役（安倍一郎君） お答えをいたします。

「私人の関係」というふうに私がお答えを申し上げましたのは、一つは、そのいわゆる取り引きが始まったのが、いわゆる市長になってからではなくて、随分古い時期からのそういう取り引きである、こういうふうにお聞きをいたしております。それが一点であります。

それからもう一点は、「私人の関係」と申しましたのは、これは公の問題ではなくて、私人のいわゆる商取り引きの関係にある、こういうふうに私どもは認識しております。こういう意味で「私人の関係」と申し上げました。

○三十番（伊藤敏幸君） 助役の今の答弁は、大きな無理がある。だから私が一番最初に、市長の政治姿勢で一番大事なものは、身边をきれいにせねばいかんと言ったではないですか。市長は、ものすごい実績を持って今度の選挙戦に臨もうとしておるわけですよ。そうでしょう。その市長が、ひと昔であろうと、そういったことが事実として、それは市長就任の前の話だ、そんなので済むのですか。ましてそれが、日田サテライトの設置者である溝江建設が経営するパチンコ屋ではないですか。それを言われておるのではないかと。なぜそれをぴしっとせんのかと。そここのところをぴしゃっとしておかんと、日田のサテライト進出を何でやめんのかといたら、「そら見よ」と、そう言わざるを得んではないかと。私が言っておるのではない。みんな言っておる、これ。まして一番大事な部分。控訴は断念した。争いは長引かせたくない。これはいいことだ。それならもう、そこまで言うのだったら、まさにこのサテライト、日田の場外車券売り場の設置そのものも諸般の長引く争いは、もうこれ以上好ましくない。議会の議決のやっぱり重みを本当の意味でしんしゃくし、サテライトについては断念をいたしますということが、すごい市長としての政治決断であるし、大きくやっぱり三選目に臨む市長の勝利の原因になる。そういうところが、わかりやすく私は言っておるところなのだが、わからんのかなと思うのだけれども、御答弁ください。

○助役（安倍一郎君） お答えをいたします。

市が、当事者の分につきましては、先ほど申し上げましたような理由で、市の判断で控訴断念をいたしました。

発券の件につきましては、これは議員、先ほど御質問の中でも御指摘がありました。これは、この市報裁判とサテライトの設置の裁判、これは別の裁判だ、こういうふうに議員もおっしゃいましたが、私どももそう思っております。その意味で一月二十八日にある国の裁判結果等を見ながら、そういう動向を見ながら、今後市として

適正に処理をしたい、こういうふうに考えております。

さらに、もう一つ議員が御質問の中でありました、別府市が判断すれば国は云々という、そういうことがありましたが、私ども、国の方からそういうお話は一切伺っておりませんので、その点について回答させていただきます。

○市長（井上信幸君） 誤解をひとつ解きたいと思います。あえて三十番議員がおっしゃっていただきまして、この一般質問について個人のプライバシーに関する質問については、余り答弁すべきではないという規則がございますので、私ども今まで控えておりました、ずっと。まして私が、こういうプライバシーに関することについて答弁することが適切かどうかということも考えながら、ずっとこの八年間控えてきました。これはまた会議規則の六十二条にも、また一般事務の中の地方自治法の第二条二項にも固有事務、団体委任事務、行政事務のほか、機関委任事務にも及んでいるのが実態であるというふうに、それぞれの条項にも書かれておりますので、果たしてプライベートなこと、プライバシーのことが、こういう場で議論されていいのかどうか。この辺の私も判断に迷うわけでございます。だから、この辺もひとつ含めて、あえてこの件について弁明をせよというならば、この件だけは弁明をさせていただきたいのですが、ただ一言言わせていただくのは、事実と全く違うということでございます。この辺をひとつ御理解をいただきたいと思います。いつ、どこでそういうふうに結びつけられたのか、私も心外でございます。こういうことでひとつ御理解をいただきたいと思います。

○三十番（伊藤敏幸君） 市長あなた、そんならそれで質問した人にびちつと言わな、そういうことを。私のときにはそういうことを言うことない。この十四年の九月の議会で、まさに三十三番議員が、今、私が言ったではないか。この質問、議事録にちゃんと載っておる。そのときに、何で市長が今言ったことを言わんのですか、そういうことを議場でどうのこうのといって。私は、そのことについて助役が答えておるから、これはどういうことですかと今問い直したんです。まさに今、市長が言うのだったら、助役がそのときに、この六月のときに、そういうプライバシーのこと、プライベートなことを何で議場で言うのですか、答える必要はありませんと、明確に言いなさい。何を言っているのか。今ごろ、あなたがそういうことを言うからだめなのだ。

私が言いたいのは、市長は公人ですから、しかし市長選挙になったときにさまざま、議員も一緒ではないですか、身辺をびしっとしておかんと、どこからいろんな弾が飛んでくるかわかりません。これはもうまさに市長は、本当は降下の中を上昇、勝ち抜いてきたのだから、そんなこと私みたいな若い者から言われんでも一番わかっていることだ。何が後ろから来ようと前から来ようと横から来ようと、斜めから来ようと上から来ようと、どんといらっしゃいといってびしゃっと構えていくのが、私は市長ではないかなと、このように思うのです。

話がまた横に行っておるから本題に戻るけれども、このサテライトのときに私はこう言った。いいかい。もう来んでおくれというところに何で行くのか、行かんでいいではないか。来ておくれといったところがあるのに、わざわざ別府市に陳情まで来て、ちゃんと用意をして、別府市の場外車券場、売りましょう。また、その場外車券場が来ることに私たちも一生懸命応援しましょうと言った、宮崎の場外車券売り場はどうなったのですか。答弁してください。

○競輪事業課長（岩本常雄君） お答えいたします。

サテライトの設置につきましては、設置者が、設置に向けての準備を行い、設置の許可申請を行うものです。申請時に施行者をどこにするかを決めて申請を行います。ことしの九月に設置者より、許可申請の事前準備のために別府市に施行者としての打診がありました。そのときに、別府市といたしましては、日田裁判等いろいろな情勢を考慮したとき、現段階で判断することをもう少し、早いのではないかとということで見合わせるという返事をいたしました。そうしたところ設置者は、早急にサテライトについて建設したいということで、では、ほかの施行者の方に伺いを立ててもいいですかということで、別府としては、もういたし方ない、もう少し待っていただけないかということだったのですけれども、よその施行者に行ったようでございました。小倉競輪の方にまず最初にお話を持っていき、そこから武雄競輪の方に持っていき、最終的には武雄競輪が施行者としてサテライト宮崎をするようになりました。

○三十番（伊藤敏幸君） そら見なさい。あのときに言ったではないか。「来てください」とわざわざ別府市まで来て、宮崎市議会の議員さんや地元の自治会の皆さん方が挙げて陳情に来て、これだけ環境が整っておる宮崎に、「ぜひ別府の場外車券場を出してくださいよ」と。あなたたちも、ああ、ありがたいことだと。十分に検討して、当時の大塚助役やらあなたたちが会ったのだろう。それだけ気を遣ってしてくれた。

つい最近の記事ですよ。宮崎県と宮崎市が、競輪場外車券場工事を許可した。何だと思って私は見てたまがった。大分県の業者に建設予定地の造成工事を許可した。これはあなた、今、宇佐のサテライトをしておる業者だわ。そこに別府市の場外車券場が行くのかと思ったら、武雄競輪が行くことに決まったというのだ。許可も出た。来んでいいではないか、来んでくれという日田には、まだ今でも、いいや、考えは変わっておりません。行きます。どうしてそういうことをあなたなんかは言うのか。見よ、こうしたから取られてしまっ。武雄からかっさらわれたのと一緒ではないか。どれだけ日田の場外車券場が、場外車券売り場としてこの宮崎と差異が違うのですか。試算をあなたたちが出してもらったのを見たけれども、どれだけ違うのか。大変なことではないか。日田のサテライトにこだわっておって、一生懸命環境が整っておるときにはよそから取られてしまっ。この武雄は、来年の七月にはサテライトとして場外車券を売るような段取りになっておるのだ。別府市は、この日田の問題で何年引きず

ってきておるの。それでもまだあきらめん。そういうところが行政としておかしいと私は言っておるのだ。いいや、そんなことはもうどうでもいいのだ。私は一直線に日田サテライト、既成方針としてやると今でもお考えですか、市長。

○助役（安倍一郎君） お答えをいたします。

先ほど来申し上げておりますように、国と日田市が現在裁判を行っている中でこれまでの関係は無視いたしまして、その途中で別府市がこの発券をおりる、こういうようなことを言うことは、現在の状況下では困難でありますので、御理解を賜りたいと思います。

○三十番（伊藤敏幸君） 今のが明確な市長のお考えだろうと、市長は答えんかったけれども、私としてはそういう判断をします。

では、次に行きます。時間がない。消防について私は通告をしておりますから、残る時間をこの問題について質問をしてまいりたいと思います。

去る十二月四日にこの調査会がありました。先般の十一月十八日のこの火災についての説明が、消防長以下出席のもとにありました。それと、この資料ですけれども、消防署から出していただいた資料、これ以外にあなたたちは資料が、公に私たちに説明した以外の資料があるのではないですか。これが私は事実と思いたいけれども、消防署の中に当日出されてない資料というのがあるのではないですか。

○議長（首藤正君） やがて正規の時間がまいりますので、あらかじめ時間の延長をいたします。

○消防署長（首藤正喜君） お答えいたします。

調査が一通りというのでしょうか、ようやく集計できた段階で内部資料としてつくらせていただいたものがございます。

○三十番（伊藤敏幸君） 消防署長さんね、私がなぜこの質問を通告したかといいますと、本来、消防行政をつかさどる消防署の全職員が、一つ一つの事柄について、みんながやっぱり事実を共有するというのが、私は一番大事だろうと思うのですよ。まさに草牧普樹君が殉職をし、そして貴重な消防人命救助のために頑張った職員が、いまだ重症で入院している人もおる。こういうゆゆしき事態が発生した中で、消防署の当日出動しなかった全職員の皆さん方は、いまだ事実について明らかにされてない部分があるのですよ。この議場で私は、あなたたちを責める気は毛頭ありませんけれども、亡くなった草牧君が、どんな思いであの中に入り、命がけで、まさに命を落として消防魂、自分の使命を全うしたか。このことを本当にあなた方がむだにせんためにも、すべてを明らかにしていく必要があるのではないか。そういう意味からも、私はこの議場に席を置く、消防については無知な者かもしれませんが、別府市消防署の職員の皆さん方が、きょう今日までいまだ疑惑に、まだ知りたいと思っていることがたくさんあるのですよ。消防署長は、まさに生え抜きの消防の道を本当にまじ

めにやってきた方ですよ。その上が消防長。あなたも、きょうは私は明確なことは言いませんけれども、本当に不謹慎な部分の話がどんどん来ておる。とんでもないことではないか。この議場で私は言いませんけれども、そういうやっぱり事柄を明確にしていくことが、殉職した消防の職員のためにも当たり前ではないかと思うのですよ。一個一個のことに本当に私はきょう、余り聞きたくない。せめて内部の人が、職員が、消防長、消防署長に宛てた質問書とかちゃんとあるではないですか。こういうときに何でこういうことがあったのか、なぜこんなことが、初歩的なことができなかったのか。草牧君は、消防署採用何年ですか、そこだけちょっと教えてください。

○消防署長（首藤正喜君） 十三年度に採用されたものです。

○三十番（伊藤敏幸君） そうでしょうが。平成十三年度に採用された本当に新進気鋭の若き消防士ですよ。あなた方の物の考え方と私の物の考え方が違うかもしれんけれども、同じ消防の現場の人たちが、なぜ消防職員で採用されてまだ間がない職員が死ななければならなかったのかということが一番の知りたいところなのです。まさにさっき十二番議員が言ったけれども、通信司令の司令室におった人が何で行かなければ悪かったのか。いや、それはそのときの当直の都合で、たまたま都合が悪い。何か体の調子が悪かったのだらうと私は聞いておるけれども、しかし、あたら、この人が本当の意味の体制の中で完璧な消防業務というものを兼ね備えておったら、通信の担当が行く必要はないではないですか。その通信の担当の者が行かざるを得ない体制も大きな影響がある、問題がある。それが、私が一番心配する行政の大義名分である、機構改革とか行政改革の名のもとに現場の第一線の消防力が弱められたとすれば、重大な問題ではないですか。そんなことはないのですか。職員の皆さん方は、今の三部体制がいいのか、三部体制で無理はなかったのか、なぜそういう体制になったのか、なぜ草牧君が現場に行かざるを得なかったのか。そんな基本的な部分をあなた方は、この事故を教訓に何らまだ検証もしてないではないですか。消防士だから現場に行くのは当たり前、そんな簡単なものですか。消防士だから現場に行って救命するのは当たり前というのは、経験豊かな人たちが明確な指揮のもとに、そしてあたら平成十三年度に採用された職員を、おれに続けと言って入っていくのが、消防の基本中の基本ではないのかという内部の声があるのですよ。だから、私が今言っておる。私は素人かもしれんけれども、一つ一つの通報から現場到着、現場に着いてそれからの消火活動、鎮火まで、そして帰所するまでの明確な指揮系統に及ぶ、これについては、先ほど十二番がおっしゃったけれども、まさにそのとおりだ。そういったものが明確に今問われておるのではないのですかと、消防署の中に。

ある人はこう言いました。「今に大変なことになるぞ」ということをおっしゃる方もおりました。一番大事なものは、亡くなった草牧君の御両親、本当の事実を知りたいと言っているのですよ。私もお葬式のお参りをさせていただきました。草牧君が、な

ぜ消防署の職員になったのかという、涙ながらの弔辞を聞かせていただきました。すごい人なのです。だからこそ、ああいう人が殉職するということが、もうたまらんわけよ。この議会でも八人に及ぶ議員が質問の通告をしておりますけれども、事はそういう意味の重大さがあるのですよということを知ってもらいたいな。

消防力というのは、一体何なのかということですよ。くしくも消防長、あなたがおっしゃったけれども、消防力を高める。消防力というのは、すべての部分でいざとなったときに、こういうものが消防の体制から問われることのないように、そして日ごろの訓練と同時に消防職員の指揮が即できるように、一人一人の消防署の職員の皆さん方が使命感に燃えて、不平不満がそこに横たわることなく、いざとなったときのやっぱり指導体制に影響のないようにするべきだろうと思うのです。

それともう一点。あのときに消防署長が、調査会のときにこんなふうにおっしゃいました。隊は、本隊から朝日隊からいろいろ着いた。指揮系統、命令系統、両方から無線でこう言ってきてあった。だれが指揮したのかわからんけれども、放水中に水がとまった。どうして水がとまったのかわからん。消防署で聞くと、そのもとまでとまっておると、ポンプのもとまで。考えられんとあなたはおっしゃっておる、わからん。それはわからんことがたった一つ。万が一の場合でも何でこういうことになったのかということがあってはならんわけでしょうが。なぜそれが平然と「わかりません」。何でこうなったかということは、そこに大きな問題あり。指揮系統しかり。

それともう一つ。私が、さっき議会に適切な資料を出してないでしょうというときに、私の手元に資料があるのだけれども、火災が、告知があったのが十一時四十八分。そして、十一時五十五分に着いて――私の持つておる資料ですよ、これはあなたが書いたのだらうと思うのだけれども――十一時五十七分に、現場に着いてから三分後に煙が出ておった部分について確認して、そして火災ということを経無線通報した。そのときに小隊長というか、調査活動で行ったそのトップの人は、フラッシュオーバーを予感してドアを閉じた、こう書いておる。もうその時点でフラッシュオーバーというのを予感しておる。で、ドアを閉じた。これはいい、プロだから当然だ。ところが、そのときにフラッシュオーバーの予感をしたから、草牧君に「呼吸器を着ける」と指令しておるのだな。あのときに、調査会のときに消防署長はこう言った。呼吸器を着けて中に入った。警報ブザーが鳴ったというわけだ。警報ブザーというのは、酸素が残量少なくなりましたよと、こういうために知らせると、あなたはおっしゃった。通常、酸素の一本の、時間的にはあれは二十分と言ったのかな、ちょっとここが間違ったら悪いから……（発言する者あり）、二十分でいいのかな。また間違ったら言ってください。そのときに一番私が疑問に思ったのは、この草牧君、亡くなった草牧君が、呼吸器を着けて上司、隊長の命令で「中に入れ」、「行け」と、こういつて中に入った。この時間が……、ここは大事なところだから間違ったら悪い。六分、十二時六分

だな、中に入らせたのが。ところが、十二時六分に入らせたのはいいのだけれども、すぐ警報ベルが鳴ったのだ、と書いている、ここに。調査会に出されてない資料の中に。二十分もある例えば酸素ポンベが、入った途端に鳴っておるのよ。消防の人に聞くと、ちゃんとチェックしておるのではないかと、酸素の残量確認というのを。そして、いつも点検をして、いざとなったときに持っていくのだろう。その辺の、何で二十分の例えば許容量があるものが、入った途端に警報ベルが鳴らなければいかんのか。あのときの説明は、何か煙で真っ黒ですよ。あの酸素ポンベがなかったら命にかかわる。それがすぐ鳴ったという。

ところが、ここにあなた、内部で書いておるのは、草牧君はもう出たものと思ったと。「出る」。草牧君の警報ベルが鳴っておるから、「外に出る」と、こう言ったと書いておるけれども、本人は出ておらんかった。そのときに外に出ておったら、そんなことはない。警報ベルが鳴ったのは、草牧君のポンベだったのだ、そう書いておる。そして、「出る」。「警報ベルが鳴っておるから出る」と、こう言った上司は、出たかどうかは確認ができなかったと。できんはずだ、中に残っておって、二回目のフラッシュオーバーに遭っておると違うか。そういったことが、この前の四日の調査会の中にあなたたちから教えてもらっておらん。事実はどうだったのかと、こう、消防署の職員の皆さんも聞いておるわけだから、もうこの段になって事実を事実として掌握しながら、本当の意味の公表をしていかんと、いまだいつあるかも知れない火災のために、使命感に燃える別府市の消防の職員の皆さん方の疑問や、それから今度の南立石の事故の火災の教訓を本当に生かすための訓練やそういったものが、何も行われてないではないですか。その辺のところをどう考えておるのですか。

○消防署長（首藤正喜君） お答えいたします。

指揮・命令系統につきましては、当直責任者という形の者がおりまして、あらゆる災害において出動した場合、その者が最高責任者となり最終的な指揮をとることといたしております。

それから、空気ポンベの点検の件でございますが、当日、残量百キロという形の点検をなされたという報告を受けています。百キロの場合は、二十分間使用できることとなっております。ただし、草牧消防士が使いました呼吸器には、警報ベルの鳴る設定値があるわけですが、残量六十キロで設定していたらしいのですね。ということになりますと、二十分使えるものが、いわば正規な、タンクがゼロになるまでには二十分使えます。ただし、安全域という問題で計算いたしますと、八分の活動。あとの残りの十二分は、いわば避難をなささいよという形の警報ベルを鳴らしての明示であるというような形です。

それから、先ほどの資料の件でございますが、各隊からの上がってまいりました活動を大方の時間の中に置きかえて見てくれという形で置きかえて見たものなのです。

私ども、現場到着までの時間については、正確に無線交信を入れますので記録はとれますけれども、それから後の活動については、大方ここからここまでの移動はどのくらいかかったであろう、あろう、あろうという形の累計になってまいりますので、例えば前の活動、後ろの活動、これらも当然差異が出るものと思っています。ただ問題が、「大方」という形のを「分」という形であらわさないとわかりにくいと、こう思いまして、内部資料的にはそういう形の分刻みでの「ごろ」という形の表示はしなかったのですけれども、そういう形の資料をつくって検討資料にしようというような形でございます。

○三十番（伊藤敏幸君） 消防署長、今の答弁でもそうでしょう。ポンペ一個とってもそうではないですか。基本的にそういったものが、びしっといざというときに一般的にいう部分の酸素は入っておかんといかんわけ。そして、担がせるその指揮をする人が、ポンペの残量を確認せねばいかん。そこなのだ、問題は。それと同時に、「フラッシュオーバーの危険があるから、ポンペとってこい」。三人体制なのだから、それなら若い者に「自分の物も一緒に持ってこいよ」と言うぐらいのこれが基本ではないですか。「おまえのポンペ、はい、次」。平成十三年、まだ一年。それなのに酸素の残量も確認をしてないのではないかと、こう心配する職員の皆さんもおる中で、通常二十分のポンペが当たり前というのに、今あなたがおっしゃるような六〇%とかいったら、入ってすぐ鳴るのは当たり前ではないか。そういったことがあってはならんわけでしょうが、本当は。消防署の中の職員が言っておるのも、そう言っておるわけよ、そんなことは考えられんと。通常きちっと一〇〇%入っておって、二十分なら二十分のその消火活動に耐え得るだけの命の源ですよ、酸素というのは。入った途端に鳴るなんかということが考えられますか。

私は、草牧君の殉職を、どんなことがあっても無にしたいかんとあって、いろいろなことを調査させていただきました。時間がないけれども、本当に消防本部葬を二十日にやるけれども、それまでに遺族の方々や、そして仲間の消防の皆さん方すべてが、二度とこのようなことを起こさないためにも、事実に基づく報告と、そして同じ気持ちで市民の命、財産、火災から守る本来の消防行政に一日も早く戻れるようなこれからの答弁をぜひ期待をしたいと思います。

○十一番（高橋美智子君） 質問通告の順に従って、質問してまいります。

一番最初に、サテライト日田問題についてです。

先ほど伊藤議員が、随分いろいろなお話をされました。私もほぼ同じような意見でございますが、この中で特に訂正記事についてですが、これは明らかに別府市が間違いだったという訂正記事を書くわけですけれども、この問題の発端は、公的な発行物に対して、私は随分配慮が欠けたものだと思いますけれども、これはだれが考え書いたのか。だれがチェックをし、最終的に認めたのか。これについて責任はだれが負う

べきなのか。この責任を明らかにしないでそのまま過ごそうとしている。これは、日田市だけに対してのことではなくて、別府市民に対しても私は謝罪すべきだと、そういうふうに思っています。このことについてどう考えているかということをもっとお聞きしたいと思います。

○広報広聴課長（古庄 剛君） お答えいたします。

市報の原稿につきましては、この件につきましては、別府市としての考え方を書いたと私どもは理解しております。

それから、日田市の訂正文とともに市民に対する訂正といいますか、そういうものにつきましては、これまで市報は、県下のコンクールの中でもある程度評価をいただいておりますので、とは申しましても、今回の市報掲載についてこのような判決の内容がおりたわけでございますので、これを一つの契機といたしまして、よりよい市報をつくってまいりたいと思っております。

訂正文を掲載するということで、市民の方は、ある程度経過は理解しておりますので、わかっただけのものではないかと思っております。（発言する者あり）

○議長（首藤 正君） 執行部に申し上げますけれども、議員さんの質問をよく聞いて、答弁をしてください。

○市長公室長（林 慎一君） お答えいたします。

市報につきましては、担当課から原稿なりいろんな資料をいただく中で、市報担当が記載をし掲載しているような状況でございます。この市報につきましても、同じような考え方の中で、特に競輪事業について市民に周知していただくために、競輪事業課から基本的な文をいただいた中で、市報担当者とは基本的には詰める中でやっております。

責任につきましては、これは私、担当部長でございますので、私も責任があるものというふうに理解しております。

○十一番（高橋美智子君） 部長と課長がこういう発言を、内容に対してこういう配慮に欠けたようなことを本当に言えるかどうかというのは、皆さんわかっていると思うのです。だれがこれを言ったかというのは。もう多分言わなくても、みんなはわかっていると思います。ですから、こういうことをいつもいいかげんにしてきた別府市が、また同じことをするのはないかと、私はそういうことを心配しているわけです。そして、例えば先ほど言ったように、前のときに建設業者に対しての、溝江建設との関係、これについては何か市長が先ほど訂正というか、間違いだというようなことを言われましたけれども、もう一度お聞きしますけれども、市長は、業者との関係が本当はないのか。知人ではないのか。それをお聞きします。

○市長公室長（林 慎一君） 前段の部分について答弁させていただきましたけれども、今回の問題につきましては、結果として非常に当市にとりまして残念な結果というよ

うな考え方の中で判決がおりたわけでございます。そういった中で、我々も設置許可から三年という考え方の中で基本的には文書を書かせていただきましたけれども、それが認められなかったということが、今回判決で出たわけでございます。そういったいろんなことを考えたわけでございますが、当初、控訴についても検討いたしたわけでございますけれども、最終的には、先ほど助役さんからもお話がございましたように、県内の自治体との争いをこれ以上長引かせるべきではないという判断に立った中で、この判決を受け入れるというふうになったわけでございますので、御承知いただきたいと思っております。

○市長（井上信幸君） 先ほども申し上げましたが、この一般質問上で個人のプライバシーに関する質問については答弁すべきではないという基本的な会議規則がございます。それで今まで私は、私のことだけのみならず、ほかの方の他のことについてもプライバシーを侵害するようなことも多々ありましたけれども、私は、あえてここで答弁しなかったわけでございます。今の御指摘の点については、一口に言って一切ありません。それは、ベイビィラックという会社と十二、三年前からのお取引引きだと、これは定かではありません。そのお取引引きでありまして、逆に溝江建設なるものとは、一切その時点では私は知りません。こういうことを言うと何かまた誤解されそうでございますが、正直に言えば言ったでまた誤解される、こういうことでございます。それと、日田市とのそういういろんな問題点の中で、逆に溝江建設に直接行ってお会いになった議員さんもおられるようでございますね。私は、一切お会いしなかったのですが、何回かお会いしている方がいらっしゃるようでございます。これも議員さん方にいずれ報告する時期が来ればしますけれども、私は一切そんなことで会っていないのに、福岡に出向いて直接お会いされたという、こういう議員さんもいらっしゃるということをお聞きしております。

ですから、ここではそういうプライベートに関する問題については、私は差し控えさせていただきたい。いわばもう一度言わせていただきますけれども、そういう点については、風聞とか風評とかしま憶測とかデマ、中傷とかいいますけれども、一切ないということをはっきりとお伝えしておきたいと思っております。

○十一番（高橋美智子君） では、はっきりないということ、そういうふうに市長が言われましたので、それはそれとしてそうであろうかと思っております。しかし、先ほどの、この責任については、だれが責任なのですか、だれが責任をとるわけですか、これに対して。もう一度それを答えてください。

○市長公室長（林 慎一君） お答えいたします。

裁判には、当然のことながら双方の立場による主張というのがございます。今回の場合は、残念ながら我々の考え方について御理解がいただけなかった部分がございます。したがって、この関係については即控訴という考え方もあったわけござい

まずけれども、先ほど答弁させていただきましたように、この問題については、これ以上長引かせるのはいかなものかという判断の中で控訴を断念したような状況でございますので、その点、この問題についての責任というものについては、我々は、我々の関係でそういう記事を書かせさせていただきましたけれども、そういうことも御理解をいただいた中でお願いいたしたいと思えます。

○十一番（高橋美智子君） 今、室長は二回これを言いましたね。ということは、大分の地裁が、判断が間違いということですか。自分たちが、別府の言い分は正しいのだと、まだそういうふうにおっしゃるわけですか。そういうことではないですか。私たちは、別府市のことを認められないから残念だと、そういうことをおっしゃっている。（発言する者あり）まだですよ。これは、間違いであったということをして謝罪したのではないのですか。認めたのでしょうか。認めたのだから、「すみません」と言うのが本当ではないのですか。まだこういう言いわけをして、何回も言いわけをする。大分地裁の方は、あなたたちは間違っているのだ、そういうことをおっしゃりたいのですか。もしそれならば、別府市が正しいことをして、大分地裁が間違いの判断を犯したならば、それについて別府市の不利益になるようだったら、あなたたちは本当に控訴すべきでしょう。おかしいではないですか。

○市長公室長（林 慎一君） お答えいたします。

私がお話ししているのは、裁判の過程の中で我々も我々としての主義主張をさせていただきました。その結果が、このような判決になったわけでございますけれども、その結果、控訴をするかしないかの大きな判断の中には、実際的に我々は裁判の結果に対しては、肅々とそれに対して対応させていただきますけれども、記事そのものについての責任については、そこまで判断をするという考え方ではなくて、控訴の断念については、総合的な考え方の中でさせていただいたというふうに理解していただきたいと思えます。

○十一番（高橋美智子君） これは間違った、間違ったということは、記事が間違ったのですか。記事が間違った、書いた中身が、書き方が間違った。配慮が足りなかったから、こういう間違いで裁判に負けたのだ、そういうことを言っているのですか。私は、明らかにこの負けたという地裁の判決をやはりきちんと受けとめて、これは確かにそういう配慮というか、書き方が足りなかったからこういうことで誤解を招いたかもしれないという説明があるならば、それはやむを得ないかなという感じはいたします。しかし、後から言ったこと、助役が言ったことは何なのですかね。自分たちは間違っていないと。しかも、この議会で議決しているのですよね。それなのに自分たちは進出をするのだ、まだあきらめてないのだということをはっきりと言っているわけですね。これは一体何なのですか。そこをちょっと説明してください。

○助役（安倍一郎君） お答えをいたします。

この裁判結果につきましては、裁判が間違っているとか、その判決が間違っているとか何とかということをして市として言っているわけではないのです。市の主張が、この裁判の中で争ったのですが、取り上げていただけなかった。そういう意味で私どもは、「市として不満であります」、こういう言い方をコメント等でもさせていただいておるところです。不満ではありますが、やはりこれは県内の自治体と法廷の場でこれ以上いわゆる争いを長引かせたくない、こういう大乗的な見地から市としては控訴を断念した、こういうことであります。

それからもう一点。今回の裁判につきましては、地方公共団体、これは当然のことながら公共団体としての別府市が訴えられたものでありまして、職員が訴えられたものではないわけでありまして。これは当然のことです。そういうことから、いわゆる市の事務事業の執行に関連して発生したこの裁判の結果によって職員の責任を問うということは、一つは事務事業の効率的な運用に今後支障を来す、これが一点であります。それから二点目は、こういう勤労者保護、それから職員の士気に関すること、こういった点から問題がありますので、市としては、職員の処分については考えておりません。こういうことを申し上げております。

それから、市としてのこの責任につきましては、先ほど来室長からも申し上げておりますように、この判決に従いまして、一月号の市報、これにいわゆる訂正文を掲載する、そういうことで肅々と私どもは履行してまいりたい、こういうふうに考えております。

また、今後この判決の結果については、私ども十分にこれを学びまして、以後こういう市報の掲載等を行っていきたい、こういうふうに考えております。

○十一番（高橋美智子君） これは、別府市の名誉にかかわることだと思います。あなたたちが、自分たちの勝手に責任をとるとか、課の責任ではないとかいう問題では私はないと思うのですよ。これは、別府市民に迷惑をかけている、ということなのですよ。ただ自分たちが、そこで、その場で、こういうことは責任をとらんでいいのだとか、そういうことを何か便宜上に言っているみたいですがけれども、責任はやはり私は市長にあると思います。ですから、このことについてそれをうやむやにするところが、私はやはりおかしいと言っているのです。だから、これについては地裁の判決をちゃんと認めるべきコメントをしなければいけない、そういうふうに思っています。ですから、そういうような助役がいろいろ後をつけたような言い方をしたことは、明らかに間違いである。別府市民にとってのイメージをまだ悪くするというふうに思います。

それから……（発言する者あり）、市長、言いたいことがあるなら言ってください。（発言する者あり）

○議長（首藤 正君） 十一番議員さん、続けてください。

○十一番（高橋美智子君） だから、あなたたちは本当に市民のことを思って言うてはいないのですね。自分たちのことばかり思って言っているのではないか。ある人を守るといような方便をとりながら、本当に市民はどういう感情をもってこれについて受け、マイナスになっているかということを考えていらっしやらない、そういうふうに思います。

それから、日田市と国の裁判が今あっていますね。自転車競技法には、設置される自治体の保護規定がないという国側の判決が十月一日ですか、第九回公判でありましたですね。そのときに一番問題になったのは、この保護規定。原告適格がないという主張ですね。これが、今私たちの別府市のこの訂正記事によって日田市の原告適格を認めたのですよ。こういうところは、私は大変意味がある判決だと思っているわけです。というのは、この原告適格ということは、地方公共団体が社会的活動を行うことは、社会的評価が基礎になっている点で、私法人の場合と同様に扱うという結果を地裁が出しているのですね。ですから、国の判決がこれをもしも認めるならば、地方分権というか、そういうことがきちんとうたえる、そういうことでこれから国のいろんな人たち、また地方の裁判でもこれは注目をしているわけですよ。

それで、先ほど伊藤議員が言われたように、市長が本当にこれについて日田市と別府市がこれ以上争う、そういうようなことはやめてほしい、やめたいというならば、この判決の一月二十八日の結果が出る前に、むしろこのことについて地方自治法についてを認めてもらう、そういうような動きをされるのがいいのではないか。これは日田市の地方自治権を認めないということは、別府市のこれからいろいろ飛び火してくるいろんな問題、別府市にかかってもこの地方自治権に認められないということになるわけですから、そういう点においても別府市は、やはり地方自治権を持つ、これを認めるならば、市長が建設業者と知り合いではないと言っていましたけれども、これを話し合いで何とか断念できるような話をするならば、私は、本当に地方分権の法としての、言わば日本の国内で今裁判闘争をいろいろされていますけれども、これは本当に第一審の一番最初の地方分権を認める判決になるのではないかと、そして、それを市長がみずから回避した、そういう知恵が生まれた市長である、そういうことが評価されるのではないかと、そういうふうに思うのですけれども、これについてはいかがですか。

○観光経済部長（池部 光君） お答えいたします。

今、国と日田市と現在裁判中でございます。先ほど議員さんがおっしゃったように、一月二十八日に判決があるわけでございますので、その辺の原告適格等につきましてのコメントといたしますか、御答弁は差し控えさせていただきたい。

○十一番（高橋美智子君） 地方自治権で、あなたたちがするこれからの行政のことなのです。国がするわけではない。別府市の行政としてどうするべきかということ

を問われるわけですよ。ですから、国と今、日田市はその争いをしているわけですから、別府市はそういう解決を望まないで、別府市独自の解決を市長のサイドでできないか。それは今言ったように、業者との話し合いができて断念できないか、そういうことができませんかということをもう一度市長に聞きます。

○助役（安倍一郎君） お答えをさせていただきます。

地方自治権という今お話があって、ちょっと私が意味を取り違えているかも知わかりませんが、この問題は、今、現実には国と日田市で争われている内容そのものだと思います。だから、そのことについては、やっぱり私どもは、別府市といたしましては、一月二十八日の判決を見守るべきだ、こういうふう考えているところでございます。それから、今の議員さんの御意見につきましては、一つの御意見として承っておきたい、こういうふうに思います。

○十一番（高橋美智子君） 私は、そのことはもうわかりきったことなのです、今助役が言ったことは。だから、その一月二十八日に判決が出る前に、市長ができることが、判断があるではないか、そのことをすることが、本当に全国に向けたPR、別府市がこういうふうなことをし、市長みずからがこういう形で働いて、こういういい方向を生み出したと、そういうことが本当に別府市を高めるのではないか。そしてまた、市長も名解決になると、私はそれを申し上げたいわけです。笑っていらっしゃいますけれども、地方自治の今、世の中はいろいろ変わってきているのですよ。私もこれ、日田訴訟について随分勉強しました。そして、自治権の尊重が一番大事だというふうに私は思いました。ですから、この自治権を尊重するならば、日田の自治権を尊重する判決が出るか出ないかわかりませんが、しかし、別府市が本当に自治権を認めるとするならば、その前に本当にそういう争いをしない方法を考える知恵も市長として必要ではないか、そういうことを私は申し上げておきます。

それでは、余りわかっているらっしゃらないようなので……（笑声）次に、文化財について聞きます。

別府市の文化財について、一番の方は飛ばします。東別府駅舎について新聞とかマスコミなどでしかはっきりしたことがわからないのですが、また、これについて陳情が出ています。まちづくりの方たちからの陳情を受けているようですけれども、これが今、別府市はどのような方向で進もうとしているのか、今どういうふうになっているのか、そういう経過を教えてください。

○生涯学習課長（弥田弘幸君） お答えいたします。

経過についてちょっと御説明申し上げますが、ことしの七月下旬にJRの方から、東別府駅の建てかえについて通知がありまして、我々も初めて計画を知ったところでございます。生涯学習課では、東別府駅は近代化遺産であり、現在も使用されている施設で、文化財としての価値があるところから、別府市文化財調査員に現地視察をい

ただきまして、意見を受けましてから、八月三十日付 J R に保存についての要望書を提出したところでございます。J R からは九月十九日付で回答書をいただきましたが、内容は、相当の助成等が見込めなければ、建てかえることを前提に進めていくという内容でございました。十月十八日、別府市文化財調査員会議を開きまして、J R からの回答書の内容を説明し、今後の取り組みを協議したところでございます。県下に存在する駅舎において、東別府駅は、最も当時のおもかげを残している駅舎で、特に現在も使用されている施設であり、保存が望まれている施設で、市にとりましても重要なものとの認識から、市指定の有形文化財に指定し、助成も視野に入れて修復保存の方向で現在検討しているところでございます。

○十一番（高橋美智子君） 何か今度は教育委員会も早く取り組んで、浜田温泉の一つのああいう教訓があったからかなというふうに思いますけれども、これはそれとして本当に一生懸命頑張って取り組まれたということの評価いたしますが、この指定、J R は個人的なものですよね、J R の法人といいますか、そのものである。だから、例えば浜田温泉の場合は市のものであるわけですから、その違いがあるにもかかわらず、こういう早く取り組んだということですね。そして、これは、その前提になるものが大分県の近代化遺産の総合調査をすることによって認められたという平成六年度の、そういう一つの調査があるために、こういうこともきちんと教育委員会が言われたのではないかと思います。

それで、今聞きますと、ちょっとわからないのですが、現状保存とか修復保全ですか、することを方向として考え、そして、それについて J R も同意をしたいというようなことで取り組んでいる、そういうことでございますか。

○生涯学習課長（弥田弘幸君） お答えいたします。

現在の J R の東別府駅舎は、明治四十四年に建設されたものでございまして、すでに雨漏り等のために屋根地も傷んでおるといようなことを聞いております。それと、内外装も傷んでいるといようなところから、修復しなければ残すことができないといような J R の意向でございます。そういうところからうちの方は、先ほども言いましたけれども、文化財調査員の会議に諮りまして、こういう話が来ているといようなところから、文化財調査員の方も、これは残す方向でといような示唆もいただいておりますので、そのような形で取り組んでおるといようなところでございます。

○十一番（高橋美智子君） そうしたら、これは、別府市の指定文化財にきちんとし、そして助成も考えてしたいということを考えておられるのだと思いますので、これについては別に異論があるわけではありません。私は、この東別府の駅舎を見まして、その当時、大変寄附された人たちがたくさんいて、その石像が建っておりますね。すごいなと思ったのです。こういうふうに昔の人たちはやっぱり偉いなと思いましたね。これだけの寄附をされて、地域の人たちの思いがいっぱい生かされた駅舎という

か、その価値を認めない人は古いというふうに思われるかもしれませんが、やはりそういう文化財の認識を教育委員会が価値づけといいますか、それをきちんとしていただいたことが、やっぱりよかったなというふうに思っております。それでしたら、ぜひこの保存・修復に向けての皆さんの要望に沿うように努力していただきたいというふうにお願いいたしておきます。

では、次にまいります。次は介護保険事業計画の改定について。

よろしいですかね。すみません、どうも。この介護保険が今、一期が終わりまして二次計画を大詰めの段階だと思えます。総括をされて次の計画に進まれていると思えます。私はちょっと検討委員会の資料を見せていただきましたけれども、現状の認識がほとんど変わっていないというか、出ていないというふうに思いました。それから、大ざっぱに言えば、今までの一期事業内容、サービスはほとんど変えないで現状のまま、ただ、内容の質について考えていくというような、そういうことではないかというふうに思えます。介護保険が始まりまして、本当に担当課は大変だったと思えます。新しい制度の導入とか大幅な改革の中で何とか事務事業をこなしていくのが精いっぱいだったと、そういうふうに思えます。しかし、これは地方分権の試金石と言われたように、市町村での格差がすごい。本当にやっているところはすごいことをやっています。そして、別府市はといたら、私は少しやはりおくらしているのではないかな、でも頑張っているなというふうに思っています。特に私は、一期の実施の反省から、二期計画の中にぜひ議論をしていただきたい。あと一回しか検討委員会がないというふうにお聞きいたしましたので、ぜひこのことについての御議論をしていただきたいというふうに思って、提案しておきます。

施設についてですけれども、介護保険の目的は、介護を社会全体で支える仕組みであり、在宅介護を推進しているはずで本当はあったと思うのです。介護度が、軽い間は家族で介護して、重症化すれば施設入所を希望するケースがまたたくさん相次いで、待機者が相当数があります。それで、基本的には在宅介護よりも施設介護の方が、費用面でも恵まれている点が、特にこういう現実を皆さんが入れた方が得だというふうに思われていることがあると思うのです。それで、在宅サービスがそれに追いつくかどうかわかりませんが、それに見合うように在宅サービスをしっかりとやらないければ、この改正はできないと思うのです。この在宅サービスの充実を二期計画にどういうふうに生かしていこうとしているのか、その点についてお答えください。

○介護保険課長（杉田 浩君） 介護保険制度が、十二年より発足し早三年目を迎えて、おおむね順調に推移していると安堵していただいております。そういう中、今回、次期第二次の基本計画に取りかかっている現状でございますが、御指摘の件についてお答えいたします。

介護保険は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅

及び地域において、みずからが選択した介護サービスを受けながら、自立した日常生活を営むことができるように配慮された制度でございます。しかしながら、介護保険が始まって三年目を迎えているにもかかわらず、施設サービス志向が高いわけですが、その要因といたしまして、介護保険の誕生により家族介護が軽減されているのに対して、その軽減された介護でさえも現実には家族が担うことが困難と考えられていたり、施設サービスの方が、サービス量から見ると負担額が低いとか、介護保険における在宅サービスの多種多様性が浸透されていないなどが考えられるわけですが、これらの問題点は、今後、介護報酬の見直しや在宅サービスの状況提供、居宅でサービスを受けるための住環境の整備等、利用者と保険者とが一体となって具体的な取り組みを掲げて、少しでも介護保険の目的である在宅重視に向けて努力することが大事であると考えております。したがって、施設につきましては、在宅重視という法の趣旨からも、今後、国のさんしゃく基準も大きく伸びるものではありませんし、別府市におきましても、次期事業計画は微増にとどまっている現状でございます。

そのような中、在宅重視の観点から、在宅サービスの充実を図るには、まず家族が要介護者を見ていくための意識の啓発。例えば家庭や地域で介護していく力を養うため、保健や福祉との連携を深め、それらを総合的・一体的に介護サービスに掲げていくことの体制づくりが必要だと考えております。

また、在宅サービスの充実とともに、質の向上のためには、在宅サービスを提供する事業者及び在宅介護計画を作成するケアマネージャーの資質の向上に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○十一番（高橋美智子君） 課長、そのとおりなのですが、具体的にどういうことをするのかというのを言ってほしかったのですけれども。特に特別養護老人ホームの待機者なんかは大変多いですね。まだこれ、解消されてないのですけれども、私たちは、この介護の社会化を進める一万人市民委員会大分という、こういう冊子をつくったのですけれども、これは、大分県下の特養を全部聞き取り調査をして、大分県下の全部特養の状態を調べました。たぶん担当課もこういう施設のことについて調べると、本当はたった一つのところでも大変だと思うのですよ。それはたぶん行ったらおわかりになると思います。私たちは、そういう一つの会でしてしまして、いろんな人たちからも支援をされて、そういう会が調査をさせていただいたときに、ほとんど大分県下はやっぱり随分変わったなということを感じるのです。特養の施設は、本当に開放されてきました。そして、割と調査のいろんなこともきちんと正確に出していただきました。それは別府市にも言えることです。しかし、別府市はやっぱり何カ所かは大変まだ閉鎖的というか問題があると私は考えています。そういう点からちょっとここで御報告しますけれども、この調査の中で別府市の特養の待機者をちょっと数だけ言います。百四十名、それから二百名、百三名、それから三百二十六名、百五

十一名、百五十四名。これは六施設のことです。全部で合計しましたら千七十四人が待機者です。そして、ダブリもこれはあると思うので、実数は半分以下ではないかと思っていますが、四百から四百五十ぐらいが大体待機をしているのではないかと思います。

それで、この待機者が減らないという現実があるわけですがけれども、これについて対処をどのように考えているのかを教えてください。

○介護保険課長（杉田 浩君） お答えいたします。

待機者の件でございますが、私たちのところにおきまして、本年六月の調査において特別養護老人ホームへの入所待機者は、四百名を少し超えたぐらいと推計しております。この対策でございますが、本年八月に厚生労働省より、必要性の高いものの優先的な入所に努めるよう義務づけることにつきまして、具体的な指針を作成することが適当であるとの判断が、地方自治法第二百四十五条の四の規定に基づく技術的助言として発布されました。これを受けまして、本年十一月六日に大分県と大分県老人福祉施設協議会から、特別養護老人ホーム入所指針が示され、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案した入所検討委員会を設置し、入所決定過程の透明性・公平性を確保するように、各施設に対して通知されたところでございます。これにより、今後、各施設につきましては、入所基準を定めた上で適正な入所決定が行われるものと考えております。

一方、市といたしましては、第二期事業計画の策定に当たりまして、介護の基本理念である在宅サービスの基盤とのバランスに配慮した施設サービス基盤の拡充に努めてまいりたいと考えております。

○十一番（高橋美智子君） それはマニュアルどおりなのですよ、課長がおっしゃっているのは。だから別府市はどうするかという方法ですね。待機者を減らす方法ですよ。それをやっぱり別府で考えなければいけない。施設に丸投げしたら、本当に透明性とか言葉で言っても本当に解決できないのですよ。これは、今までできないからこういうふうにならずと解消しないまま残っているわけですよ。そういうことだと思います。

それで、この特養ホームですね。実際に全国の自治体で先着順でしたですね。それを必要度順に改める動きが広まっているわけですね。これは実際に神戸市が待機者が半分以下になったという実績が上がっています。これについては、神戸市では介護保険の導入された二〇〇〇年――別府市も同じように――特養への申し込みが増加したわけです。結局、入所できないのではというようなことで心配をされて、申し込みがあったのが、その当時千五百人だった入所待機者が、十二月には四千二百人もなったそうです。それで、これについてこういうようなことをすると、やはりいつまでたっても解消できないということで、特養の中身をいろいろと改善したこともありますけ

れども、特に担当者は、先着順というところ、別府市も問題がありますよね、いろいろ問題があると思います。それで、この順番どりのために元気な間に申し込んでおいて、複数の特養に並行して応募する人が多いので、だんだんふえていくわけですね。だから、これでやったら、みんなは心配するばかりなのです。それで、このままでは本当に必要とする人の順番が回ってこないという危機感を深めて、福祉施設の団体と協議をして、必要度順に改めた基準をスタートさせているわけです。この新基準は、介護度と在宅サービスの利用率を点数換算し、点数が高い人から入所できる仕組み。もう詳しくは言いません、これはまた資料が要ったら言ってください。そして、導入後にこの待機者は半分になっているのですね、半数になっている。そして、一番これが大きく働いたのではないかということは、担当者、ケアマネージャーが、必要なときに申し込めば大丈夫ということで、そんなに心配しないでいいよ、入れるよということをやっていると説明をして、先延ばしをしないというようなことをしたそうです。それが、大変功を奏したということでもあります。

特に私は、大阪が導入しかけているので、これは別府市に当てはまるなと思ったのは、六十五歳以上の世帯の三五%がひとり暮らしという、大阪市もこの先着順をやったり見直しているのです。特に別府市は多いですよ、ひとり暮らしとか、それから老人二人世帯ですね。こういうのが別府市の特徴だろうと思いますので、そういう解消をするためにも、やはり私はこのやり方を学ぶべきではないかなということを御提案をしておきます。でも、これは先ほど課長がおっしゃったように、特養の待機者が多いというのは、あくまで在宅サービスが質・量ともに不足しているからですね。こういう自宅でも安心して介護できる体制をつくるということがまず一番だろうと思いますので、そういうことに御尽力をお願いしたいと思います。

別府市の場合、この施設の待機者が四百人とさっきおっしゃったので考えてみますと、私は、神戸方式でいくなれば二百人ぐらい、半数でできるというふうに思っていますが、その中の二百人のうちの百人、九十七床は、別府市でやってないことがありますよね、四億五千万近くの黒字を出していますよね。グループホームのことをやってないと思います。グループホームは、県も計画に乗り、実際にやってほしいというオーケーが出ているのだけれども、別府市はやってなくて、四億五千万円の黒を持っている、そういうことから、私は、ぜひこの九十七床の枠があるのをやはり早急に別府市は取り組むべきだ、そういうふうに思っていますけれども、これについてはどうですか。

○介護保険課長（杉田 浩君） お答えいたします。

それと、先ほどの優先入所の件も、せっかくなので制度ができましたので、私達も皆さんにそこら辺の御説明はしていきたいと考えております。

それから、グループホームの件でございますが、痴呆性高齢者の対策といたしまし

て、介護保険制度創設期より痴呆対応型共同生活介護であるグループホームの重要性が、以前より叫ばれておりました。別府市におきましては、平成十三年度までには一事業所の定員九名であり、当初計画を大幅に下回っていた状況でございますが、本年十月に新たに一事業所が開設し、また年度末にはもう一つの事業所が開設予定となっております。平成十五年度以降につきましても、すでに複数の開所希望事業者が、大分県に事業所指定の申請をしており、現時点におきまして、開設予定がすでに計画人数に達している状況でございます。

○十一番（高橋美智子君） それで、ぜひですね。県は、何か一つはいい方向を示しても、いろいろなことが、すっと言うほど簡単にはしてないようなところもあるようですので、別府市が、やっぱり頑張っってこれを早く実現をしていただきたい、そういうふうをお願いをしておきます。

そして、その後これ、質の向上などとか、別府市は介護保険が主になっていますが、本当は違うのですよね。機構改革の上では高齢者福祉があって、そして一つに介護保険があって、そして地域福祉がある、そういうふうな機構でないとおかしいと思っているのです。それなのにいつまでも、今、別府市は一生懸命介護保険ばかり言って、私たちも言っていますけれども、本来は高齢者福祉はどういうふうな地域福祉計画をつくるかということを一歩化してやらないといけないのだけれども、今は介護保険の計画しか出ていません。ですから、また三月議会でもお聞きしますけれども、高齢者福祉それからゴールドプランですね、それから地域福祉計画、これを一体化したものを考えていただきたいということをお願ひしたい。

それから、質のことも実際に施設とかいろいろ行ったらわかると思いますけれども、なかなか簡単にはそれはわかりません。でも、いろんな調査をしないとわからない。だから、そういうことをやはりもう別府市がそろそろ考えて、第三者機関でもやはりいろんなことを考えながらしていくような方向をお願いしたいということをお願いして、この介護保険については、もう質問を終わります。

そして、あと残された時間はちょっとしかありませんので、最後に、「別府市の声を公平・公正に扱うために」という質問を出しております。先ほど、市長の政治姿勢ということで随分いろんな方からお話が出ました。私も、本当に市民の声をみんなに公平に聞いているのかなということ、今の市長がやっているのかなということ、何かどうも二階のあの部屋は、ちょっと「伏魔殿」と言ったら悪いけれども、何か閉鎖的である。そして、なかなか言いわけをして入れてくれない。そういうような話を聞きました。それで私は、実際にどういうぐあいに、私ももう八年近く議員をしていて市長室に入ったのは、団体の方との陳情のときに三回ぐらいしか入っておりませんが、本当に入るのが難しいのだなということを感じたのですけれども、それで、この別府市の例えば市民のいろんな人たちの陳情が上がって、そしてどういうふうな事

務処理をして市長まで行って、そしてどういうふうに解決をしているのかを、簡単にお話をしてください。

○広報広聴課長（古庄 剛君） お答えいたします。

要望等の対応につきましては、本来なら市長が直接対応するのがいいのかと思いますが、市長は、公務で不在の場合とそれから外に出ている場合もございます。そういうこととおおむね対応につきましては、助役以下担当部課長の職員で対応しております。しかしながら、助役以下担当職員で対応した場合でも、その都度上司に報告して判断を仰ぐようにいたしております。

○十一番（高橋美智子君） 大概、陳情とか要望とかいうのは、文書を書いているいろんな署名をして、そして皆さんの意見を持ってきている。だから、本当は市長が一番会ってほしいわけです。市長に会って話をさせていただきたいというか、回答を求めたいというのが、みんなの意見であろうと思うのです。

ところが、各課に半分以上は回していますよね、半分ぐらいは回していますね。それで、実際にそういう要望がどれぐらいあったのかと聞いたら、こんな数ではないと私は思うのですけれども、十一年度に五十二件ほどあった。それから十二年は六十一件、それから十三年度は二十八件、十四年度は三十八件ですね。これは、実際に十何件かしか市長は会ってないと、そういうことになっているのですけれども、私は、その陳情書を出して市長に何度も何度もそういう要望をしながら全然会えなかった人たちのことを知っているものですから、本当にこういう処理がされているのか。また、私たちも課へかなりの署名を毎年毎年持っていくにもかかわらず、ある課にどこかにぼんと置かれているのかわからないのですけれども、その回答もはっきり出してない。そういうような事務的な処理をきちんとされてない嫌いがあると思うのですが、これについてはどうですか。

○広報広聴課長（古庄 剛君） お答えいたします。

ちなみにこれは市長が直接会ったという件数ではなくて、要望の件数というふうに私は出したつもりでございます。今年度、十四年度の中で、この中で市長が会われたのは、私が記憶している限りでは五件ぐらいではないかと思えます。ちょうどこれは市長の公務の都合で時間がとれたということで会っていただいたということだと思えます。

それで、例えば市長が会われる場合でも、その都度、担当部課長の見解というものを求めておりますので、要望に対して、会わなかったから無視されたといえますか、要望が通らなかった、それから、会ったから要望が通ったというような扱いはしてないつもりでございます。

○市長公室長（林 慎一君） お答えいたします。

先ほど、「伏魔殿」というようなちょっと言葉が出たわけでございますけれども、

非常に何か我々としては、何か魔物がいるところというふうに見られているのかなということで、この言葉については非常に心外であるというふうに思っております。

陳情・要望につきましては、極力日程を調整する中で対応いたしておるわけですが、御存じのように、市長は、土曜日・日曜日、それから勤務時間の内外を問わず非常に多忙なような状況の中で、休みもとれないような状況でございます。そういった中で極力調整をさせてお会いさせていただいておるわけですが、また、陳情・要望をされる方の中には、逆にマスコミさんの方に先に流して、もうこの日程でということでお話に来る方もいらっしゃいますし、また、全然何もアボもなしに私どもの方に参る場合もございます。こういったこともございますけれども、今後とも、先ほど課長からも話させていただきましたけれども、市長が公務多忙ということで助役以下で対応する場合がございますけれども、これにつきましても、すべて上司に報告する中で対応させていただいております。

それから、先ほど言われました担当課で受け付ける分というのがございます。これについては、さきの議会において高橋議員さんの方からもその点について御指摘も受けております。それで、我々としても担当課の方にそういう陳情・要望の取り扱いについて一度文書で出したわけですが、その点については、まだ徹底してない分がございますので、この点の事務取り扱いについて再度、文書を出す中で調整をさせていただきたいというふうに思っております。

○市長（井上信幸君） いろいろ御指摘をいただきましたが、私も八十に及ぶ課の決裁をしなければいけません。それぞれの部長の御意見、助役、三役の御意見それから課長の御意見、そういうものを承りながら毎日決裁をしております。また、外部とのいろんな行事、土曜日も日曜日もなく海外からのお客様、また県外からのお客様、市外からのいろんな会合、これに出てくれ、出てくれと。やはりそこにも出て私どもは極力、市民として、ひとり市長としてその対応をさせていただいております。別に私は、遊んでいて皆様方にお会いせんというわけではございません。この辺はひとつ十分に御理解をいただかなければならんと思います。

それと、やはりその時間帯がちょうど重なる場合がございます。その重なるときに私が行けないときには、どうしても助役あるいは部長に行っていたかなければならんこともあるし、私が不在のときには、その留守番役として対応をしてもらわなければならんことがあると思います。こういうことでいろいろございますが、ちょっとどういう意味で言われたか知りませんが、市長室は蛇が出たり魔物が出るところではございません。ひとつ私からではなくて、あなたの方から、もしよかったら御訂正をいただきたいと思います。

○十一番（高橋美智子君） それでは、さっきの「伏魔殿」ということは、訂正をさせていただきます。しかし私は、入りにくいところであるということは事実だと、そ

うということだけは申し上げておきたいと思います。

それで、さっき言った、市長が遊んでいるなど、一つも私は言っておりません。市長は本当に忙しいということは、もう十分わかっております。ですから、その整理をするのが秘書広報課ではないか、そういうふうに思っています。ですから、そういう文書をきちんと、どういうふうに処理をするかということをやはりきちんとされないといけないのではないかと。例えば、ただ電話一本で市長に会う。もちろんいろんな方がおられると思うから、それは一つの礼儀上、いろんな方の順番はあると思います。しかし、万近くの署名を持って行って全然会わないとか、そういうようなことの不平等さはやめていただきたい、そういうふうに思います。そして、できましたら、そういうまた誤解を与えるようなその入り口の部門での対応についても、やはり私は、これからきちんと、私たちが例えばこういう署名のあれを、どういうような署名を得ているのですかといったら、こういう部分が、どれが出ていますとか、さっと出るくらいきちんとしていただきたい。そして今私も、請願書やいろんなガイドブックとか見てみたら、市町村でみんなまちまちなのですね、やり方は。整理の仕方が。だけれども、やはりきちんと、その出たものについては、きちんとした回答をして文書処理をしているのです。ですから、そういうことが、別府市は全然してないということではないですけれども、やはりこれはきちんとされて、どれぐらいのものがどういうふうに市長とお会いになって、こういう問題があるのだということも、私たちが知る必要があると思います。ですから、そういう点の配慮をしていただきたい。

例えば、私たちが会えないのに、市長は今たくさんの方が会っているということ私には聞けません。今は特に改選期であるので、いろんな要望があるのかもしれませんが、何かたくさんの方が会っているというふうに私は聞いています。それなら、たくさんの方を、署名とかそういうきちんとした手続きを踏まないで、そういうのを市長がどんどん会うということは、市長も大変ではないですか。そういう点の配慮は、やっぱり市長部局できちんとしなければいけないし、そして、「何でこういう人たちがこういうところに行っているのかな」というふうに思うこともあるし、またフリーパスでぱっと行っている人もあるし、そこら辺をやっぱり、そういう疑問を抱かれるようなことがないようにきちんとやっていただきたい、そういうふうに思っていますけれども、それについてはどうですか。

○市長（井上信幸君） あなたの御忠告は御忠告として聞かさせていただきます。

また、ちょっと誤解があるようでございますが、いろんな点について私どもが出向いて聞く場合、そしてまた各御町内、校区行ってに我々を囲んでいただく場合、また私どもが市政報告をする場合、いろいろあります。また急遽の場合は、議員さん方の御要望があれば、その都度議員さん方は最優先でお会いしているつもりでございますから、その辺も誤解のないようにいたしておいてください。

○十一番（高橋美智子君） 本当に誤解がないようにひとつ、では、そちらでちゃんとやってください。それをひとつお願いして、終わります。

○議長（首藤 正君） 休憩いたします。

午後五時 零分 休憩

午後五時 十五分 再開

○議長（首藤 正君） 再開いたします。

○五番（松川峰生君） 最後になりました。よろしく申し上げます。それでは、通告の順に従って質問をさせていただきたいと思えます。

まず、今、市内に私も車で走っております。恐らく執行部の方あるいは先輩議員の皆さん、あるいは同僚議員の皆さんもお気づきのことと思えますが、タクシーあるいは公用車でライトの点滅をいたしております。これは、事故防止ということで平成十一年から始めております。特に夕暮れの早目のヘッドライト点滅運動、（「点灯だ」と呼ぶ者あり）あ、すみません、点灯運動を行っております。失礼いたしました。このことにつきまして、これから公用車についてもぜひともこの点灯運動を、今は夕暮れどきにやっているようですが、これも朝、業務期間中にやったらどうかということで、今回、一般質問の提言をさせていただきました。

先般、某タクシー会社にお尋ねに行きました。その間、平成八年から十年の間は、死亡者が、五時から七時の間で二十四名、その中で高年齢者が十八人。点灯を始めた平成十一年から十三年度までは、十六名全体で亡くなっている。大きくやはり減少しています。大変効果があっているのではないかな。大分県の早目のヘッドライトの点灯運動は、死者の減少に大きく寄与している。この会社では、ことしの七月以降、この運動を実施している現在、やはり事故件数が大変減っているという報告を、きょうの朝、来る前にいただいてまいりました。今後、別府市の公用車について、この点灯運動を遂行していただいたらどうか、お答えいただきたいと思います。

○総務課長（藤野 博君） お答えいたします。

現在、市内の一部のタクシーやトラックの車の昼間の点灯をちらほら見かけておるところでございます。（「バスもやっておるぞ」と呼ぶ者あり）バスもつけておるようです。当市の公用車につきましては、昨年十月から、今御質問にありましたように、早目の点灯運動、これを実施しておるところでございます。

今回の一般質問の通告をいただきまして、早速、警察の交通課の方に法的な面またこの点灯の効果についてお尋ねをしてまいりましたけれども、現在では効果についての明らかな資料はまだ把握してないということでもございました。昼間のライト点灯につきましては、歩行者や対向車に自分の車の存在を知らしめるという観点から、また交通安全の観点から非常に有効ではないかというお話を受けたところでございます。

そして、清掃業務課長とこの件についてお話をしてまいりましたが、清掃業務課の

ごみ収集車につきましては、交通安全の観点から、この十二月の初めから収集のときに昼間からライト点灯を行ったということを伺っております。

今後、公用車を持っております各課の課長さんも含めまして、早急な取り組みを検討してまいりたいと考えております。

○五番（松川峰生君） ぜひそのような方向でお願いしたいと思います。ただ先般、課長と打ち合わせの段階で、中には大分耐用年数が古い車があって、もしかしたらバッテリーが上がるのではないかというようなお話もいただきましたけれども、この辺のところも踏まえまして、ぜひとも事故が減るようにですね……。やはり実際運転していますと、よく目立ちます。私もこの質問をした限り、私自身もやっていきたいと思ひますし、ぜひ先輩議員、同僚議員の方たちも車のライトをつける。ただし、おられた後、消し忘れないようお願いして、この項の質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございます。

次に移ります。山川課長、どうぞ中に。準備はよろこばいましょうか。それでは、生活保護行政についてお尋ねしたいと思ひます。

日本経済は今、未曾有の不況の風が吹き荒れています。失業者もふえ続け、県下二〇〇〇年度の赤字法人率は、全国で第二十七位、九州・沖縄地区では五年連続ワースト一位の不名誉な記録が今続いています。ことしの二月下旬にランキングが国税庁から発表され、税務統計速報をもとに集計されたもので、県内の普通法人約二万三千社のうち約一万五千社が赤字で、比率にして約六八％です。先月発表されました赤字法人比率は、約六七％と報告されています。この数字から見ても厳しさが証明されています。また、九九年度の市町村所得において、別府市は一人当たり約二百四十三万円、十一市のうちで六番目となっております。また、県内の観光動態調査では、昨年度の観光客は約二百四十六万人ふえていますが、宿泊者は減少いたしてあります。日帰り客はふえていますが、一人当たりの消費額は減少いたしてあります。

このように厳しい経済状況の中、失業率も増加し、失業した人に給付する雇用保険は、パンク寸前に現在来ています。雇用保険の積立金は、かつては約四兆七千億円もありましたが、九四年以降取り崩しを続け、今や千四百億円と底を尽きかねない状態となっております。さらに銀行の不良債権処理がうまくいかなければ、六十万人程度の失業者が増加するとも言われています。このような厳しい状況の中、本市においても例外ではなく、一層厳しさがふえていると思ひます。

そこで、以上述べた経済環境からも、本市も毎年ふえ続けている扶助費、中でも生活保護について現状はどのようになっているのか、御説明をお願いします。

○社会福祉課長（山川浩平君） ただいま議員さんから御説明ございましたように、不況の影響を受けまして、当市も非常に厳しい状況でございます。それで、御質問の趣旨に従いまして、過去三年間の推移を決算数値で御説明をさせていただきたいと思

います。

まず、生活扶助費の決算額でございますけれども、平成十一年度が五十四億六千万円、十二年度が五十五億三千三百万円、十三年度が五十八億三千二百万円。それから保護人員、保護世帯、保護率の推移でございますけれども、十一年から十三年まで順を追って数値を御説明したいと思います。保護人員につきましては、十一年度が二千四百七十二人、続きまして二千五百七十九人、二千六百五十二人という状況になっております。保護世帯につきましては、平成十一年度が千九百八十八世帯、十二年度が二千八十世帯、十三年度が二千百三十世帯。それから保護率ですが、十一年度が一九・六三パーミ、十二年度が二〇・五四パーミ、十三年度が二一・一七パーミという状況になっております。現状ということになりますと、一番近い数字で平成十四年度、本年度の九月現在ということになりますので、九月現在で御説明させていただきますと、保護世帯が二千二百二十五世帯、人員が二千七百六十八人、保護率が二二・四パーミということで、大体推移としましては、前年対比で一パーミの増加ということになっておりますけれども、これも大体全国平均と同じような状況で推移をいたしております。

○五番（松川峰生君） 確実にふえているということが、今の御説明でわかりました。大変このお仕事をされる中、御苦勞が多いかと思っておりますけれども、極力このところを十分把握して業務を遂行していただきたい、そのように思っております。

中でも、先般、某新聞に、「失業の不安四人に一人」という記事が載っております。これは、民間企業で働く人のうち、四人に一人が失業の不安を感じていることが、連合総合生活開発研究所の調査でわかっています。同研究所では、不良債権処理の加速化議論も出て不安が高まるのではないかとしている。調査は、企業に勤める二十代から五十代の約九百人を対象に十月に実施し、約八百人から回答を得た。昨年から年二回調査し、ことしは四回目です。「一年以内に失業するかもしれないという不安を感じる」と答えた人は、八百人中二五％です。前回四月の調査より四ポイント増、産業別では建設業が最も多く、全体の約三九％、中小企業で失業への不安が高い。「失業したら、今の勤め先と同等の仕事を見つけられるか」との質問は、「困難」が約六五％です。失業の不安に対する事故防衛策として、「生活費を節約している」のが四〇％、「特に何もしていない」が三八％、「自費で仕事や生活や転職に役立つ勉強をしている」が一七％。このように大変厳しい状態にあります。

特に保護率が確実に伸びていることは、全国的にも不況の影響が大きいと思うが、生活保護を受けている人の割合が、ここ七年伸び続け、九三年度の世帯数では全国で約八十八万世帯、二〇〇〇年では百七万人で過去最高となっています。中でも問題は、不正受給の件数と金額では二千二百三十四件、額にして約二十億円。これが、現在五千三百十七件と、金額が約四十億円に倍増しています。大変大きな不正受給です。国

民の善意と信頼の上に成り立っているこの生活保護制度を守るにも、不正受給は断じて許されるものではないと思いますが、ここで、本市の受給者の最高年齢者、それから一番若い方、それから家族で一番多い家族の方が、もし今時点でわかれば教えていただきたいと思います。

○社会福祉課長（山川浩平君） 生活保護の中で、最高年齢者は百二歳でございます。それと、一番若い人はと言われますと、ゼロ歳からいますので、そういう状況でございます。あと、多人数では七人世帯というのが一番多い世帯でございます。それで、生活保護費につきましては、それぞれ国の基準に従いまして保護費、最低生活費を歳出するわけですけれども、その加算とか、その他いろんな状況で生活扶助費決定額というのは変わってきますので、そういう状況で推移をいたしております。

○五番（松川峰生君） 先ほども申し上げましたように、保護率が確実に伸びていることが明確に読み取れます。ここで、その理由が、不況等もいろいろありますが、本市の性格上のこともあると思います。そのため、ケースワーカー一人一人の担当が、必然的にふえていると思いますが、この辺のところについてお答えいただければありがたいと思います。

○社会福祉課長（山川浩平君） すみません、基本的な部分からまずお答えをさせていただきたいと思いますが、国の基準では、基本的には一担当者当たり八十世帯という状況が、もう決められております。今は保護者はふえておりますので、百世帯以上をみんな持って動いているというのが現状でございます。では、その状況をどういうふうに打破するかということになりますと、やはり勉強会をたびたび重ねておりますので、効率的な家庭訪問をまず遂行するというところで、適正化に向けてということ動いております。それと、あとは査察指導員の位置というのが非常に大事になってきますので、処遇困難ケースが、最近非常にふえております。そういうものを査察指導員のところである程度解決をして、円滑な業務遂行に努めている、そういう現状でございます。

○五番（松川峰生君） ありがとうございます。

次に、まず今の話の中で約八十世帯に一人のケースワーカー、今、本市では百人を超える。大変御苦労が多いことと思います。特に第一線で働いているケースワーカーの仕事は、たぶん御苦労の連続だと。警察のような捜査権は持っていないので、不正受給を見つけるのも、その確定には大変な時間と労力を費やさなければならないと思います。ケースワーカーの仕事は、不正受給を確定させたら終わりというものではないと私は思っています。多くの場合、資産もない不正受給者と対面し、返還の具体的な方法を考え、約束させ、実行させるという困難な作業が続いていることと思います。大変御苦労だと思います。こうしたケースワーカーを監視する査察指導員、これは高度な専門知識、技術、常識、倫理を備えた者でなければ難しいことと思います。

厚生労働省の資料によりますと、係長、課長としてケースワーカーを監督する査察指導員の三割は、ケースワーカーとしての実務経験は全く持っていない。小規模な福祉事務所では、ケースワーカー経験のない査察指導員が、生活保護行政を運営しているところが半数を超えている。さらに、ケースワーカーの二割は新人で占められている。査察指導員の中には、関連法案や施策の知識もなく、保護申請者とのコミュニケーションもとれず、どう対応してよいのか決められない方もおられる。ここでは部下の指導や教育など望むべきもなく、県・市の人事部は、生活保護の大切さを認識して、何よりもまず査察指導員にはケースワーカーの経験のある者を配置するべきであると言っています。不正受給に対しては、その処理を個々のケースワーカーに任せるものではなく、所長以下の幹部が中心となって組織的に対応するようにしなければならない。組織の分担を明確にし、ケースワーカーの負担が少しでも軽減する方策をとるべきである。場合によっては、他のケースワーカーの応援も考えなければならないと思いますが、この点についてお答えいただければありがたいと思います。

○社会福祉課長（山川浩平君） 大変ありがたい御提言で、ありがとうございます。査察指導員は、現在三名おります。そして担当課でも御配慮いただきまして、現在、査察指導員三名は、これは断続的になるわけですけれども、経験年数は一応十年以上の者が皆座っております。それで、処遇困難ケースが今本当に頻繁に起こっておりますけれども、指導員がまず率先して出ていく。場合によっては私も参事も行きますので、そういう状況で苦しい状況を乗り越えております。それで、今後もその辺の御提言をいただきましたので、担当課ともいろいろ協議しながら、今後もうまくこれが運営できますように努力していきたいと思っておりますので、よろしく願います。

○五番（松川峰生君） ぜひともそのような形でお願いし、公平・公正な生活保護行政をお願いしたいと思います。

なお次に、代理人受領制度についてお伺いしたいと思います。

まず、この代理人受領制度はどのような制度なのか。それから一つ。もしお答えいただければありがたいのですが、生活保護の中で最高の滞納額者と月数がもしわかれば、一緒をお願いしたいと思います。

○社会福祉課長（山川浩平君） それでは、まず代理受領それから滞納のお話も出ましたので、あわせてちょっと御説明させていただきたいと思っておりますけれども、代理受領の件につきましては先般、松川議員さんから御質問ございました。それで平成十四年、本年の一月、それと直近では十一月、統計が出ておりますので、この対比でちょっと御説明をさせていただきたいと思っております。

まず代理受領ですけれども、代理受領制度は、平成十二年十一月にこれはスタートしました。その後、平成十四年一月で生活保護に関しましては、代理受領が五十一世帯、そして十一月現在では七十五世帯、二十五件ふえております。それと滞納世帯は、

平成十四年一月で三十九世帯、十四年十一月では四十九世帯ということで十件ふえておりますけれども、これは、生活保護世帯がふえておりますので、いわゆる生活困窮になって家賃も払えないような人が生活保護に陥って、現実的に滞納世帯として計上されるということがございますので、一応世帯としてはふえておりますけれども、これに関連しまして、では滞納額はどういうことになっているのかということになりますと、平成十四年一月では約三百三十六万ございましたけれども、住宅係との連携によりまして、平成十四年十一月現在では二百八十九万円、約四十七万円の滞納が整理できております。これが内部での成果だと私は思っております。

今後も長期滞納者等ございますので、その辺、逐次住宅係と連携をとりながらこの整理に努めてまいりたいと思っておりますけれども、先ほど議員さんが言われました生活保護世帯で一番滞納している人が幾らぐらいかという話ですけれども、これは先般もお話ししましたように、たぶん三十五万前後だったと思います。数字が間違っているといけませんので、その辺はまた後ほど御説明したいと思います。

○五番（松川峰生君） 確実に、この代理人受領制度の効果が出ているということをお聞きしました。ぜひ今後、このようにしてこの家賃については、今、市の住宅についても大変多くなっていますので、一層の努力をしていただきたい、そう思っております。

最後の質問になりますけれども、今後の傾向、保護の相談件数。今一カ月で七十件ぐらい、超えている月もあるというふうにお聞きいたしております。これはやはり異常な状況ではないかと思っております。昨年は、相談件数が月三十五件平均だったとも聞いております。これから心配しておりますのは、今後、生活保護相談になじまないケースも多過ぎるのではないかなと。どのような内容の生活保護の相談があるのか。今までと違った点あるいは気がつく点がありましたら、教えていただきたいと思っております。

○社会福祉課長（山川浩平君） お答えいたします。

確かに前年度対比しますと、一カ月ですけれども、五月で統計をとりましたときに、十三年度は約三十五件、これが大体年間の平均だったのですが、ことしの五月では約七十件の相談件数があります。これはなぜかというのを、中を調べております。調べた結果、まさに生活保護になじまないと私たちは思っておりますけれども、面接体制を確かに整備しました。その関係でいわゆる生活保護そのもの直接のお話ではなくて、金銭のトラブルであったり、住宅のあっせんであったり、夫婦間の問題であったり、法律相談であったりとか、そのようなもろもろの状況が発生しております。それで、特にこの中で私どもが一番対応してあげないといけないのではないかなと思っておるのが、就職の問題ですけれども、これは関係機関がございますので、本来、私どもはそういうところをお願いしていただきたいのですけれども、私どもに相談に来る以上は、やはり職安OBを配置していただいておりますので、何らかの手だてを

して、例えばトキ八の中にパートサテライトとかありますので、そういうところにどうぞ行ってください。場合によっては「こういう仕事があります」ということもあっせんしておりますけれども、それ以上求められても、私どもはなかなか対応しにくい。そういうことで相談が非常にふえているというのが現状でございますので、どうぞ御理解をお願いしたいと思います。

○五番（松川峰生君） 先ほどもありましたように、一人でたくさんの方を抱えて大変御苦労があると思います。これからもぜひその方たちの気持ちを救ってあげまして、正しい生活保護行政を行っていただきますようお願いして、この件の質問を終わります。ありがとうございました。

次に、消防行政について。

もうこれは、先ほどから多くの先輩議員、特に後藤議員がすばらしい格調のある質問をされましたので、私が尋ねるのは一カ所だけ。ただ、先ほどの質問の最中、余りにも後藤議員、緊張の余り私の頭につばが大分飛んできまして、このうなじのところに冷たい水がかかりまして、これで眠気が覚めたかな、そう思います。本当にありがとうございます。

特に消火活動に伴う事故原因等は、もう取り消させていただきます。

私がお聞きしたいのは、消防の職員の数が大変少なくなっています。これも先ほど三十番議員さんからも出ましたので、一つだけ。やはり資料の中で、このまま十年間、職員さんが退職しますと、約八十五名と。もし間違っていましたら、後で教えてください。平成十四年度から二十三年度までに。今、井上市政のもと、この近年は五名。このまま行きますとも、退職者の方が多くなりまして、どんどん職員さんが減ってくると思うのですね。一層職員の配置に厳しさが増すのではないかな、そのように思います。この現状についてお答えいただければありがたいと思います。

○消防本部庶務課長（吉本皓行君） お答えいたします。

消防職員の現員の状況でございますけれども、昭和四十八年、条例定数では百八十六名でございますけれども、この四十八年を最大に百八十六名の人員でございました。昭和五十三年には百七十六名、それから五十八年には百六十四名、昭和六十二年には条例定数を百八十六名から百五十一名に改正いたしまして、実人員が百五十一名、平成五年には百四十九名、平成七年には百四十六名、平成十三年におきましては、消防本部の組織の見直しを実施いたしております。それで、消防本部の機構を庶務課、警防課、予防課の三課体制を二課体制、庶務課、予防課の二課体制の機構改革を実施し、職員数が、現在の百四十三名となっておりますのでございます。

○五番（松川峰生君） 先ほども出ましたけれども、やはり今回、今まで二交代制が三交代になったという中で、やはり多少私自身は影響が出ているのではないかな、そのように自分自身は感じております。やはりその中で私がちょっと考えたいのは、別

府市本部は業務の専従化、救助隊、消防隊、救急隊、はしご隊など仕事は、ほとんど専門化になっていると思います。大分県下では、大分市と別府市だけではないかと思えます。最近の災害の多様化、業務の多面化、専門化を考えたときに、専従化は絶対に必要だと思うのですね、やはり。はしご隊、救急隊、ちゃんと分かれて。先ほども話が出ましたけれども、ほかのところから回すということが果たしてどうなのかということも先ほど出ました。今後、このようなことも考えていただきまして、専従化にはやはり人員が私は必要だ、そう思っております。しかし、現状の人員では、やはりそのとおりやると不足がどうもあれかな、不足するのではないかなと思います。

そして、こここのところで隊の編成の見直し、それから出張所の統廃合につきましても、やはり別府市は広域合併もかありません。狭い地域に人口が密集しております。こんな状況でなぜあんなに私は出張所が要るのかな。もう統廃合も考えるべきではないかな。亀川地区、亀川出張所におきましては、立命館アジア太平洋大学等人口の増加がありますけれども、ほかにおいては、もう統廃合していいのではないかな。特に私の提案ですけれども、亀川、朝日は救急隊のみ、浜町は救急隊とはしご隊のみ。そうすると消防隊三隊が本署に集中することになるので、一車当たりの消防職員さんの乗る、今は恐らく一車で三人ぐらいだと思うのですけれども、そういうところも兼ね合っただけ統廃合したらどうかな、そのように僕自身は考えるのですけれども、あわせてこの件、どのようにお考えか。隊の編成の見直しと出張所の統廃合についてお答えいただければありがたいと思います。

○消防本部庶務課長（吉本皓行君） お答えいたします。

まず隊の編成でございますけれども、現在の隊の編成につきましては、消防署におきましては百二十名でございます。その中で三部制の三個中隊で編成しております。まず、一中隊の人員が四十名で編成されております。その一中隊の編成内容ですけれども、本署におきましては、中隊長が一名、小隊長二名、それと消防隊四名、救急隊が三名、はしご隊が三名、救助隊が四名、通信の司令室が四名の合計二十一名でございます。出張所におきましては、各出張所の人員ですけれども、消防隊が三名と救急隊が三名の六名、これの三出張所で十八名となります。合計が、一中隊が四十名で編成をされておるところでございます。

それから、職員の編成替えということでございますけれども、各出張所が現在、最小限度の人員を配置している関係上、きょう、午前中でも説明申し上げましたけれども、職員の病休とか年休とかいうのが出てまいります。そういった関係で本署の方から職員を配置して災害の体制について備えている状況であります。

それから、先ほど言いました隊の編成につきましても、今後、隊の編成につきましても、十分に検討していきたいなと、このように考えておるところでございます。

それから、消防署の出張所の統廃合でございますけれども、議員さんから御提言をいただきました。そういったことも考えまして、今後検討していきたいと思っております。出張所の統廃合につきましては、最近の事例では、鉄輪の出張所と扇山の出張所を平成五年に統廃合しまして、現在の朝日出張所を建設いたしております。それから、出張所の統廃合でございますけれども、出張所につきましては、地域の実情とか地域住民の思い、いろいろなことがあるかと思えます。その辺のところを十分に検討していかなければならないのかなということでございます。いずれにしましても、今後の消防行政のあり方につきましては、この機会を利用しまして、全般的に十分に協議をして検討していきたいな、このように考えているところでございます。

○五番（松川峰生君） ありがとうございます。今後とも隊の編成あるいは出張所の統廃合等についても、ぜひ御検討いただきたいと思えます。

なお、この項の質問はこれからまた多くの議員の方が質問されますので、私はこの項の質問はこれで終わりますけれども、草牧消防士長さんに心から哀悼の意をあらわすとともに、二名の方の一日も早い回復をお祈り申し上げまして、この消防行政の質問を終わります。

次に、学校施設及び体育施設の改善と整備について。

先般、別府市PTA連合会から市長の方にも要望がありまして、市長の方からこのような答えをいただいております。施設のリニューアルなど各種対策を進めているが、まだ古いものがかなりあり、総点検をしたい。通学路に関しては、まず市道に面した学校を対象に安全対策に取り組みたい。大変ありがたく思います。ぜひそのようにお願いしたいと思います。

中でも私がきょう質問をさせていただきますのは校舎ですけれども、特に小・中学校の施設については、今、大変古くなっていると思えますが、現状と今後の整備状況についてお答えいただきたいと思えます。

○教育総務課長（安部 強君） お答えいたします。

学校施設のうち校舎につきましては、幼稚園から高等学校まで全部で九十一棟ございます。そのうちの二六％に当たります二十四棟が、築後四十年以上経過している建物になっているところであります。平成八年度以降、毎年一棟以上を耐震補強を兼ねて大規模改造をやってきたところであります。この額につきましては、総額で二十二億円以上を今のところ投入しているところであります。今後につきましても、学校施設が災害時の避難箇所、拠点となっていることもありまして、今後とも一校に一棟は安全な施設を確保していきたい、そういうふうを考えております。

○五番（松川峰生君） 今聞きますと、やはり二六％が築後四十年以上ということですので今お聞きしました。また、これまで約二十二億円のお金を投入しているということでございますけれども、やはり学校は、僕らも学び、思い出に残るふるさとであると思

います。ぜひこの学校の整備につきましては、大変費用も予算もかかるとは思いますが、逐一どんどん進めていただきたい、そう思っております。

それから体育館についてですが、私も時々体育館の方に参ります。体育館のつくりについて、素人がこのようなことを申すと大変おこがましいと思うのですが、屋根のつくりが、雨降りなんかのとき、ひどく音がはじくのですね。中で会話するのも難しいくらいどっと降ります。横風にも時々しみるような体育館を見たこともあります。今後、体育館につきましては、やはり屋根をつくるときにその音、防音といいますが、そこまでオーバーではなくても、音の問題等もぜひ課長みずから行っていただきまして、どのくらい音がするか、ぜひ一回聞いていただきたいと思っておりますけれども、今後、体育館も相当古いところがあります、整備についてはどのになっているのか、お答えいただきたいと思っております。

○教育総務課長（安部 強君） お答えいたします。

体育館につきましては、校舎と違いまして、大規模改造をやる場合に国の補助基準が七千万円以上が対象になるという決まりがございます。体育館を当たる場合、四千万から五千万円程度という概算をはじめしております。したがいまして、これは全部市の一般財源でやらなければいけない単独事業ということになりますので、今のところでは、やるのがちょっと難しいのかなと思っております。したがいまして、現在では屋根の改修、窓枠とかの改修等、そういうできるところからやっているのが現状であります。

○五番（松川峰生君） ぜひこの体育館、先ほど課長自身も答弁されましたけれども、子供たちが使うことでなく、それだけでなくやはり避難場所、あるいは地域の方たちの集まり、あるいはスポーツでいろんな、各種スポーツで使われていますので、ぜひともそのようなところをお酌みおきいただきまして、改修等にまた目を配っていただくようお願いして、この項の質問を終わります。

それでは、最後の質問。絶対評価による学校間の格差について、質問をさせていただきます。

私たちは長い間、ほとんど相対評価ということですとずっとやってきました。特に相対評価は、クラス内の順位、特に五点と一点が、その割合が七%、それから四点と二点が二四%、三点が三八%など、そのように輪切りにされてきたのが、今までの評価の仕方だったと思います。ただし、いいところは、自分が何番におるか、そういうわかることもあると思います。私なんかは成績が悪かったから、必ずこの点で何%かなという読みが出たのですが、ただ、わからなくてもどんどん進められた授業の記憶がございます。

そこで、今回、絶対評価にかわったこと、本年度から学習指導要綱の中で絶対評価で子供たちが受けたことで、一学期が終わった後、子供たちがそれぞれにこの絶対評

価を見て自分なりの評価や、あるいは保護者がどう思っているかということについて少し質問をさせていただきたいと思いますが、まず、現場の先生方はどのような声を持っておるか、お聞かせください。

○学校教育課長（小畑善実君） お答えいたします。

現場の教師の声でございますが、絶対評価になったことによりまして、相対評価のときのように人数等の制約がなくなりまして、子供の努力の跡を正確に評価できるというメリットを感じている教師が多かったようでございます。反面、評価にかかる時間が多くなりまして、また評価基準の作成作業と申しますか、大変だったという声、また自分の作成しました評価基準――基準でございますが――よいのだろうかという声も聞かれました。

○五番（松川峰生君） 今度の絶対評価、全員が理解できる授業づくりに向けて、先生方の意識改革も大変必要であろうか、そう私は思っています。また絶対評価をするには、先生方個々の児童・学生に目を向けた評価が重要ではなからうかな、そう思っております。その中で、先ほど申し上げましたように、相対評価の場合は、パーセンテージで通知表の点がわかりますけれども、極端なことを言いますと、絶対評価では全員が五点あるいは全員が四点というようなことも可能性としてあるわけですね。そういうところも含めて本当に先生方が子供のこと、中にはやはり先生自身の評価もされますので、子供たちに安易にいい点をつけるのではないかな、そういうような心配も今、杞憂しているところでもありますけれども、まず子供たちが、今回、絶対評価の通知をもらって、保護者に当然見せていると思います。教育委員会の方で保護者の反応はどのような反応があったか、知り得る範囲で結構ですから、お答えいただければありがたいと思います。

○学校教育課長（小畑善実君） お答えいたします。

保護者の反応でございますが、通知表は新しくなりましたが、評価の仕方に大きな変化がなかったことから、今までと同じような感想を持った保護者が多かったように思います。また、頑張った分だけ評価され、子供の励みになる。一方では、子供が、今全体のどのくらいの位置にいるかわかりづらいという意見もございました。このことから、絶対評価の生まれた背景、趣旨につきまして、今後も説明を続けていく必要があると考えます。

なお、絶対評価の生まれた背景としまして、最も重要な理由としましては、すべての子供に基礎・基本を確実に身につけさせることにあると考えております。

○五番（松川峰生君） やはり絶対評価、これは評価の單元ごとに、例えば関心・意欲・態度、思考・判断、技能・表現、知識・理解の四つの観点別にして評価をしていると思います。その中で小学校の「大変よい」、「よい」、「努力しよう」の観点別の評定は、子供たちに本当にやる気につながるかどうか、その辺はどのようにお考え

でしょうか。

○学校教育課長（小畑善実君） お答えいたします。

小学校の「大変よい」、「よい」、「努力しよう」の観点別の評定でございますが、子供たちのやる気につながるかというお尋ねでございます。私は、子供たちの意欲、やる気を生み出せると考えていますし、小学校の通知表は、自分の伸びや努力点などに着目しやすく、また周囲の称賛や励ましにより意欲が増し、具体的な目標を描きやすくなると考えています。

○五番（松川峰生君） それぞれ各学校別の中では、その評価、値するものがあるのではないかと思いますけれども、私が心配するのは、今後、学校間による絶対評価による格差が生じないためにはどのような対策をとっているのか。この学校間、ひいては小学校から中学に行って高校入試があります。そのときに子供たちが、自分は今の辺におるのか、あるいは自分の点が本当に大丈夫なのか、そういうところを心配する声も聞きます。その点についてどのような対策をとっているのか、お聞かせください。

○学校教育課長（小畑善実君） お答えいたします。

学校間格差が生じないような対策でございますが、小・中学校とも各学校から評価委員という方が集まりまして評価の研究をします評価研究委員会が、別府市にはございます。そこでは絶対評価の研究や新しい通知表に対します共通理解を行っているところでございます。また、学校間格差をなくす具体的な手だてとしまして、例えば関心・意欲・態度では、ノートづくりや学習のまとめという共通の目安をつくりまして、さらにその細かな基準を定めそれを点数化するということで、評価に差が生じないような方法も考えられます。このような評価方法につきまして、それぞれの学校の評価研究委員が中心となりまして、校内研修で研究し、お互いにチェックし合うことで、より客観性のある絶対評価にする取り組みをしています。

○五番（松川峰生君） この問題、なかなか大変基準づくりが難しいとは思いますが、特に中学校間の評価基準に格差がなくなる限り、なかなか絶対評価の導入については難しい部分があるのではないかなというふうに私自身は思っています。今、課長が答えたように、できるだけ格差のないよう教育委員会からまた各学校に指導、あるいは校長会などでもお話ししていただければありがたい、そう思います。

それから、先生方の評価が、相対評価よりも甘くなるのではないかなというような心配もしています。その点についてもあわせて後でお答えしていただければありがたいと思います。それと、マニュアルのようなものがあるかどうか。

○学校教育課長（小畑善実君） お答えいたします。

マニュアルと申しますか、評価基準を作成するための参考資料はございます。その一つとしまして、ことしの二月、平成十四年二月でございますが、国立教育政策研究

所が示しました「評価基準の作成参考資料」、それから、今年の同じく三月に大分県の教育委員会の方から「これからの評価のあり方」、それらを参考にしていますし、また、教科書会社等の評価基準等も参考にしています。

○五番（松川峰生君） 最後の質問になりますけれども、いよいよこの絶対評価で来年、高校入試があります。高校入試の内申書の評価は、どのように行われるのか。もう一つは、相対評価、絶対評価を含めたこれからの評価のあり方について、あわせて御答弁いただきたいと思います。

○学校教育課長（小畑善実君） お答えいたします。

高校入試の調査書の評価でございますが、本年度の高校進学調査書につきましては、全国的にはおおむね七割の都道府県が絶対評価を採用しています。本県、大分県の場合でございますが、本年度は、これまでと同様の相対評価で実施されとお聞きしています。

それから、もう一点でございます。これからの評価のあり方でございますが、本年度から新学習指導要領が実施され、そのねらいでございます、生きる力をはぐくむことを目指すという、このねらいを実現するための教育活動の一環として行われ、児童・生徒一人一人の学習状況を適切にとらえまして、指導の改善に生かさなければならぬと考えています。そのためには、目標に準拠した評価、いわゆる絶対評価と児童生徒一人一人のよい点や進歩、伸びの状況を積極的に評価する個人内評価を充実することがポイントになると考えます。これまでは集団に準拠した評価、いわゆる相対評価を学習評価の基本にしてきましたが、このたび、御承知のように目標に準拠した評価、いわゆる絶対評価へと切りかえられたわけでございます。担当課としましては、評価の客観性を保つという点に厳しい目を向けながら、絶対評価による評価を進めてまいりたいと考えています。

また、評価に当たりましては教師が単独で、ひとりで主観的な判断を下すことは避けるべきであると考えています。そこで、それぞれの学校で事前によく評価について研究し、学校の実情に合った評価基準をつくり上げる必要があると考えます。さらには、評価に関するこれらの基準を公開しまして、子供や保護者が納得し、信頼できる評価システムを確立していくことが課題であると考えています。

○五番（松川峰生君） 今、来年度は相対評価で内申書が行くということですが、次の年はどうなりますか。

○学校教育課長（小畑善実君） お答えいたします。

その次の年は、そのあたり本年度の実情等を検討しまして、今のところまだお答えはいたしていません。

○五番（松川峰生君） はい、わかりました。今回、絶対評価の通知表が学習意欲の向上に生かされ、家庭と学校の共通理解を図るものとなるよう、新しい通知表評価の

あり方を学校長、あるいは先生方に周知徹底していただくようお願いして、私のきょうの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（首藤 正君） お諮りいたします。本日の一般質問はこの程度で打ち切り、明日定刻から一般質問を続行いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） 御異議なしと認めます。

よって、本日の一般質問はこの程度で打ち切り、明日定刻から一般質問を続行いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。次の本会議は、明日定刻から開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後六時 七分 散会